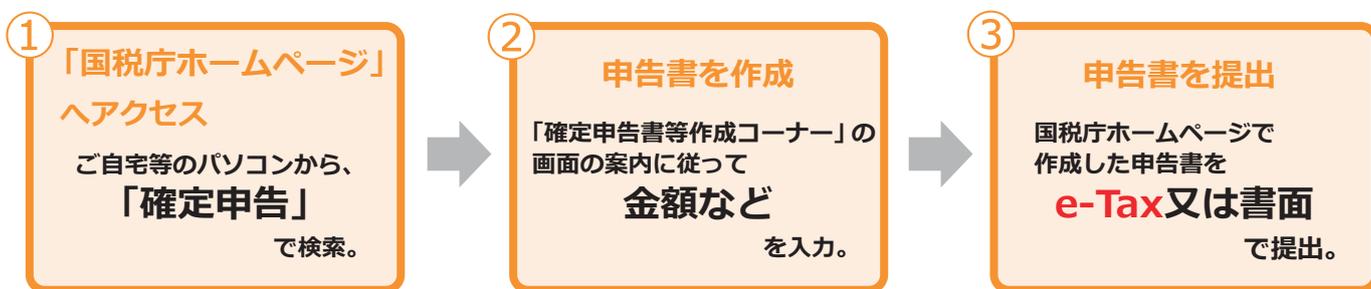


# 令和元年分 贈与税の申告のしかた

- この冊子は、一般的な事項を説明しています。**目次**は、次ページをご覧ください。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。この「贈与税の申告のしかた」において、「令和元年分」とあるのは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。
- 令和元年分の贈与税の申告書の受付は、**令和2年2月3日(月)から同年3月16日(月)まで**です。
- 令和元年分の贈与税の納期限は、**令和2年3月16日(月)**です。

## 申告書は、「国税庁ホームページ」で作成できます！



確定申告

検索

作成方法の概要や入力例は、15～19ページをご覧ください。

## 贈与税の申告書には、「マイナンバー」の記載が必要です！

贈与税の申告書には、

### マイナンバー（12桁）の記載

申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告をされる方（財産の贈与を受けた方）のマイナンバーの記載が必要です。

### 本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告をされる方（財産の贈与を受けた方）の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

が必要です。

【本人確認書類の例】 例1 マイナンバーカード

例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

詳しくは、6ページをご覧ください。

**マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンから e-Tax で送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！**

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」

【<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>】をご覧ください。

## マイナンバーカードの取得方法

マイナンバーカードは郵便・パソコン・スマホなどから申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法

検索

スマホによる申請方法はこちら！



# 目 次

## I はじめに

1 贈与税の概要	
(1) 暦年課税	2
(2) 相続時精算課税	4
2 贈与税の申告書の提出期間と提出先	6
3 贈与税の申告書の種類	6
4 マイナンバー（個人番号）の記載等について	6
5 贈与税の納付	7
6 贈与税の申告に誤りがある場合	9
7 参考	
(1) 贈与税の納税義務者及び納税義務の範囲の概要	10
(2) 贈与税の課税財産	11
(3) 信託に関する権利等の贈与	12
(4) 贈与財産の評価	13

## II 申告書の作成例等

1 「国税庁ホームページ」を利用した申告書の作成	15
2 贈与税の申告書の書きかた	20
3 申告書の作成例	
【事例1】 暦年課税（特例税率）を適用する場合	26
【事例2】 暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合	28
【事例3】 贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合	30
《贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート・添付書類》	31
【事例4】 相続時精算課税を適用する場合	32
《相続時精算課税を選択する場合のチェックシート・添付書類》	35
【事例5】 住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合	36
【事例6】 住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税 選択の特例を適用する場合	38
○ 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分	42
《A 住宅取得等資金の非課税のチェックシート・添付書類》	43
《B 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例のチェックシート・添付書類》	47
《C 住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）のチェックシート・添付書類》	51
【事例7】 農地等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合	55
《農地等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の添付書類》	58
【事例8】 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合	59
《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）のチェックシート》	61

## III 各種特例の概要等

1 贈与税の配偶者控除の特例	65
2 住宅取得等資金の非課税	66
3 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例	69
4 震災に係る住宅取得等資金の非課税	71
5 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）	73
6 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）	74
7 農地等についての納税猶予及び免除の特例	75
8 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等	78
9 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例	88
10 医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例	92
11 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例	93
12 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等	94
13 相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置	101
14 災害により被害を受けた場合	101

【参考】 贈与税（暦年課税）の税額の計算明細	103
相続時精算課税選択届出書（様式）	105
本人確認書類（写）添付台紙（様式）	107
取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領	109

## 暦年課税と相続時精算課税の概要図

財産の贈与を受けた人（「受贈者」といいます。）は、次の場合に、財産の贈与をした人（「贈与者」といいます。）ごとに相続時精算課税を選択することができます。

相続時精算課税を選択できる場合（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）

- ・贈与者 → 60歳以上の者（父母や祖父母など）
- ・受贈者 → 20歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人及び孫

相続時精算課税を

選択する

相続時精算課税

### 【 贈 与 税 】

- ① 贈与財産の価額から控除する金額  
**特別控除額 2,500万円**  
前年までに特別控除額を使用した場合には、**2,500万円**から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。
- ② 税率  
特別控除額を超えた部分に対して、**一律20%の税率**を適用して計算します。

※ 「相続時精算課税」を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

相続時に精算

### 【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。  
その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されます。

選択しない

暦年課税

### 【 贈 与 税 】

- ① 贈与財産の価額から控除する金額  
**基礎控除額 毎年110万円**
- ② 税率  
基礎控除後の課税価格に対して、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じ、**「一般税率」又は「特例税率」**を適用して計算します。

※ 直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳以上である場合には、「特例税率」を適用して計算します。

また、「特例税率」の適用がない財産については、「一般税率」を適用して計算します。

上記税率を適用した贈与税額の計算方法など詳しくは、2ページ以降をご覧ください。

### 【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額（贈与時の時価）は加算しなければなりません。

その際、既に支払った贈与税額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されません。

# I はじめに

## 1 贈与税の概要

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間に財産の贈与（法人からの贈与を除きます。）を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ① 「暦年課税」を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき
- ② 「相続時精算課税」を適用するとき

（注） 人格のない社団や財団又は持分の定めのない法人は個人とみなされて贈与税がかかることがあります。この場合の贈与税額の計算方法等については、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

### (1) 暦年課税

#### イ 概要

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（1年間に2人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から2回以上にわたり贈与を受けた場合には、それらの贈与を受けた財産の価額の合計額）を基に贈与税額を計算する方式です。

その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。

#### ロ 適用される税率

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて、3ページの「贈与税の速算表」により「一般税率」又は「特例税率」のいずれかを適用して贈与税額を計算します。

##### (イ) 一般税率

直系尊属（父母や祖父母など）以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や受贈者が贈与の年の1月1日において20歳未満である場合には、「一般税率」を適用して贈与税額を計算します。この「一般税率」の適用がある財産を「一般贈与財産」といいます。

##### (ロ) 特例税率

直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。この「特例税率」の適用がある財産を「特例贈与財産」といいます。

#### ハ 「特例税率」の適用を受ける場合の手続

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、財産の贈与を受けた人（受贈者）の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

- ① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の課税価格が300万円を超えるとき
  - ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の課税価格<sup>\*</sup>が300万円を超えるとき
- ※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例（65ページ参照）の適用を受ける場合には、基礎控除額（110万円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

## 二 計算方法（例）

### ○ 特例贈与財産（500万円）のみの贈与を受けた場合

**STEP 1** 1年間に贈与を受けた特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）を計算します。

**STEP 2** 課税価格から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（特例贈与財産用）】により贈与税額を計算します。

課税価格 500万円				
110 万円	390 万円			
(基礎控除額)	(基礎控除後の課税価格)	(特例税率)	(控除額)	(贈与税額)
	390万円	× 15%	- 10万円	= 48.5万円

### ○ 一般贈与財産（100万円）と特例贈与財産（400万円）の両方の贈与を受けた場合

**STEP 1** 1年間に贈与を受けた一般贈与財産の価額\*と特例贈与財産の価額の合計額（合計贈与価額）を計算します。

\* 「一般贈与財産」について、配偶者控除の特例（65ページ参照）の適用を受ける場合には、配偶者控除額を控除した金額となります。

合計贈与価額 500万円	
100 万円	400 万円
一般贈与財産の価額 100万円	特例贈与財産の価額 400万円

**STEP 2** 合計贈与価額から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（一般贈与財産用）】により計算した金額に、一般贈与財産の価額が合計贈与価額のうち占める割合を乗じて、一般贈与財産に対応する贈与税額を計算します。

合計贈与価額 500万円				
110 万円	390 万円			
(基礎控除額)	(基礎控除後の課税価格)	(一般税率)	(控除額)	(税額)
	390万円	× 20%	- 25万円	= 53万円
(税額)	(一般贈与財産の価額が占める割合)			
53万円	× 100万円 / 500万円	=	10.6万円	……①

**STEP 3** **STEP 2**と同様に、合計贈与価額から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（特例贈与財産用）】により計算した金額に、特例贈与財産の価額が合計贈与価額のうち占める割合を乗じて、特例贈与財産に対応する贈与税額を計算します。

(基礎控除後の課税価格)	(特例税率)	(控除額)	(税額)
390万円	× 15%	- 10万円	= 48.5万円
(税額)	(特例贈与財産の価額が占める割合)		
48.5万円	× 400万円 / 500万円	=	38.8万円 ……②

**STEP 4** **STEP 2**と**STEP 3**で算出した税額を合計し、贈与税額を計算します。

$$10.6 \text{万円 (①)} + 38.8 \text{万円 (②)} = 49.4 \text{万円 (贈与税額)}$$

\* 暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、103、104ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」を活用ください。

### 贈与税の速算表（平成27年分以降用）

#### 【速算表（一般贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

#### 【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

## (2) 相続時精算課税

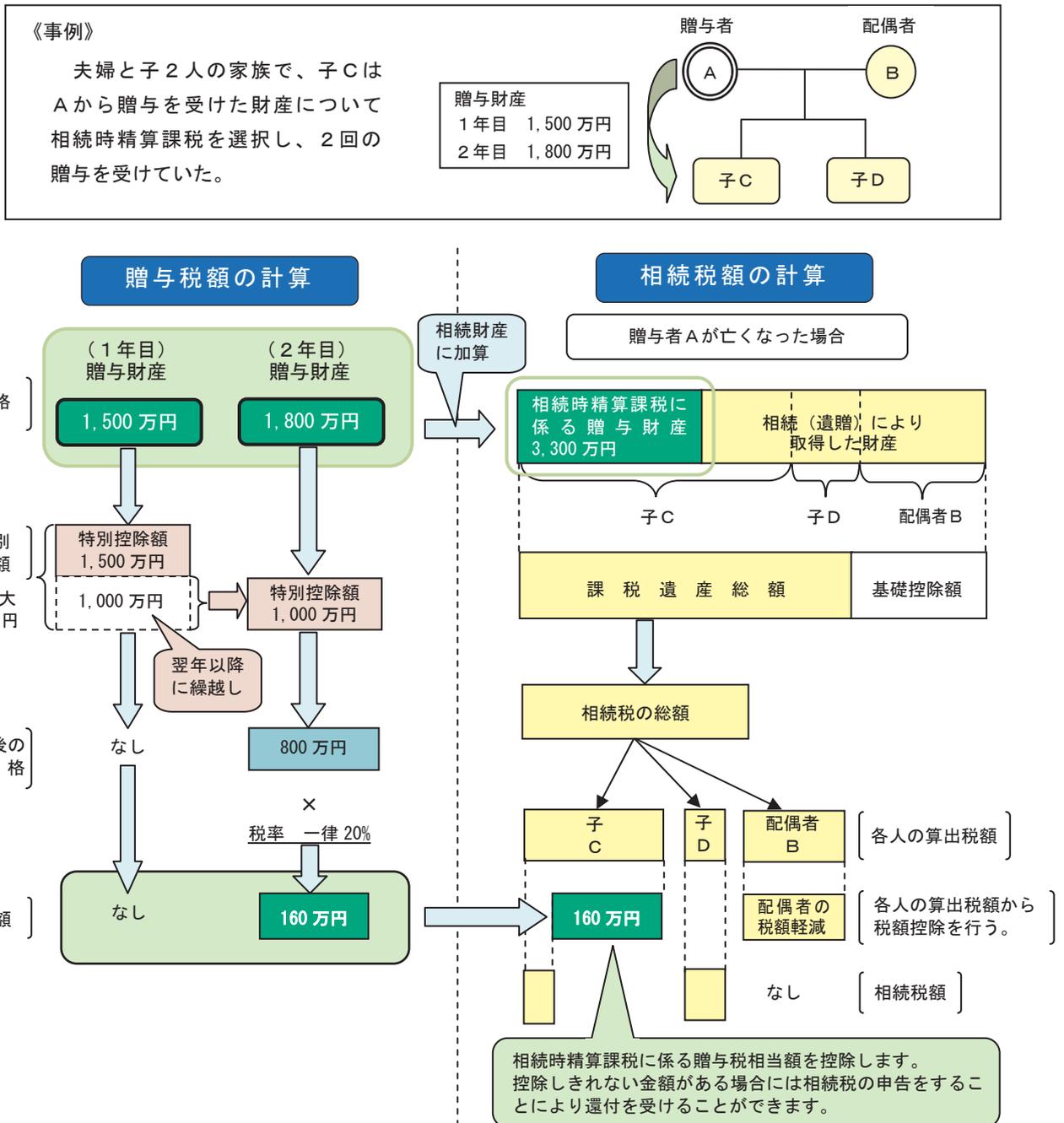
### イ 概要

特定の贈与者から贈与を受けた財産について暦年課税に代えて相続時精算課税を選択した場合には、その贈与者から1年間に贈与を受けた財産（「相続時精算課税適用財産」といいます。）の価額の合計額を基に贈与税額を計算し、将来その贈与者が亡くなった時にその相続時精算課税適用財産の価額（贈与時の時価）と相続又は遺贈を受けた財産の価額（相続時の時価）の合計額を基に計算した相続税額から、既に支払った相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除した金額をもって納付すべき相続税額とする方式です（その控除により控除しきれない金額がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。）。

相続時精算課税を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受けた財産の価額が110万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。また、申告に際しては次の点に注意してください。

- ① この方式は、贈与者ごとに選択することができます。
- ② この方式を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

### ロ 相続時精算課税のしくみ



## ハ 適用要件

### (イ) 適用対象者等

贈与者	贈与をした年の1月1日において60歳以上（令和元年分の贈与については、昭和34年1月2日以前に生まれた人）の人（父母や祖父母など）であること。
受贈者	贈与を受けた年の1月1日において20歳以上（令和元年分の贈与については、平成11年1月2日以前に生まれた人）で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫であること。

- (注) 1 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、贈与者が贈与をした年の1月1日において60歳未満の人であっても相続時精算課税の適用を受けることができます（69ページ参照）。
- 2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合には、受贈者が上記以外の人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）であっても相続時精算課税の適用を受けることができます（85、100ページ参照）。
- 3 その贈与者の養子となるなどの事由により、贈与を受けた年の途中でその贈与者の推定相続人となった場合には、推定相続人となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
- 4 その贈与者の子（養親）の養子となったことにより、贈与を受けた年の途中でその贈与者の孫となった場合には、孫となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

### (ロ) 適用手続

相続時精算課税の適用を受けようとする人は、**贈与税の申告書の提出期間内**（6ページ参照）に「**相続時精算課税選択届出書**」（105ページ参照）を「**申告書第一表（兼贈与税の額の計算明細書）**」、「**申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）**」及び「**添付書類**」（35ページ参照）とともに受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、**贈与税の申告書の提出期間内に上記の申告書、届出書及び添付書類の提出がないときは、暦年課税が適用されます**（（注）1の場合に該当する人を除きます。）。

- (注) 1 上記の届出書は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成30年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません（35ページの「添付書類」に掲げる書類も同様です。）。
- 2 平成30年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書の提出期間内に、新たに届出書等を提出する必要があります。
- 3 上記の手続は、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（69ページ参照）、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例措置の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例」（85ページ参照）又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例」（100ページ参照）の適用を受ける場合にも必要となります。
- 4 相続時精算課税の適用を受けようとしていた人が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡した場合や、財産の贈与を受けた年にその贈与に係る贈与者が死亡した場合などは、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

## 二 計算方法

相続時精算課税を選択した贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額（課税価格）から**相続時精算課税の特別控除額**を控除した残額に20%の税率を乗じて贈与税額を計算します。

**相続時精算課税の特別控除額**とは、次の1又は2に掲げる金額のうちいずれか低い金額をいいます。

- 2,500万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額）
- 相続時精算課税を選択した贈与者ごとの贈与税の課税価格

- (注) 1 **相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます**（32ページの【事例4】参照）。
- 2 控除しきれなかった特別控除額については、翌年以降に繰り越されます。

## 2 贈与税の申告書の提出期間と提出先

令和元年分の贈与税の申告書の受付は、

**令和2年2月3日(月)から令和2年3月16日(月)までです。**

贈与税の申告書は、受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外收受箱へ投函する方法のほか、**e-Tax(電子申告)**で提出(送信)することができます。

税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。ただし、**一部の税務署**では**2月24日(月)**と**3月1日(日)**に限り日曜日・祝日等でも、申告の相談及び申告書の受付を行います。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】で確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

- (注)1 郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告書の提出期間内となるよう、お早めにご送付ください。
- 2 「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。
- 3 申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税がかかりますのでご注意ください。
- 4 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを用意すれば、e-Taxを利用して提出できます。
- また、事前に税務署で手続きいただければ、マイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。
- なお、印刷して郵送等により提出することもできます。
- 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

## 3 贈与税の申告書の種類

贈与税の申告書には、「第一表(兼贈与税の額の計算明細書)」、「第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」と「第二表(相続時精算課税の計算明細書)」などがあります。使用する贈与税の申告書については、次の表のとおりとなっています。

なお、申告書とともに提出することとされている添付書類について重複する書類がある場合には、重ねて提出する必要はありません。

申告の内容	使用する申告書
暦年課税のみを申告する人	第一表
相続時精算課税のみを申告する人	第一表と第二表
暦年課税と相続時精算課税の両方を申告する人	第一表と第二表
「住宅取得等資金の非課税」(66ページ参照)と暦年課税を申告する人	第一表と第一表の二
「住宅取得等資金の非課税」(66ページ参照)と相続時精算課税を申告する人	第一表と第一表の二と第二表

- (注)1 第一表の二は、1枚に記載できる贈与者は2人ですので、贈与者が3人以上の場合には複数枚を使用することになります。
- 2 第二表は、特定贈与者(相続時精算課税選択届出書に係る贈与者をいいます。以下同じです。)ごとに作成するため、特定贈与者が複数いる場合には、その人数分の枚数を使用することになります。

## 4 マイナンバー(個人番号)の記載等について

贈与税の申告書を提出する際には、提出の都度、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認(番号確認と身元確認)を行うため、申告をされる方(財産の贈与を受けた方)の本人確認書類(7ページ参照)の提示又は写しの添付が必要となります。

- (注)1 本人確認書類の写しを添付する場合には、「本人確認書類(写)添付台紙」(107ページ参照)などに貼って、提出してください。
- 2 ご自宅等のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

マイナンバーカードの有無	本人確認書類	添付又は提示								
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード） ※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。	本人確認書類の写しを、「本人確認書類（写）添付台紙」（107ページ参照）などに貼って、申告書と一緒に提出する。 又は 本人確認書類を、提出の際に提示する。								
マイナンバーカードをお持ちでない方	①番号確認書類 及び ②身元確認書類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 40%;">番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</td> <td style="width: 30%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード</li> <li>・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）</li> </ul>           などのうち、いずれか1つ         </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・公的医療保険の被保険者証</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・在留カード</li> </ul>           などのうち、いずれか1つ         </td> </tr> </table>		①	番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード</li> <li>・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）</li> </ul> などのうち、いずれか1つ	+			②	身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
①	番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード</li> <li>・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）</li> </ul> などのうち、いずれか1つ								
+										
②	身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・公的医療保険の被保険者証</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・在留カード</li> </ul> などのうち、いずれか1つ								

## 5 贈与税の納付

### (1) 納期限

**令和元年分の贈与税の納期限は、令和2年3月16日(月)です。**

なお、納める贈与税額は、それぞれの課税方式（暦年課税・相続時精算課税）に区分して計算した額の合計額となります。

（注）納付が遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。  
なお、延滞税の割合は、次のとおりです。

	割合
① 納期限の翌日から2月を経過する日まで	年「7.3%」と「特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
② 納期限の翌日から2月を経過した日以後	年「14.6%」と「特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合

※ 特例基準割合

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

### (2) 納付手続

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページの「国税の納付手続」【<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>】をご覧ください。



左記のサイトは上のコードからもご覧になれます。

※ 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納付通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

#### イ ダイレクト納付

e-Taxにより申告書を提出した後、納税者ご自身の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより電子納付する手続です。

ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、専用の届出書を提出していただく必要があります。

（注）1 ダイレクト納付は、専用の届出書を提出してから利用可能となるまで1か月程度かかります。

2 ダイレクト納付により口座引落としが完了すると、e-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付完了通知」が格納されますので、必ずご確認ください。

## ロ インターネットバンキング

インターネットバンキングやペイジー対応の金融機関のATMを利用して電子納付する手続です。

ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行っていただく必要があります。

## ハ クレジットカード納付

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付する手続です。

(注) 1 納付税額に応じた決済手数料がかかります。

2 金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

## ニ QRコードによるコンビニエンスストアでの納付

ご自宅のパソコンなどで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付する手続です。

(注) 1 納付できる金額は30万円以下となります。

2 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## ホ 金融機関又は税務署の窓口での納付

金融機関又は所轄の税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付する手続です。

(注) 1 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

2 納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名など、必要事項の記入漏れがないよう、ご注意ください。

## (3) 贈与税の延納制度

贈与税は、納期限までに金銭で一時に納付することが原則ですが、納期限までに金銭で納付することが困難な事由がある場合で、一定の要件を満たしているときには、延納制度がご利用できます。

なお、延納の詳しい内容については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

### イ 延納の要件

次の表の要件の全てを満たす場合に、延納の許可が受けられます。

1	贈与税額が10万円を超えていること。
2	納期限までに金銭で納付することを困難とする事由があり、その納付を困難とする金額の範囲内であること。
3	納期限までに延納申請書及び担保提供関係書類を提出すること。
4	延納税額(利子税の額を含みます。)に相当する担保を提供すること。

(注) 1 延納税額が100万円以下で、かつ、延納期間が3年以下である場合は、担保を提供する必要はありません。

2 申請期限までに担保提供関係書類を提出できない場合は、所轄の税務署にご相談ください。

### ロ 延納期間及び延納利子税

#### (イ) 延納期間

贈与税の延納期間は、申請に基づき、その者の事業の継続又は生活の状況等を考慮し、5年以内となります。

なお、延納年割額は、必ずしも各年均等である必要はありません。

#### (ロ) 延納利子税

延納税額には、年6.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、延納特例基準割合(※)が年7.3%に満たない場合は、次の算式により計算した割合(0.1%未満の端数切捨て)が適用されます。

(算式)

$$6.6\% \times \frac{\text{延納特例基準割合(※)}}{7.3\%}$$

※ 延納特例基準割合

各分納期間の開始の日の属する年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

## ハ 担保の種類等

### (イ) 担保として適格な財産

延納の担保として提供できる財産の種類は、次の表に掲げる財産に限られます。

なお、延納の担保は、贈与を受けた財産に限らず、自己の固有の財産又は第三者が所有している財産であっても差し支えありません。

1	国債及び地方債
2	社債その他の有価証券で税務署長等が確実と認めるもの
3	土地
4	建物、立木等で保険に附したもの
5	鉄道財団等
6	税務署長等が確実と認める保証人の保証

(注) 上記の表の2の有価証券のうち、取引相場のない株式については、次のいずれかに該当する事由がある場合に限り、担保として提供することができます。

- ① 贈与により取得した財産のほとんどが取引相場のない株式で、かつ、その株式以外に延納の担保として提供すべき適当な財産がないと認められること。
- ② 取引相場のない株式以外に財産があるが、その財産が他の債務の担保となっており、延納の担保として提供することが適当でないと認められること。

### (ロ) 担保として不適格な財産

担保となる財産は、その担保に係る国税を徴収できる金銭価値を有するものでなければならぬことから、一般的に次の表に掲げるようなものは担保として不適格とされます。

1	法令上担保権の設定又は処分が禁止されているもの
2	違法建築、土地の違法利用のため建物除去命令等がされているもの
3	所有権を争っている場合など、係争中のもの
4	売却できる見込みのないもの
5	共有財産の持分（共有者全員が持分全部を提供する場合を除きます。）
6	担保に係る国税の附帯税を含む全額を担保としていないもの
7	担保の存続期間が延納期間より短いもの
8	第三者又は法定代理人等の同意が必要な場合に、その同意が得られないもの

※ 贈与を受けた人が贈与税を納められないような場合には、財産を贈与した人に、贈与した財産の価額に相当する金額を限度として、贈与税を連帯して納付していただくこととなります。

## 6 贈与税の申告に誤りがある場合

### (1) 誤って少なく申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、申告をしなかった財産や、評価の誤りなどがあつたため、課税価格や税額が少なかったことなどに気付いたときは、原則として、前に提出した贈与税の申告書に記載した課税価格や税額等を修正する修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書の提出により納付することとなる税額には、加算税及び延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

### (2) 誤って多く申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、上記(1)とは反対に計算や評価の誤りなどで課税価格や税額が多過ぎたことなどに気付いたときは、贈与税の申告書の提出期限から一定の期間に限り、誤っていた課税価格や税額等を正当な課税価格や税額等に直すために、更正の請求をすることができます。

詳しくは税務署にお尋ねください。



## 7 参考

### (1) 贈与税の納税義務者及び納税義務の範囲の概要

贈与税の納税義務者及び納税義務の範囲の概要については、下表のとおりです。

受贈者		国内に住所あり		国内に住所なし		
			短期滞在の 外国人 (※1)	日本国籍あり		日本国籍 なし
				10年以内に 住所あり	10年以内に 住所なし	
国内に住所あり		居住無制限納税義務者 (国内財産・国外財産ともに課税)	居住制限 納税義務者	非居住無制限納税義務者 (国内財産・国外財産ともに課税)	非居住制限 納税義務者	
	短期滞在の 外国人(※1)					
国内に住所なし	10年以内に 住所あり	居住無制限納税義務者 (国内財産・国外財産ともに課税)		非居住無制限納税義務者 (国内財産・国外財産ともに課税)	非居住制限 納税義務者 (国内財産のみに 課税)	(※3、4)
	一定の外国人 (※2)		居住制限納税義務者 (国内財産のみに 課税)			
	10年以内に 住所なし					

※1 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格を有する人で、贈与前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の人

2 次の(1)又は(2)に掲げる人

(1) 国内に住所を有しなくなった日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下である人  
(その期間引き続き日本国籍を有していなかった人に限ります。)

(2) 国内に住所を有しなくなった日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える人  
(その期間引き続き日本国籍を有していなかった人に限ります。)のうち同日から2年を経過している人

3 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に非居住外国人(平成29年4月1日から贈与の時まで引き続き国内に住所を有しない人であって、日本国籍を有しない人をいいます。)から贈与により財産を取得した場合において、その財産を取得した人がその取得時に国内に住所を有しない人で、かつ、日本国籍を有しない人であるときは、この表にかかわらず、非居住制限納税義務者に該当します。

4 贈与時に日本国籍を有しない非居住無制限納税義務者に該当した人が短期非居住贈与者<sup>(注)</sup>からの贈与により財産を取得した場合のその課税の対象となる財産は、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める財産となります。

(1) その人に係る短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合 その贈与により取得した財産の全部

(2) その人に係る短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から2年を経過した場合((1)に該当する場合を除きます。) その贈与により取得した財産のうち国内財産

(注) 「短期非居住贈与者」とは、贈与の時において国内に住所を有していなかったその贈与をした人であって、その贈与前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがある人のうち国内に住所を有しなくなった日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える人(その期間引き続き日本国籍を有していなかった人に限ります。)で、同日から2年を経過していない人をいいます。

#### ○ 贈与時に日本国籍を有しない非居住無制限納税義務者に該当した人が短期非居住贈与者から贈与により財産を取得した場合の贈与税の申告書の提出期間

贈与税の申告は、原則として、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に行うこととされていますが、上記4に該当する場合のその贈与を受けた年分の贈与税の申告は、短期非居住贈与者以外の人からの贈与により取得した財産も含め、その期間ではなく、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に行う必要があります(当該期間内に提出される申告書は、期限内申告となります。)

① 上記4(1)に該当する場合 その短期非居住贈与者が国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで

② 上記4(2)に該当する場合 その短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から2年を経過した日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで

## (2) 贈与税の課税財産

贈与税がかかる財産は、「イ 贈与を受けた財産」及び「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」です。

### イ 贈与を受けた財産

贈与を受けた財産とは、「あげましょう」「もらいましょう」という当事者間の契約により取得した土地、家屋、立木、事業（農業）用財産、有価証券、家庭用財産、貴金属、宝石、書画・骨とう、預貯金、現金などの一切の財産です。

- (注) 1 親の土地や家屋を無償で子の名義に変更したり、夫の株式を無償で妻の名義に変更した場合など、無償で不動産や有価証券などの財産の名義を変更した場合には、原則として、新たに名義人となった人が、その財産を贈与によって取得したものとされます。
- 2 親が買い入れた土地や家屋を子の名義で登記したり、夫が買った株式を妻の名義にした場合など、買い入れた不動産や有価証券などの財産の名義を他人名義にした場合には、原則として、その名義人となった人が、その取得資金を贈与によって取得したものとされます。
- 3 子や孫が、土地や家屋を取得するために親や祖父母から資金の援助を受けた場合には、その援助が贈与であるときはもちろん、その援助が貸借の形式をとっていても、その返済が「出世払い」や「ある時払いの催促なし」のように、実質的に贈与と認められるものであるときは、その資金を贈与によって取得したものとされます。
- 4 共働き夫婦が、土地や家屋を取得し、夫又は妻のどちらか一方の名義にした場合には、名義人となった人は、土地や家屋の取得に充てた資金のうち他の一方の人が負担した部分を、その人から贈与によって取得したものとされます。

### ロ 贈与を受けたものとみなされる財産

贈与を受けた財産ではなくても、次の表に掲げる財産又は利益は、贈与によって取得したものとみなされます。

1	委託者以外の人を受益者とする信託が行われた場合の信託受益権
2	保険料を負担した人以外の人を受け取った保険金（相続税が課税される保険金は除かれます。）
3	掛金や保険料を負担した人以外の人定期金の給付を受けることとなった場合の定期金の受給権
4	著しく低い価額で財産を譲り受けたことによる利益
5	債務の免除、引受け等を受けたことによる利益
6	1から5までに掲げる財産又は利益以外の経済的な利益を受けたことによる利益
7	教育資金の非課税（73ページ参照）の適用を受ける信託受益権又は金銭等に係る教育資金管理契約が終了した場合に非課税抛出资额から教育資金支出額及び管理残額を控除した残額
8	結婚・子育て資金の非課税（74ページ参照）の適用を受ける信託受益権又は金銭等に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した場合に非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額及び管理残額を控除した残額

### ハ 贈与税がかからない財産

贈与を受けた財産であっても、次の表に掲げる財産には贈与税はかかりません。

1	法人から贈与を受けた財産（贈与税ではなく所得税がかかります。）
2	扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために贈与を受けた財産で通常必要と認められる範囲内のもの
3	宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う人で一定の要件に該当する人が、贈与を受けた財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
4	学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定する特定の公益信託から交付された金品で財務大臣の指定するもの
5	学生や生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定の公益信託から交付された金品
6	心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
7	国会議員、地方公共団体の議会の議員、都道府県知事及び市町村長の選挙の候補者が、選挙運動に関して贈与を受けた金品などで、選挙管理委員会に報告されたもの
8	相続又は遺贈によって財産を取得した人が、その相続のあった年にその被相続人から贈与を受けた財産で、特定贈与財産（12ページ参照）に該当しないもの（贈与税ではなく相続税がかかります。）
9	社交上の香典や贈答品などで社会通念上相当と認められるもの
10	特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権で非課税の適用を受けるもの
11	住宅取得等資金の非課税（66、71ページ参照）の適用を受ける金銭
12	教育資金の非課税（73ページ参照）の適用を受ける信託受益権又は金銭等
13	結婚・子育て資金の非課税（74ページ参照）の適用を受ける信託受益権又は金銭等

### 「特定贈与財産」

特定贈与財産（11ページ）とは、贈与時において被相続人との婚姻期間が20年以上であるその被相続人の配偶者（既に被相続人からの贈与について贈与税の配偶者控除の特例の適用を受けたことがない人に限ります。）が、その被相続人から贈与を受けた居住用不動産又は金銭のうち、贈与税の配偶者控除の特例の適用があるものとした場合に、控除されることとなる金額（2,000万円が限度となります。）に相当する部分として、相続税の申告書において選択する部分をいいます。

なお、この特定贈与財産については、「贈与税がかからない財産」（11ページのハの8参照）には含まれませんので、贈与税の申告をしなければなりません。贈与税の配偶者控除の特例の要件については、65ページを参照してください。

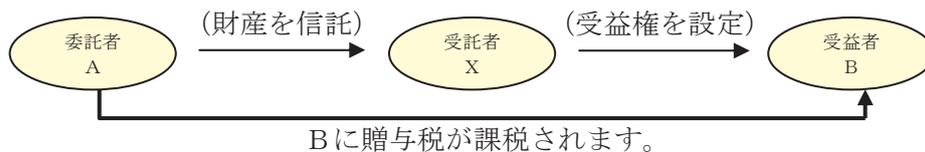
### (3) 信託に関する権利等の贈与

新たに信託の設定を行った場合などで、適正な対価を負担することなく受益権等を取得した場合には、贈与税の申告が必要となります。

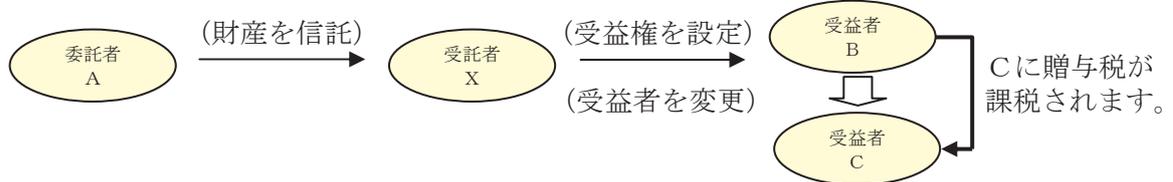
また、信託を設定する時点において受益者等の存しない信託で、将来、委託者の親族等が受益者となる信託の設定を行った場合（例えば、信託を設定した時点ではまだ生まれていない孫等を受益者として指定した場合）には、信託の受託者は、贈与税の申告が必要となります。

### 信託の設定等により贈与税の課税関係が生じるケース（例）

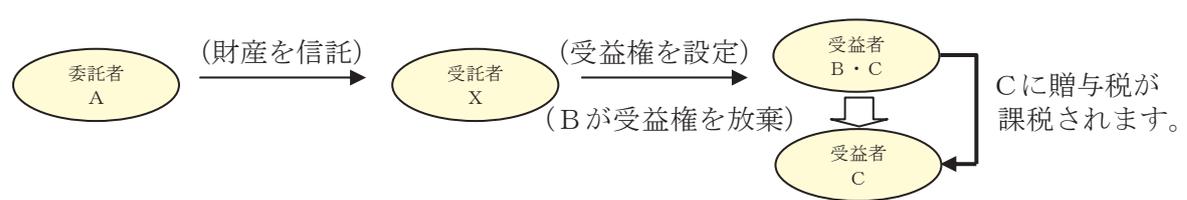
#### 1 委託者と受益者が異なる場合



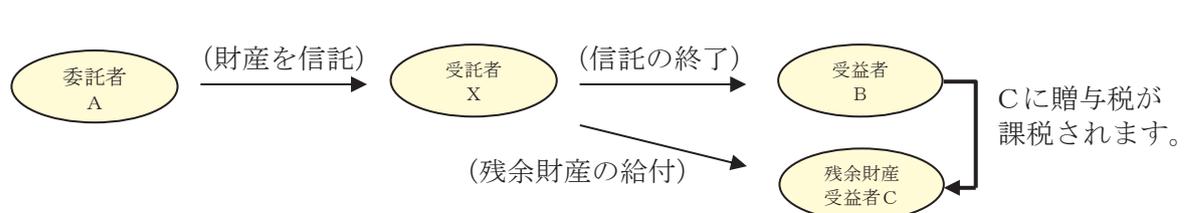
#### 2 受益者を変更した場合



#### 3 受益者の一部の人が権利を放棄した場合



#### 4 信託が終了し残余財産が給付された場合



(4) 贈与財産の評価

贈与を受けた財産の価額は、原則として、贈与を受けた時の時価で評価します。

主な財産の評価のあらましは、次のとおりです。

詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】で確認されるか、税務署にお尋ねください。

イ 土地

(イ) 宅地

宅地の評価方式には、【路線価方式】と【倍率方式】という2つの方法があります。

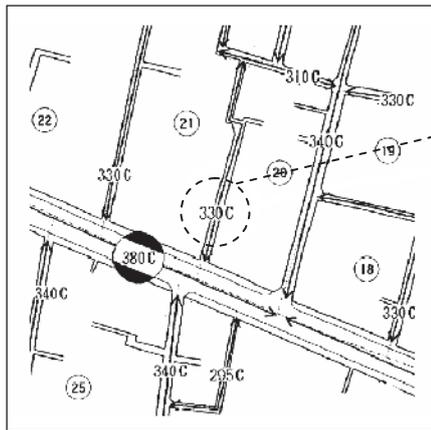
【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額（千円単位で表示しています。）のことで、「路線価図」で確認することができます。

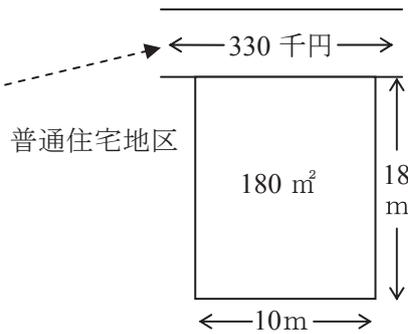
宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。

(注) 調整率には、「奥行価格補正率」、「側方路線影響加算率」などがあります。具体的な数値については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています「土地及び土地の上にある権利の評価についての調整率表」をご確認ください。

路線価図（抜粋）



(例)



(路線価) (奥行価格補正率) (面積) (評価額)

$$33 \text{ 万円} \times 1.00 \times 180 \text{ m}^2 = 5,940 \text{ 万円}$$

【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

評価倍率表（抜粋）

固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
路線	比準	比準	比準	比準		
路線	比準	比準	比準	比準		
1.1純	1.3純	2.2				
1.1純	1.1純	1.6純	1.9純	2.0		

(例)

(固定資産税評価額) (倍率) (評価額)  
 $1,000 \text{ 万円} \times 1.1 = 1,100 \text{ 万円}$

(注) 評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

※ 「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】で閲覧することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【<http://www.rosenka.nta.go.jp>】）。

## (ロ) 借地権等

借地権等の評価については次のとおりです。

借地権	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額に借地権割合を掛けて計算します。
定期借地権	原則として、贈与の時に於いて借地権者に帰属する経済的利益及びその存続期間を基として計算します。
貸宅地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借地権、定期借地権等の価額を差し引いて計算します。
貸家建付地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借家人の有する敷地に対する権利の価額を差し引いて計算します。

## (ハ) 田畑又は山林

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

ただし、市街地にある田畑又は山林については、原則として付近の宅地の価額に比準して計算します。

## ロ 家屋

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。

## ハ 森林の立木

原則として、樹種、樹齢別に定めている標準価額（標準価額は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】で確認することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【<http://www.rosenka.nta.go.jp>】。）を基として評価します。

## ニ 事業用の機械、器具、農機具等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

## ホ 上場株式

原則として、次の(イ)から(ニ)までの価額のうち、最も低い価額により評価します。

(イ) 贈与を受けた日の終値

(ロ) 贈与を受けた月の毎日の終値の月平均額

(ハ) 贈与を受けた月の前月の毎日の終値の月平均額

(ニ) 贈与を受けた月の前々月の毎日の終値の月平均額

(注) 上場株式を負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した場合には、その株式の価額は、取得日における最終価格（終値）によって評価します。

## ヘ 取引相場のない株式、出資

原則として、その会社の規模の大小、株主の態様、資産の構成割合などに応じ、次のような方式により評価します。具体的には「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」（評価明細書の様式は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードすることができます。）を用いて評価します。

(イ) 類似業種比準方式

(ロ) 純資産価額方式

(ハ) (イ)と(ロ)の併用方式

(ニ) 配当還元方式

## ト 家庭用財産・自動車

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

## チ 書画・骨とう等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

※ 贈与財産の評価に当たって作成した評価明細書は、贈与税の申告書に添付してください。

## Ⅱ 申告書の作成例等

### 1 「国税庁ホームページ」を利用した申告書の作成

国税庁ホームページへアクセス！  
贈与により取得した財産などを入力！  
税額が自動計算され申告書作成に便利！

～国税庁ホームページを利用した申告書の作成手順～

I 生年月日や贈与により取得した財産などを入力します（17ページ参照）。

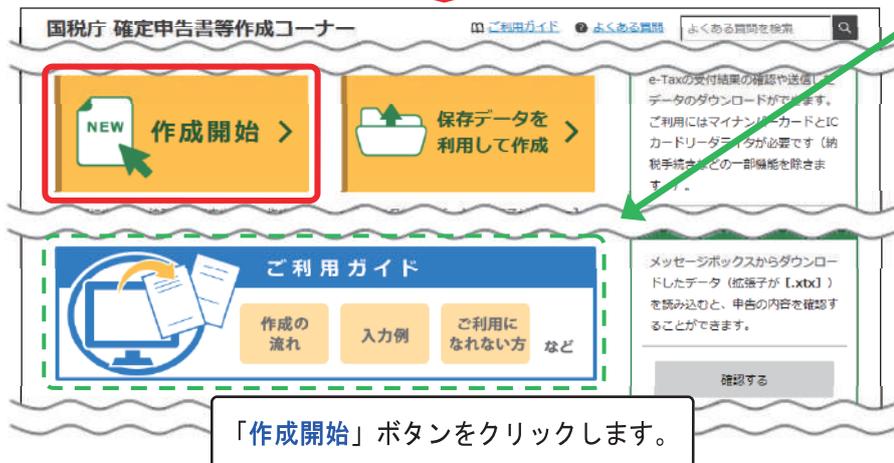
II e-Taxでデータ送信又は印刷して税務署に郵送等で提出します。

○ 具体的な操作方法等は、次のとおりです。

国税庁ホームページ ※この画面は令和元年10月現在のものです。



国税庁ホームページの「[確定申告書等の作成はこちら](#)」をクリックします。



「作成開始」ボタンをクリックします。

e-Tax・書面提出の選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の案内に従って操作し、**作成する申告書等の選択**画面へ進みます。

16ページへ

### ご利用ガイド

「ご利用ガイド」では、【作成の流れ】、【入力例】や【ご利用になれない方】などを掲載しています。なお、【入力例】では、この冊子の以下の事例について「国税庁ホームページ」で申告書を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

- 【事例1・2】 → 「一般の贈与の場合（暦年課税）編」（26・28ページ）
- 【事例3】 → 「配偶者控除の特例の適用を受ける場合編」（30ページ）
- 【事例4】 → 「相続時精算課税の適用を受ける場合編」（32ページ）
- 【事例5・6】 → 「住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合編」（36・38ページ）

また、相続時精算課税を選択し、特定贈与者が5名以上いる場合や住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の贈与者が3名以上いる場合などは、国税庁ホームページを利用して申告書を作成することはできません。

詳しくは、【**ご利用になれない方**】をご確認ください。

※ お使いのパソコン等の環境により、国税庁ホームページを利用して申告書を作成することができない場合があります。

## 【入力例】「国税庁ホームページ」を利用して申告書（暦年課税）を作成する場合

私（28歳）は、父から令和元年10月23日に現金500万円の贈与を受けました。「特例税率」（2ページ参照）を適用した暦年課税の申告書を、「国税庁ホームページ」を利用して作成します（「特例税率」は、生年月日及び贈与者の続柄を入力すると自動で選択されます。）。

## はじめに

### ① 作成する申告書等の選択画面で、贈与税を選択します。

※ 作成する申告書等の選択画面へのアクセス方法については、15ページを参照してください。

この事例では、贈与税の申告書を作成しますので、 をクリックしてください。

### ② 贈与税の申告書の作成を開始する前に画面で、利用する作成コーナーの種類を選択します。

この事例では、現金の贈与について贈与税の申告書を作成しますので、 をクリックしてください。

土地（地目が宅地）の贈与を受けた方で、路線価方式により評価を行うなど、一定の場合に該当する方は、「」を利用して財産の評価を行うことができます。

### ③ 作成開始画面で、住宅取得等資金の非課税の適用の有無を選択します。

この事例では、住宅取得等資金の非課税の適用を受けませんので、 をクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けない財産がある場合であっても  をクリックします。

# I 生年月日や贈与により取得した財産などを入力します。

## ① 提出方法の選択等 画面で、生年月日等を入力し、**入力終了(次へ) >** をクリックします。

作成する申告書等の提出方法を選択してください。

申告される方（財産を取得した方）の生年月日を入力してください。  
入力した生年月日により、平成31年1月1日において20歳以上か判定します。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

## ② 取得財産の入力 画面で、課税方式などを選択します。

この事例では、暦年課税により申告しますので、**一般の贈与 (基礎控除額 110万円)** をクリックしてください。

贈与税の配偶者控除の特例（65ページ参照）の適用を受ける財産を入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高2,000万円)** をクリックします。

相続時精算課税（4ページ参照）の適用を受ける財産を入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高2,500万円)** をクリックします。

## ③ 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力） 画面で、贈与者の氏名や住所などを入力し、**入力終了(次へ) >** をクリックします。

贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、続柄、生年月日及び住所を入力（選択）してください。

選択した続柄により、贈与者（財産をあげた方）が申告される方（財産を取得した方）の直系尊属か判定します。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

**④ 一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力)** 画面で、贈与により取得した財産の種類や金額などを入力し、**入力終了(次へ) >** をクリックします。

一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力) 当画面の入力例

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

(1/15件目を入力中)

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日

(2) 贈与を受けた財産の種類

(3) 贈与を受けた財産の細目

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄・名称等

(5) 財産の所在地

2 不動産、株式等の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。

計算ボタンをクリックすると、3の【財産の価額】に反映されます。

財産の数量(m<sup>2</sup>、株数等)  (m<sup>2</sup>、株数等)

持分割合  %

財産の単価  円

固定資産税評価価額  円

持分割合  %

固定資産税評価額に掛ける倍率  倍

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額  円

※ 贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。

- 贈与を受けた年月日を選択してください。
- 贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等を選択してください。  
この事例では、贈与を受けた財産は現金ですので、①種類、②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については「現金」を選択します。
- 贈与を受けた財産の所在地を入力してください。  
なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスをチェックします。
- 贈与を受けた財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、**計算** をクリックすることにより、「財産の価額」欄に計算結果を表示させることができます。
- 贈与を受けた財産の価額を入力してください。
- 同じ贈与者からほかにも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加** をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産の入力を行ってください。
- 入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

**⑤ 取得財産の入力(一般の贈与)** 画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(一般の贈与) 当画面の入力例

贈与者名:

入力内容を確認してください。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与と財産の入力結果表

取得した財産の明細 種類 目録 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正	削除ボタン
現金、預貯金等 現金、預貯金等 現金	令和11年10月23日 5,000,000円	<input type="button" value="修正"/>	<input type="button" value="削除"/>

- ③及び④の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。  
なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。
- 同じ贈与者から他の財産の贈与を受けている場合は、**一般の贈与(暦年課税)の財産を追加する** をクリックすることにより、④の画面が表示されますので、同様の操作により入力を行ってください。
- 確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

## ⑥ 取得財産の入力 画面で、入力漏れがないか確認します。

取得財産の入力

当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力終了時点まで、他の項目を選択して入力することができます。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No.	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 一郎	特別贈与財産	令和元年 10 月 23 日	現金、預貯金等	5,000,000円	修正	削除
2							
3							

贈与者を追加する

入力終了(次へ) >

他の贈与者から贈与を受けた財産で、暦年課税の適用を受けるものがある場合には、**贈与者を追加する** をクリックすることにより、③及び④の画面が表示されますので、同様の操作により入力を行ってください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

## ⑦ 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。  
暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特典の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の種類 / 科目 / 利用区分 / 銘柄等	財産を取得した年月日 / 財産の価額
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金	令和元年 10 月 23 日 / 5,000,000円
特別贈与財産の価額の合計額	(1) / 5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額	(2) / 円
配偶者控除額	(3) / 円
暦年課税分の課税価格の合計額	(4) / 5,000,000円
基礎控除額	(5) / 1,100,000円
(5)の控除後の課税価格	(6) / 3,900,000円
(6)に対する税額	(7) / 485,000円
外国税額の控除額	(8) / 円
医療法人持分税額控除額	(9) / 円
差し引く税額	(10) / 485,000円
相続時精算課税分	
相続時精算課税分の課税価格の合計額	(11) / 円
相続時精算課税分の差し引く税額	(12) / 円
課税価格の合計額	(13) / 5,000,000円
差し引く税額の合計額	(14) / 485,000円
農地等納税額	(15) / 円
株式等納税額	(16) / 円
特別株式等納税額	(17) / 円
医療法人持分納税額	(18) / 円
事業用資産納税額	(19) / 円
申告期限までに納付すべき税額	(20) / 485,000円

あなたが令和2年3月16日(月)までに納付すべき令和元年度の贈与税額は  
485,000円です。

【ご注意ください】  
「特別税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の(5)の控除後の課税価格が1000万円を超えるときは、贈与税の申告書のほか、「受贈者の戸籍の謄本又は控え」その他の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。  
なお、過去に特別税率の適用を受けるためにあなたとその贈与者との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類を提出している場合には、右の「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンをクリックしてください。

過去の贈与税の申告状況の入力

入力終了(次へ) >

贈与を受けた財産について入力した内容が表示されているか確認してください。

**計算結果の確認** をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特別税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

過去の年分において、同じ贈与者からの贈与について「特別税率」の適用を受けるため**贈与者との続柄を明らかにする書類**を提出している場合には、過去の贈与税の申告状況を入力してください。  
なお、この場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。  
詳しくは2ページをご覧ください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

## ⑧ 住所・氏名等の入力 画面で、住所・氏名・マイナンバー(個人番号)などを入力します。

Ⅱ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。

## 2 贈与税の申告書の書きかた

※ 「『国税庁ホームページ』を利用した申告書の作成」については15ページを参照してください。

### (1) 申告書第一表

贈与税の申告をする全ての人が使用する申告書です。暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、103、104ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」を活用ください。

税務署長 令和〇〇年A贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書)		FD 4 7 2 8																																																																																	
提出 税務署受付 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5	住所 フリガナ 氏名 個人番号 又は 法人番号 生年月日 職業	税務署整理欄(記入しないでください) 整理番号 補完 申告書提出年月日 災害等延長年月日 出国年月日 死亡年月日	名簿 短期処置 確認 訂正 修正 枚数																																																																																
<p>私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。</p> <p>取得した財産の明細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>細目</th> <th>利用区分・統制番号</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>価額</th> <th>財産を取得した年月日</th> <th>過去の贈与税の申告状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">i 特例贈与財産分</td> <td>住所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>平成〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>平成〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ii 一般贈与財産分</td> <td>住所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>平成〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>平成〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)</p> <p>② 一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)</p> <p>③ 配偶者控除額(右の事実該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高2,000万円)</p> <p>暦年課税分(③の控除後の課税価格)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>基礎控除額</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>⑤の控除後の課税価格(④-⑤)</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <td>⑥に対する税額(贈与税の速算表を使用して計算)</td> <td>⑦</td> </tr> <tr> <td>外国税額の控除額</td> <td>⑧</td> </tr> <tr> <td>医療法人持分税額控除額</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>差引税額(⑦-⑧-⑨)</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)</td> <td>⑪</td> </tr> <tr> <td>相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)</td> <td>⑫</td> </tr> </tbody> </table> <p>III 合計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税価格の合計額(①+②+⑪)</td> <td>⑬</td> </tr> <tr> <td>差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫)</td> <td>⑭</td> </tr> <tr> <td>農地等納税予税額</td> <td>⑮</td> </tr> <tr> <td>株式等納税予税額</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td>特別株式等納税予税額</td> <td>⑰</td> </tr> <tr> <td>医療法人持分納税予税額</td> <td>⑱</td> </tr> <tr> <td>事業用資産納税予税額</td> <td>⑲</td> </tr> <tr> <td>申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)</td> <td>⑳</td> </tr> <tr> <td>この申告書が修正申告書である場合</td> <td>㉑</td> </tr> <tr> <td>申告期限までに納付すべき税額の増加額</td> <td>㉒</td> </tr> </tbody> </table>				種類	細目	利用区分・統制番号	数量	単価	価額	財産を取得した年月日	過去の贈与税の申告状況	i 特例贈与財産分	住所				円	平成〇〇年〇〇月〇〇日		フリガナ				円	平成〇〇年〇〇月〇〇日		ii 一般贈与財産分	住所				円	平成〇〇年〇〇月〇〇日		フリガナ				円	平成〇〇年〇〇月〇〇日		項目	金額	暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④	基礎控除額	⑤	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	⑥に対する税額(贈与税の速算表を使用して計算)	⑦	外国税額の控除額	⑧	医療法人持分税額控除額	⑨	差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩	相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)	⑪	相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)	⑫	項目	金額	課税価格の合計額(①+②+⑪)	⑬	差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫)	⑭	農地等納税予税額	⑮	株式等納税予税額	⑯	特別株式等納税予税額	⑰	医療法人持分納税予税額	⑱	事業用資産納税予税額	⑲	申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	⑳	この申告書が修正申告書である場合	㉑	申告期限までに納付すべき税額の増加額	㉒
種類	細目	利用区分・統制番号	数量	単価	価額	財産を取得した年月日	過去の贈与税の申告状況																																																																												
i 特例贈与財産分	住所				円	平成〇〇年〇〇月〇〇日																																																																													
	フリガナ				円	平成〇〇年〇〇月〇〇日																																																																													
ii 一般贈与財産分	住所				円	平成〇〇年〇〇月〇〇日																																																																													
	フリガナ				円	平成〇〇年〇〇月〇〇日																																																																													
項目	金額																																																																																		
暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④																																																																																		
基礎控除額	⑤																																																																																		
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥																																																																																		
⑥に対する税額(贈与税の速算表を使用して計算)	⑦																																																																																		
外国税額の控除額	⑧																																																																																		
医療法人持分税額控除額	⑨																																																																																		
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩																																																																																		
相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)	⑪																																																																																		
相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)	⑫																																																																																		
項目	金額																																																																																		
課税価格の合計額(①+②+⑪)	⑬																																																																																		
差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫)	⑭																																																																																		
農地等納税予税額	⑮																																																																																		
株式等納税予税額	⑯																																																																																		
特別株式等納税予税額	⑰																																																																																		
医療法人持分納税予税額	⑱																																																																																		
事業用資産納税予税額	⑲																																																																																		
申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	⑳																																																																																		
この申告書が修正申告書である場合	㉑																																																																																		
申告期限までに納付すべき税額の増加額	㉒																																																																																		

マイナンバー(個人番号)又は法人番号の記入が必要です。

「i 特例贈与財産分」には、特例贈与と財産を取得した場合に記入します。

「ii 一般贈与財産分」には、一般贈与と財産を取得した場合に記入します。

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表背面の裏面に確認してください。

第一表(令和元年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

記号	欄	書きかた								
㉑	「__税務署長」	住所地を所轄する税務署名を記入します。								
	「__年__月__日提出」	申告書の提出年月日を記入します。								
	「令和□□年分」	□の中に「1」と記入します。								
㉒	「住所」	住所、住所地の郵便番号及び電話番号を記入します。								
	「氏名」及び「フリガナ」	申告をする人の氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点(°)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。								
	「個人番号又は法人番号」	申告をする人のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を記入します。								
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記入します。 【例：昭和58年9月21日生まれの場合】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>3</td><td>5</td><td>8</td><td>.</td><td>0</td><td>9</td><td>.</td><td>2</td><td>1</td></tr></table>	3	5	8	.	0	9	.	2
3	5	8	.	0	9	.	2	1		
	「職業」	申告をする人の職業を記入します。								
㉓	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点(°)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。								
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記入します。 【例：昭和24年11月3日生まれの場合】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>.</td><td>1</td><td>1</td><td>.</td><td>0</td><td>3</td></tr></table>	3	2	4	.	1	1	.	0
3	2	4	.	1	1	.	0	3		
㉔	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。								
㉕	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 【贈与者が直系尊属である場合】 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。 【贈与者が直系尊属以外である場合】 贈与者の続柄に応じて「6～8」のいずれかの数字を記入します。「8」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。								
㉖	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、109ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。								
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 ホ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ヘ その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称								
	「数量」	面積、株数などを記入します。								
	「単価」	1平方メートル当たり、1株当たりなどその財産の1単位当たりの価額を記入します(固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。)								
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。								
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。								
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。								
	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。								
㉗	「過去の贈与税の申告状況」	過去に、特例税率の適用を受けるために㉓に記入した贈与者との続柄を明らかにする書類を税務署に提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します(提出をしていない場合には記入しません。)								

(2) 申告書第一表の二

住宅取得等資金の非課税（66ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。

令和元年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

FD4745

提出用

		受贈者の氏名		A	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中 <b>B</b> 印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位：円)					
住宅取得等資金	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額		
	住所 フリガナ 氏名 生年月日		平成 令和	年 月 日	
	続柄 <small>(直系尊属) 1 父 2 母 3 祖父 4 祖母 5 上記以外</small>		平成 令和	年 月 日	
	住宅取得等資金の合計額	32			
住宅取得等資金	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額		
	住所 フリガナ 氏名 生年月日		平成 令和	年 月 日	
	続柄 <small>(直系尊属) 1 父 2 母 3 祖父 4 祖母 5 上記以外</small>		平成 令和	年 月 日	
	住宅取得等資金の合計額	33			
非課税額の計算	住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 令和	年 月 日	34
	平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)				35
	住宅資金非課税限度額の残額(34-35)				36
	特別住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 令和	年 月 日	37
贈与を受ける金額の計算	32のうち非課税の適用を受ける金額				40
	33のうち非課税の適用を受ける金額				41
	非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41) <small>(36の金額と37の金額の合計額を限度とします。)</small>				42
	32のうち課税価格に算入される金額(32-40)				43
贈与税の課税価格に算入される金額	33のうち課税価格に算入される金額(33-41)				44

第一表の二（令和元年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります（令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。）

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	K	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二（控用）の裏面をご参照ください。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、記入は不要です。

(注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

\* 欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一) (令元10)

記号	欄	書きかた
Ⓐ	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
Ⓑ	「次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
Ⓒ	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点（ <sup>˙</sup> ）や半濁点（ <sup>゜</sup> ）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和16年11月4日生まれの場合】 3 1 6 . 1 1 . 0 4
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。
Ⓓ	「住宅取得等資金を取得した年月日」及び「住宅取得等資金の金額」	贈与により住宅取得等資金を取得した年月日及びその金額を記入します。
Ⓔ	「新築・取得・増改築等に係る契約年月日」	住宅資金非課税限度額(㉔の金額)がある場合に、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した年月日を記入します。
	「住宅資金非課税限度額(㉔の金額)」	住宅資金非課税限度額(66ページ参照)の金額を記入します。
Ⓕ	「平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額」	平成27年分から30年分までの贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額(平成27年分の贈与税の申告書第一表の二㉕の金額、平成28年分若しくは平成29年分の贈与税の申告書第一表の二㉖の金額又は平成30年分の贈与税の申告書第一表の二㉗の金額)を記入します(適用を受けていない場合は、記入しません)。 また、租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合(住宅取得等資金の非課税の再適用(66ページ参照)の適用を受ける場合)には、この欄の記入は不要です。
Ⓖ	「住宅資金非課税限度額の残額」	㉔の金額から㉕の金額を控除した金額を記入します。
Ⓖ	「新築・取得・増改築等に係る契約年月日」	特別住宅資金非課税限度額(㉗の金額)がある場合に、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した年月日を記入します。
	「特別住宅資金非課税限度額(㉗の金額)」	特別住宅資金非課税限度額(66ページ参照)の金額を記入します。
Ⓖ	「㉘のうち非課税の適用を受ける金額」及び「㉙のうち非課税の適用を受ける金額」	㉘の金額及び㉙の金額の合計額を超えないように住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。 なお、住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が2人以上いる場合には、各贈与者からの贈与について非課税の適用を受ける金額の合計額が㉘の金額及び㉙の金額の合計額を超えないように各贈与者ごとの住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。
	「非課税の適用を受ける金額の合計額」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額の合計額を記入します(㉘の金額及び㉙の金額の合計額を超えることはありません)。
Ⓖ	「㉘のうち課税価格に算入される金額」及び「㉙のうち課税価格に算入される金額」	㉘の金額から㉚の金額を控除した金額及び㉙の金額から㉛の金額を控除した金額をそれぞれ記入します。 なお、それらの控除した金額に残額がある場合には、その金額を住宅取得等資金に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)に転記します。この場合には、申告書第一表又は第二表の贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記入は、贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。
Ⓖ	「所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日」及び「提出した税務署」	令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日及び税務署名を記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。

(3) 申告書第二表

相続時精算課税（4ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。

令和 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)		FD 4735															
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="font-size: 2em;">A</span> <div style="text-align: center;"> <p>署 税 受 付 印</p> </div> </div>		受贈者の氏名															
提出用	次の特例の適用を受ける場合には、 <input type="checkbox"/> の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による <b>相続時精算課税選択の特例</b> の適用を受けます。 <span style="float: right;">(単位:円)</span>																
	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>○フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>	左の特定贈与者から取得した財産の明細 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>細目</th> <th>利用区分・銘柄等</th> <th>数量</th> <th>単価</th> </tr> <tr> <th colspan="3">所在場所等</th> <th>固定資産税評価額</th> <th>倍数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"><b>D</b></td> </tr> </tbody> </table>	種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価	所在場所等			固定資産税評価額	倍数	<b>D</b>				
	種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価												
	所在場所等			固定資産税評価額	倍数												
	<b>D</b>																
	住所	財産を取得した年月日															
	<b>C</b>	財産の価額															
	フリガナ	平成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> 日															
	氏名	平成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> 日															
	続柄	平成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> 日															
生年月日	平成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> 日																
父 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 、母 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 、祖父 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 祖母 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> ~ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 以外 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> <small>※(5)の場合に記入します。</small>	明治 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 、大正 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 、昭和 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 、平成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>																
財産の価額の合計額 (課税価格) <span style="float: right;"><b>23</b></span>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>																
特別控除額の計算 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円) <span style="float: right;"><b>24</b></span> 特別控除額の残額 (2,500万円 - <b>24</b> ) <span style="float: right;"><b>25</b></span> 特別控除額 ( <b>23</b> の金額と <b>25</b> の金額のいずれか低い金額) <span style="float: right;"><b>26</b></span> 翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円 - <b>24</b> - <b>26</b> ) <span style="float: right;"><b>27</b></span> <b>F</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>																
税額の計算 <b>26</b> の控除後の課税価格 ( <b>23</b> - <b>26</b> ) 【1,000円未満切捨て】 <span style="float: right;"><b>28</b></span> <b>28</b> に対する税額 ( <b>28</b> × 20%) <span style="float: right;"><b>29</b></span> 外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) <span style="float: right;"><b>30</b></span> 差引税額 ( <b>29</b> - <b>30</b> ) <span style="float: right;"><b>31</b></span>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>																
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>申告した税務署名</th> <th>控除を受けた年分</th> <th>受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">署</td> <td style="text-align: center;">平成 年分</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><b>G</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">署</td> <td style="text-align: center;">平成 年分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">署</td> <td style="text-align: center;">平成 年分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">署</td> <td style="text-align: center;">平成 年分</td> </tr> </tbody> </table>	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)	署	平成 年分	<b>G</b>	署	平成 年分	署	平成 年分	署	平成 年分				
申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)															
署	平成 年分	<b>G</b>															
署	平成 年分																
署	平成 年分																
署	平成 年分																

第二表 (令和元年分以降用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

↑--- (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

<b>*</b>	税務署整理欄	整理番号	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span>	名簿	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span>	届出番号	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span>
		財産細目コード	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span>	確認	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</span>		

\* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (令元10)

記号	欄	書きかた								
㉑	「令和〇〇年分」	□の中に「1」と記入します。								
	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。								
㉒	「次の特例の適用を受け る場合には、□の中にレ印 を記入してください。」	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例 (69ページ参照)の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。								
㉓	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点(゜)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。								
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。								
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和16年11月4日生まれの場合】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>3</td><td>1</td><td>6</td><td>.</td><td>1</td><td>1</td><td>.</td><td>0</td><td>4</td></tr></table>	3	1	6	.	1	1	.	0
3	1	6	.	1	1	.	0	4		
㉔	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、109ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。								
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 ホ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ヘ その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称								
	「数量」	面積、株数などを記入します。								
	「単価」	1平方メートル当たり、1株当たりなどその財産の1単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。								
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。								
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。								
	「取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。								
㉕	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。								
㉖	「過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額」	過去の年分の申告で控除した特別控除額の合計額を記入します。 なお、過去の年分の申告で控除した住宅資金特別控除額（最高1,000万円）は、特別控除額に含まれませんのでご注意ください。								
㉗	「受贈者の住所及び氏名」	過去に提出した「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と過去に提出した贈与税の申告書に記載した住所・氏名が異なっている場合には、その年分の住所・氏名を記入します。								



「特例贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、103ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

### 贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません。)

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

#### ● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㉑	5,000,000 円
基礎控除額	㉒	1,100,000 円
㉓の控除後の課税価格【㉑-㉒】	㉔	3,900,000 円
㉔に対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㉕	485,000 円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額の合計額(㉑)から基礎控除額(㉒)を控除した課税価格(㉔)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(㉕)を計算します。〕

㉑6,000,000 円 - ㉒1,100,000 円 = ㉔4,900,000 円  
㉔4,900,000 円 × 20% (特例税率) - 300,000 円 (控除額) = ㉕680,000 円

#### 【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格\*が3,000千円を超えるとき

\* 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

平成28年分以降用

(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)

特例贈与財産の価額の合計額(㉑5,000,000円)から基礎控除額(㉒1,100,000円)を控除した課税価格(㉔3,900,000円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000円)を使用して贈与税額(㉕485,000円)を計算します。

#### 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、103ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私は、母から現金300万円、兄から上場株式500株の贈与を受けました。  
 母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。平成31年1月1日において、私は20歳以上です。「一般税率」及び「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。  
 なお、私は、母(甲野花子)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。  
 (注)「一般税率」及び「特例税率」については、2ページを参照してください。

神奈川 税務署長  
 2年2月20日提出

令和01年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書)

F D 4 7 2 8

提出用 税務署受付印	住所	〒×××-×××× (電話 ××× - ××× - ××××) 横浜市港北区〇〇△丁目×番×号	
	フリガナ	コウノオサム	
	氏名	甲野 修	
	個人番号 又は 法人番号	□□□□□□××××××××	
	生年月日	342.05.24	職業

第一表 (令和元年分以降用)

整理番号	名簿	補完	申告書提出年月日	財産細目コード	短期処理	確認
災害等延長年月日	出年月日	死亡年月日	申告書提出年月日	財産細目コード	短期処理	確認

I 暦年課税分	特例贈与財産分	住所	目黒区〇〇△丁目×番×号	現金、預貯金等	現金	平成令和01年09月26日
		フリガナ	コウノハナコ	現金、預貯金等	現金	3000000
		氏名	甲野 花子	目黒区〇〇△丁目×番×号	円	倍

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

I 暦年課税分	一般贈与財産分	住所	世田谷区〇〇△丁目×番×号	有価証券 上場株式等	〇〇株式会社 500株 3,000	平成令和31年01月15日
		フリガナ	コウノタケシ	〇〇株式会社	500株 3,000	1500000
		氏名	甲野 武	千代田区〇〇町×丁目×番×号 △△証券△△支店	円	倍

II 相続時精算課税分	暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④	4500000	
	基礎控除額	⑤	1100000	
	⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥	3400000	
	⑥に対する税額 (贈与税の速算表)を使用して計算します。	⑦	416666	
	外国税額の控除額	⑧		
	医療法人持分税額控除額	⑨		
	差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	416666	
	相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額)	⑪		
	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑫の金額の合計額)	⑫		
	III 合計	課税価格の合計額 (①+②+⑩)	⑬	4500000
		差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	⑭	416600
		農地等納税猶予税額	⑮	
株式等納税猶予税額		⑯		
特例株式等納税猶予税額		⑰		
医療法人持分納税猶予税額		⑱		
事業用資産納税猶予税額		⑲		
申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑭-⑮-⑰-⑱-⑲)		⑳	416600	
この申告書が修正申告書である場合		㉑		
差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額		㉒		

転記します。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有  
 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印  
 確認者印

## 贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

### ● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㊦	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	㊧	1,500,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	㊨	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【㊦+㊧-㊨】 (申告書第一表の④の金額)	㊩	4,500,000円
基礎控除額	㊪	1,100,000円
㊩の控除後の課税価格【㊩-㊪】 (申告書第一表の⑤の金額)	㊫	3,400,000円
㊫の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊬	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【㊫×㊦/㊩】	㊭	273,333円
㊫の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊮	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【㊫×(㊧-㊨)/㊩】	㊯	143,333円
税額 (㊬+㊯) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㊰	416,666円

(例) 特例贈与財産 5,000,000 円及び一般贈与財産 10,000,000 円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額(㊦)と一般贈与財産の価額(㊧)の合計額(㊩)から基礎控除額(㊪)を控除した課税価格(㊫)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(㊬・㊯)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(㊰)を計算します。〕

- 特例贈与財産に対応する税額 (㊬及び㊭欄の計算)  
 $13,900,000 \text{円} \times 40\% \text{ (特例税率)} - 1,900,000 \text{円} \text{ (控除額)} = 5,000,000 \text{円}$   
 $5,000,000 \text{円} \times \frac{5,000,000 \text{円}}{15,000,000 \text{円}} = 1,666,667 \text{円}$  (注: 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。)
- 一般贈与財産に対応する税額 (㊮及び㊯欄の計算)  
 $13,900,000 \text{円} \times 45\% \text{ (一般税率)} - 1,750,000 \text{円} \text{ (控除額)} = 4,505,000 \text{円}$   
 $4,505,000 \text{円} \times \frac{10,000,000 \text{円} - 0 \text{円}}{15,000,000 \text{円}} = 3,003,333 \text{円}$  (注: 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。)
- 贈与税額の計算 (㊰欄の計算)  
 $1,666,667 \text{円} + 3,003,333 \text{円} = 4,670,000 \text{円}$

#### 【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限り、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額 (特例税率)	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

#### 【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額 (一般税率)	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額 (㊦3,000,000 円) と一般贈与財産 (㊧1,500,000 円) の合計額 (㊩4,500,000 円) から基礎控除額 (㊪1,100,000 円) を控除した課税価格 (㊫3,400,000 円) に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額 (㊬410,000 円・㊯430,000 円) について、それぞれの財産に対応する税額 (㊭273,333 円・㊯143,333 円) を計算し、その合計額 (㊰416,666 円) を計算します。

【事例3】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例（注1）の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。

- (注) 1 特例の概要については、65ページを参照してください。
- 2 「一般税率」については、2ページを参照してください。

神戸 税務署長 令和01年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 8

提出用 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5	住所	〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXX-XXXX) 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	
	フリガナ	ヘイモトキョウコ	
	氏名	丙本 京子	
	個人番号 又は 法人番号	XXXXXXXXXX	
	生年月日	318.02.20	職業
税務署整理欄(記入しないでください)			
整理番号		名簿	
補完		事業	
申告書提出年月日		財産細目コード	
災害等延長年月日		短期処理	
出国年月日		訂正	
死亡年月日		修正	
		作廃	
		枚数	

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入します。

配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例を受けます。

種類	細目	利用区分	面積	単価	取得した財産の明細	財産取得した年月日	過去の贈与税の申告状況
住所						平成令和 年 月 日	
フリガナ							
氏名						平成 年分	
生年月日							
住所						平成令和 年 月 日	
フリガナ							
氏名						平成 年分	
生年月日							
特別贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①							

住所	土地	宅地	自用地	面積	単価	取得した年月日	過去の贈与税の申告状況
神戸市中央区〇〇△丁目×番×号				165.00㎡	270,000	平成令和 01年 05月 08日	
フリガナ							
氏名							
生年月日							
住所						平成令和 01年 05月 08日	
フリガナ							
氏名							
生年月日							
住所						平成令和 01年 05月 08日	
フリガナ							
氏名							
生年月日							
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②							
配偶者控除額(右の事実該当する場合には、私は、今回の贈与者からの贈与について、初めに贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高2,000万円) ③							

暦年課税分(③の控除後の課税価格)	課税価格の合計額
④ 暦年課税分の課税価格の合計額(①+(②-③))	⑬ 課税価格の合計額(①+(②+①))
⑤ 基礎控除額	⑭ 差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫)
⑥ ④に対する税額	⑮ 農地等納税額
⑦ 外国税額の控除額	⑯ 株式等納税額
⑧ 医療法人持分税額控除額	⑰ 特例株式等納税額
⑨ 差引税額	⑱ 医療法人持分納税額
⑩ 相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑲ 事業用資産納税額
⑪ 相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑳ 申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)
	㉑ この申告書が修正申告書である場合
	㉒ 申告期限までに納付すべき税額の増加額

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、103,104ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」を活用ください。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有  
 税理士法第33条の2の書面提出有  
 通信日付印  
 確認者印

(資5-10-1-1-A4統一)(令和10)

### 令和元年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除(2,000万円控除)の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者(夫又は妻)ですか。	はい	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。	はい	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	はい	
		いいえ	
4	【3で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	はい
5	贈与を受けた財産は不動産(土地等・家屋)又は金銭ですか。	はい	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうち不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	はい	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうち金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を令和2年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	はい	いいえ
8	6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和2年3月15日までに居住する見込みですか。	はい	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	はい	いいえ

### 贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添付書類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本(居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。)
2	受贈者の戸籍の附票の写し(居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。)
3	登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類

**【事例4】相続時精算課税を適用する場合**

私は、祖母から宅地と上場株式5,000株の贈与を受けました。  
 平成31年1月1日において、祖母は60歳以上、孫である私は20歳以上ですので、相続時精算課税<sup>(注)</sup>を選択して申告します。  
 (注) 制度の概要については、4ページを参照してください。

提出用 税務署長 令和01年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 8

住所 板橋区〇〇△丁目×番×号  
 フリガナ オツサワ ハナコ  
 氏名 乙沢 花子  
 個人番号又は法人番号  
 生年月日 3 6 1 . 0 8 . 2 8 職業 自営業

税務署整理欄(記入しないでください)  
 整理番号 補完  
 申告書提出年月日 財産細目コード  
 災害等延長年月日 短期処理訂正作成分  
 死亡年月日 確認開示修正枚数

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。  
 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日  
 〇フリガナの濁点(・)や半濁点(・)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。

**I 暦年課税分**  
 i 特例贈与財産分  
 ii 一般贈与財産分  
 特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①  
 一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②  
 配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、... 〇 私に、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高2,000万円) ③

〔合計欄〕 暦年課税分(③の控除後の課税価格)  
 暦年課税分の課税価格の合計額(①)+(②-③) ④  
 基礎控除額 ⑤  
 ⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥  
 ⑥に対する税額 ⑦  
 外国税額の控除額 ⑧  
 医療法人持分税額控除額 ⑨  
 差引税額(⑦-⑧-⑨) ⑩  
 相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額) ⑪  
 相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額) ⑫

**III 合計**  
 課税価格の合計額(①)+(②+③) ⑬  
 差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫) ⑭  
 農地等納税猶予税額 ⑮  
 株式等納税猶予税額 ⑯  
 特例株式等納税猶予税額 ⑰  
 医療法人持分納税猶予税額 ⑱  
 事業用資産納税猶予税額 ⑲  
 申告期限までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑳  
 申告期限までに納付すべき税額の増加額 ㉑  
 この申告書が修正申告書である場合 申告期限までに納付すべき税額の増加額 ㉒

転記します。 転記します。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号  
 税理士法第30条の書面提出有 通信日付印  
 税理士法第33条の2の書面提出有 確認者印  
 (資5-10-1-1-A4統一)(令元10)

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

転記します。

転記します。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（105ページ参照）の提出が必要となります。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（69ページ参照）の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

事例4

令和 **01** 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

F D 4 7 3 5

提出用

第二表（令和元年分以降用）（第二表は必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 <span style="float: right;">（単位：円）</span>		受贈者の氏名	乙沢 花子	
相 続 時 精 算	特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日 <small>（フリガナの濁点（"）や半濁点（"）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。）</small>	左の特定贈与者から取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・銘柄等 数量 単価 所在地等 固定資産税評価額 倍数		
	住所 豊島区〇〇△丁目△番△号	土地 宅地 自用地 86.50㎡ 300,000	財産を取得した年月日 平成 令和 〇1年 07月 03日	
	氏名 乙沢 陽子	有価証券 上場株式等 〇〇株式会社 5,000株 290	財産の価額 〇〇 25950000	
	続柄 4 ← 父 1、母 2、祖父 3 祖母 4、1~4以外 5	千代田区〇〇町×丁目×番×号 △△証券△△支店	〇〇 1450000	
生年月日 3 10 01 10 ← 明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4		平成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
課 税 分	財産の価額の合計額（課税価格）	23	〇〇 27400000	
	特別控除額の計算 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	24	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	
	特別控除額の残額（2,500万円-24）	25	〇〇 25000000	
	特別控除額（23の金額と25の金額のいずれか低い金額）	26	〇〇 25000000	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-24-26）	27	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	
	税額の計算 26の控除後の課税価格（23-26）【1,000円未満切捨て】	28	〇〇 24000000	
28に対する税額（28×20%）	29	〇〇 〇〇 480000		
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	30	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇		
差引税額（29-30）	31	〇〇 〇〇 〇〇 480000		
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名 控除を受けた年分 受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）			

↑...（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

- ◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	名簿	〇〇〇〇〇〇〇〇	届出番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	—	〇〇〇〇〇〇
	財産細目コード	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	確認					

\* 欄には記入しないでください。

（資5-10-2-1-A4統一）（令元10）

相続時精算課税選択届出書

(令和元年分用)

令和 2 年 2 月 27 日

板橋 税務署長

受贈者	住所 又は 居所	〒XXXX-XXXX 電話( XXX - XXX - XXXX ) 板橋区〇〇△丁目×番×号
	フリガナ	オツザワ ハナコ
	氏名 (生年月日)	乙沢 花子 (大・昭・平 61 年 8 月 28 日)
	特定贈与者との続柄	孫

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

私は、下記の特定贈与者から令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	豊島区〇〇△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ ヨウ コ
氏名	乙沢 陽子
生年月日	明・大・昭・平 10 年 1 月 10 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成・令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。  
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。  
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1)  受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
  - ① 受贈者の氏名、生年月日
  - ② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注) 次の場合の②の書類については、裏面の6をご覧ください。

  - ・ 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合
  - ・ 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合
- (2)  受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。
- (3)  特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。
- 2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。
- (4)  特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
- 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合は、特定贈与者が60歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	㊟	電話番号	
※ 税務署整理欄	届出番号	名簿	確認

※欄には記入しないでください。

(資5-4-2-A4統一)(令元.10)

令和元年(平成31年)中に特定贈与者(6ページの3(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。

Q & A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問: 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答: 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

## 令和元年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和34年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成11年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ

- (注) 1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和34年1月3日以後に生まれた人の場合には、「令和元年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート」(47ページ又は49ページ参照)を使用してください。
- 2 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(79ページ参照)又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(94ページ参照)の適用を受ける場合は、3の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「『非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』のチェックシート」(61ページ参照)又は「『個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除』のチェックシート」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載)を併せて使用してください。

### 相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税(69ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。)の適用を新たに受ける場合(5ページの(ロ)の(注2)参照)には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

次の表の1から4までの書類は、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

添付書類	
1	<p><b>受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本</b>その他の書類で、次の内容を証する書類</p> <p>① 受贈者の氏名、生年月日</p> <p>② 受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること</p> <p>(注) 1 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(79ページ参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「①の内容を証する書類」及び「受贈者が贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。</p> <p>2 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(94ページ参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「①の内容を証する書類」及び「受贈者が贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。</p>
2	<p><b>受贈者の戸籍の附票の写し</b>その他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)</p> <p>(注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、2の書類を提出する必要はありません。</p>
3	<p><b>贈与者の住民票の写し</b>その他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類</p> <p>(注) 1 添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。</p> <p>2 上記1の書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、3の書類を提出する必要はありません。</p>
4	<p><b>贈与者の戸籍の附票の写し</b>その他の書類で、贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)</p> <p>(注) 1 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(69ページ参照)の適用を受ける場合には、「贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。</p> <p>2 上記3の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が60歳に達した時以後(「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、贈与者の住所に変更がないときは、4の書類を提出する必要はありません。</p>

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

#### Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税(地方税)はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税(地方税)はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。

【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父から現金3,500万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅(67ページ参照)であり、その家屋の新築に係る契約を令和元年10月3日に締結し、同年中に完成し居住を始めています。この家屋の新築の対価の額に含まれる消費税等の税率は10%でした。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税<sup>(注1)</sup>を適用し、「特例税率」<sup>(注2)</sup>を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、父(札幌太郎)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

(注) 1 特例の概要については66ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については43ページ及び44ページのA-1を参照してください。

2 「特例税率」については、2ページを参照してください。

札幌中 税務署長 令和01年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) F D 4 7 2 8  
2年2月27日提出 (計算明細書)

提出用 受取用	住所	〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXXX-XXXX) 札幌市中央区△△条△丁目×番×号	税務署整理欄(記入しないでください。)	整理番号		名簿	
	フリガナ	サツホロシロウ	補完			短期	
	氏名	札幌 太郎	申告書提出年月日			処理	
	個人番号又は法人番号	XXXXXXXXXX	災害等延長年月日			訂正	
	生年月日	350.08.08 職業 会社員	出国年月日			作成	

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。		取得した財産の明細	財産を取得した年月日
i 特例贈与	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 (フリガナの欄は「 <sup>○</sup> 」や「 <sup>△</sup> 」は一字とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)	種類	財産の価額(単位:円)
	住所 フリガナ 氏名 生年月日	現金・預貯金等 現金(住宅取得等資金)	平成01年09月18日 5000000
II 暦年課税分	住所 フリガナ 氏名 生年月日	住所 フリガナ 氏名 生年月日	住所 フリガナ 氏名 生年月日
	住所 フリガナ 氏名 生年月日	住所 フリガナ 氏名 生年月日	住所 フリガナ 氏名 生年月日
特例贈与と財産の価額の合計額(課税価格)		①	5000000
一般贈与と財産の価額の合計額(課税価格)		②	
配偶者控除額(存続の事業に該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)		③	

転記します。(注)⑬又は⑭が0の場合には「I 暦年課税分」に記入する必要はありません。

合計欄		暦年課税分(③の控除後の課税価格)		課税価格の合計額	
暦年課税分の課税価格の合計額(①)+(②)-(③)	④	5000000	⑬	5000000	
基礎控除額	⑤	1100000	⑭	4850000	
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	3900000	⑮		
⑥に対する税額(贈与税の計算表を使用して計算します。)	⑦	485000	⑯		
外国税額の控除額	⑧		⑰		
医療法人持分税額控除額	⑨		⑱		
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩	485000	⑲		
相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者との第二表の合計額の合計額)	⑪		⑳	485000	
相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者との第二表の合計額の合計額)	⑫		㉑		
			㉒		

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、103,104ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」を活用ください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有  
 税理士法第33条の2の書面提出有  
 通信日付印  
 確認者印

令和元年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 5

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額(住宅資金非課税限度額、特別住宅資金非課税限度額)は66ページを参照してください。

事例5

提出用

税務受印		受贈者の氏名	札幌 史郎
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号	札幌市中央区△△条×丁目×番×号	平成令和 01年09月18日 350000000
	フリガナ サツホ ロ タロウ		
	氏名 札幌 太郎	続柄 1 (直系尊属) 父 2 母 3 祖 父 4 祖 母 5 上記以外	平成令和 年 月 日
	生年月日 320.05.10	住宅取得等資金の合計額	32 350000000
明治1, 大正2, 昭和3, 平成4			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所		平成令和 年 月 日	
フリガナ			
氏名	続柄	平成令和 年 月 日	
生年月日	住宅取得等資金の合計額	33	
明治1, 大正2, 昭和3, 平成4			
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成令和 年 月 日 34
	平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)		35
	住宅資金非課税限度額の残額(34-35)		36
	特別住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成令和 01年10月03日 37
贈与を受ける金額の計算	32のうち非課税の適用を受ける金額		40 300000000
贈与を受ける金額の非課税の適用	33のうち非課税の適用を受ける金額		41
	非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41) (36の金額と37の金額の合計額を限度とします。)		42 300000000
課税価格	32のうち課税価格に算入される金額(32-40) (32に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		43 500000000
課税価格	33のうち課税価格に算入される金額(33-41) (33に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		44

第一表の二(令和元年分用)(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	2・2・27	提出した税務署	札幌中 税務署
----------------------------	--------	---------	---------

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、記入は不要です。
- (注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

\* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(令元.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。  
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。  
 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)  
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額  
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。



令和元年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

FD4745

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額 (住宅資金非課税限度額、特別住宅資金非課税限度額)は66ページを参照してください。

申告書第二表の財産の価額 (40ページ参照)に転記します。

提出用

税務文付 税印		受贈者の氏名	名古屋 一郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)				
住宅取得等資金の非課税分の計算	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
	住所 名古屋市北区〇〇丁目×番×号	名古屋市北区〇〇丁目×番×号	平成令和 01年06月06日 3500000000	
	フリガナ 氏名 名古屋 吾郎	続柄 1 (直系尊属) 2 父母 3 祖父母 4 祖母 5 上記以外 ※④の場合に記入します。	平成令和 年 月 日	
	生年月日 336.03.05			
	住宅取得等資金の合計額	③2	3500000000	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額		
住所		平成令和 年 月 日		
フリガナ 氏名	続柄 1 (直系尊属) 2 父母 3 祖父母 4 祖母 5 上記以外 ※④の場合に記入します。	平成令和 年 月 日		
生年月日				
住宅取得等資金の合計額	③3			
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日	平成令和 31年04月13日	③4 1200000000	
	平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	③5		
	住宅資金非課税限度額の残額(③4-③5)	③6	1200000000	
	特別住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日	平成令和 年 月 日	③7	
贈与者別の非課税の計算	③2のうち非課税の適用を受ける金額	④0	1200000000	
	③3のうち非課税の適用を受ける金額	④1		
	非課税の適用を受ける金額の合計額(④0+④1) (③6の金額と④1の金額の合計額を限度とします。)	④2	1200000000	
贈与者別の課税の計算	④2のうち課税価格に算入される金額(④2-④0) (④2に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	④3	2300000000	
	④3のうち課税価格に算入される金額(④3-④1) (④3に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	④4		

第一表の二 (令和元年分用) (第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります (令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	2・2・18	提出した税務署	名古屋北 税務署
----------------------------	--------	---------	----------

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、記入は不要です。

(注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

\* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統-) (令元10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。  
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。  
 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)  
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額  
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

事例6

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第一表の二（「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人のみ）及び第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（105ページ参照）の提出が必要となります。
- 申告書第二表は、特定贈与者（6ページの3（注2）参照）ごとに作成します。

令和 01 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書） FD4735

税務署  
受  
付  
印

受贈者の氏名 名古屋 一郎

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税の特例の適用を受けます。 （単位：円）

提出用	相続時精算課税	左の特定贈与者から取得した財産の明細				財産を取得した年月日							
		種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価	年	月					
相	続	住所	現金・預貯金等	現金	（住宅取得等資金）	円	平成	令和					
			申告書第一表の二のとおり		円	倍	01	年	06	月	06	日	
時	精	氏名	名古屋 吾郎				円	平成	令和				
		氏名	ナゴヤコロウ				円	倍	02	30	00	00	00
算	課	続柄	父 1、母 2、祖父 3、祖母 4、1~3以外 5				円	平成	令和				
		生年月日	明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4				円	倍	00	00	00	00	00
税	分	財産の価額の合計額（課税価格）	23				円	02	30	00	00	00	00
		過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	24				円	00	00	00	00	00	00
分	算	特別控除額の残額（2,500万円-24）	25				円	02	50	00	00	00	00
		特別控除額（23の金額と25の金額のいずれか低い金額）	26				円	02	30	00	00	00	00
分	算	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-24-26）	27				円	02	00	00	00	00	00
		26の控除後の課税価格（23-26）【1,000円未満切捨て】	28				円	00	00	00	00	00	00
分	算	28に対する税額（28×20%）	29				円	00	00	00	00	00	00
		外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	30				円	00	00	00	00	00	00
分	算	差引税額（29-30）	31				円	00	00	00	00	00	00
		申告した税務署名	控除を受けた年分				受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）						
分	算	上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	署	平成	年分								
		署	平成	年分									
		署	平成	年分									
		署	平成	年分									

第二表（令和元年分以降用）

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

申告書第一表の二の④③（39ページ参照）から転記します。

申告書第一表の⑪（38ページ参照）に転記します。

申告書第一表の⑫（38ページ参照）に転記します。

▲...（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

*	税務署整理欄	整理番号	0000000000	名簿	0000000000	届出番号	0000000000	-	0000000000
		財産細目コード	0000000000	確認	0000000000				

\* 欄には記入しないでください。

（資5-10-2-1-A4統一）（令和10）

相続時精算課税選択届出書

(令和元年分用)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

令和元年（平成31年）中に特定贈与者（6ページの3（注2）参照）の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。

受贈者	住所 又は 居所	〒×××-××××電話(×××-×××-××××) 名古屋市北区〇〇丁目×番×号
	フリガナ	ナゴヤ イチロウ
	氏名 (生年月日)	名古屋 一郎 (大・昭・平 61年1月1日)
	特定贈与者との続柄	長男

私は、下記の特定贈与者から令和元年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は 居所	名古屋市北区〇〇丁目×番×号
フリガナ	ナゴヤ ゴロウ
氏名	名古屋 吾郎
生年月日	明・大・昭・平 36年3月5日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成・令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。  
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。  
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1)  受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
  - ① 受贈者の氏名、生年月日
  - ② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注) 次の場合の②の書類については、裏面の6をご覧ください。  
・ 租税特別措置法第70条の6の8（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7（相続時精算課税適用者の特例）の適用を受ける場合  
・ 租税特別措置法第70条の7の5（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8（相続時精算課税適用者の特例）の適用を受ける場合
- (2)  受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）  
(注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。
- (3)  特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類  
(注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。  
2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。
- (4)  特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）  
(注) 1 租税特別措置法第70条の3（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。  
2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後（租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。）又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。）。

作成税理士	☑	電話番号	
-------	---	------	--

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿		確認	
---	--------	------	---	----	--	----	--

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一) (令元.10)

○ 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。また、震災に係る住宅取得等資金の非課税を適用する場合には、「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」の「チェックシート」及び「添付書類」を使用しますので、詳しくは税務署にお尋ねください。なお、㉔のチェックシートは国税庁ホームページに掲載しています。

「㉑住宅取得等資金の非課税」の概要については66ページを、「㉒住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の概要については69ページを、「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」の概要については71ページを参照してください。

適用を受けようとする特例の種類  住宅用の家屋の取得等の態様	㉑ 住宅取得等資金の非課税	㉒ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例
	〔非課税限度額については、66ページを参照してください。〕	〔贈与者が60歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例です。〕
	㉓ ㉑の適用に係る災害に関する税制上の措置 〔下の※を参照してください。〕	㉔ ㉒の適用に係る災害に関する税制上の措置 〔下の※を参照してください。〕
新築 〔請負契約（注文住宅）などにより住宅用の家屋を新築した場合〕	㉑-1 (43ページ)	㉒-1 (47ページ)
取得 〔建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合〕	㉑-1 (43ページ)	㉒-1 (47ページ) + ㉓-1 (51ページ)
増改築等 〔住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合〕	㉑-2 (45ページ)	㉒-2 (49ページ) + ㉓-2 (53ページ)

- (注) 1 「新築」には、令和2年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和2年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。
- 3 「増改築等」には、令和2年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 4 「㉑住宅取得等資金の非課税」又は「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」と「㉒住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」とを併用して適用する場合には、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。

※ 「㉓住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の概要

「㉑住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の①若しくは②に該当することとなった場合又は「㉒住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」若しくは「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の②に該当することとなった場合には、各特例の適用要件が一部緩和されます。詳しくは、各特例の概要（66ページから72ページまで）を参照してください。

- ① 平成21年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
- ② 令和元年(平成31年)中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
  - イ 令和2年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等ができなかった場合
  - ロ 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

令和元年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-1 新築又は取得用**

このチェックシートは、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合(「12」のチェック項目は除きます。)には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、51ページの「令和元年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)』」のチェックシート**◎-1 新築又は取得用**(以下「チェックシート◎-1」といいます。)を併せてご使用ください。

① 平成21年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。)をした場合

② 令和元年(平成31年)中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合

イ 令和2年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合

ロ 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

※1 上記①に該当する人の「非課税限度額」に関する事項は、チェックシート◎-1で確認してください。

2 上記②イに該当する人は、「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に、「非課税限度額」に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に、「No.12」に掲げる書類により証明されたものを「No.12」に掲げる書類により証明される見込みであるものに代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成11年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの令和元年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)又は取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。)又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注)1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和2年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。)ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの (注)「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限り)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和2年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
11	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和2年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか)。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	イ 次のロ以外の場合(平成28年1月1日から令和2年3月15日までの間に住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人に限ります)。 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅(一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。次のロにおいて同じです。)ですか。 (注) 平成27年12月31日までに住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人は、非課税限度額が異なりますので、66ページの表をご覧ください。	【住宅資金非課税限度額】 はい⇒1,200万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒700万円 (上記以外の住宅)
	ロ 住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約の締結日が平成31年4月1日から令和2年3月15日までの間にあり、住宅用の家屋の新築又は取得に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	【特別住宅資金非課税限度額】 はい⇒3,000万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒2,500万円 (上記以外の住宅)

(注) 次の場合に該当する場合には、このチェックシートの「No.12」の「非課税限度額」と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

- 平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合
- 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約が2以上あるとき

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和元年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください(「No.1~12」は、43ページのチェックシートA-1の番号に対応しています)。なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ <b>受贈者の戸籍の謄本</b> などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日	<input type="checkbox"/>
2	② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	
3	○ <b>源泉徴収票</b> など令和元年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類(令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。)	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。(注) 添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5 12	○ 住宅用の家屋の <b>新築に係る工事の請負契約書の写し</b> や <b>売買契約書の写し</b> などで次の内容を明らかにする書類 ① 新築に係る契約又は取得の相手方(新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。) ② 新築又は取得に係る契約の締結をした年月日 ③ 新築又は取得に係る対価等の額及びこれらの額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(新築又は取得に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合のみ必要となります。)	<input type="checkbox"/>																						
7 8 9	<p>【令和2年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>① <b>住宅用の家屋に関する登記事項証明書</b> (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p> <p>② 次に掲げる<b>いずれかの書類</b>(取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の③に該当する場合のみ必要となります。)</p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td><b>耐震基準適合証明書</b></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td><b>建設住宅性能評価書の写し</b></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td><b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b></td> </tr> </table> <p>(注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前日2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前日2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、 3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前日2年以内に締結されたものに限り、</p> <p>③ 次に掲げる<b>いずれかの申請書等の写し</b>(住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類)及びその申請書等に応じた<b>証明書等</b>(取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の④に該当する場合のみ必要となります。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請書等</th> <th>証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td><b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b></td> <td><b>耐震基準適合証明書</b></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td><b>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</b></td> <td><b>耐震基準適合証明書</b></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td><b>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</b></td> <td><b>建設住宅性能評価書の写し</b></td> </tr> <tr> <td>d</td> <td><b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b></td> <td><b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、証明書等は、令和2年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り、 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、</p>	a	<b>耐震基準適合証明書</b>	b	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>	c	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>		申請書等	証明書等	a	<b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>	b	<b>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>	c	<b>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</b>	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>	d	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b>	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>	<p>【令和2年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>① <b>新築に係る工事の請負契約書の写し</b>などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類</p> <p>② <b>新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類</b>(工事の完了予定年月の記載があるものに限り、)</p> <p>③ <b>新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</b></p>	<input type="checkbox"/>
a	<b>耐震基準適合証明書</b>																							
b	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>																							
c	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>																							
	申請書等	証明書等																						
a	<b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>																						
b	<b>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>																						
c	<b>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</b>	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>																						
d	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b>	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>																						

○「受贈者の居住」に関する事項

11	<p>【令和2年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】</p> <p>① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

12	<p>【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】</p> <p>【令和2年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>○ 次に掲げる<b>いずれかの書類</b></p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td><b>住宅性能証明書</b></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td><b>建設住宅性能評価書の写し</b></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>①及び②の書類 ① <b>長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書(その写し)又は認定長期優良住宅建築証明書</b></td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>①及び②の書類 ① <b>低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書(その写し)又は認定低炭素住宅建築証明書</b></td> </tr> </table> <p>(注)1 「住宅性能証明書」は、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の前日2年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、次に掲げるもののいずれかの性能を有することが証明されるものに限り、 なお、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の前日2年以内又は取得の日以降に評価されたものに限り、</p> <table border="1"> <tr> <td>①断熱等性能等級4</td> <td>②一次エネルギー消費量等級4又は5</td> <td>③耐震等級2又は3</td> <td>④免震建築物</td> </tr> <tr> <td>⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	a	<b>住宅性能証明書</b>	b	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>	c	①及び②の書類 ① <b>長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書(その写し)又は認定長期優良住宅建築証明書</b>	d	①及び②の書類 ① <b>低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書(その写し)又は認定低炭素住宅建築証明書</b>	①断熱等性能等級4	②一次エネルギー消費量等級4又は5	③耐震等級2又は3	④免震建築物	⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5				<p>【令和2年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>○ 新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
a	<b>住宅性能証明書</b>																		
b	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>																		
c	①及び②の書類 ① <b>長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書(その写し)又は認定長期優良住宅建築証明書</b>																		
d	①及び②の書類 ① <b>低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書(その写し)又は認定低炭素住宅建築証明書</b>																		
①断熱等性能等級4	②一次エネルギー消費量等級4又は5	③耐震等級2又は3	④免震建築物																
⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5																			

令和 年 月 日

受贈者の住所:

フリガナ

受贈者の氏名:

令和元年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-2 増改築等用**

このチェックシートは、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合(「13」のチェック項目は除きます。)には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、53ページの「令和元年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)』のチェックシート◎-2**増改築等用**」(以下「チェックシート◎-2」といいます。)を併せてご使用ください。

- ① 平成21年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。)をした場合
- ② 令和元年(平成31年)中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
  - イ 令和2年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
  - ロ 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合
    - ※1 上記①に該当する人の「『非課税限度額』に関する事項」は、チェックシート◎-2で確認してください。
    - ※2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項」の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に、「『非課税限度額』に関する事項」の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「『No.13』に掲げる書類により証明されたもの」を「『No.13』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成11年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの令和元年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了(増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。)していますか。 (注)「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根(その骨組みを含みます。)を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、46ページの「添付書類一覧A-2」の「No.9」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注)日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和2年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか)。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	イ 次のロ以外の場合(平成28年1月1日から令和2年3月15日までの間に住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人に限ります)。 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅(一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、46ページの「添付書類一覧A-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたもの)をいいます。次のロにおいて同じです。)ですか。 (注)平成27年12月31日までに住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人は、非課税限度額が異なりますので、66ページの表をご覧ください。	【住宅資金非課税限度額】 はい⇒1,200万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒700万円 (上記以外の住宅)
	ロ 住宅用の家屋の増改築等に係る契約の締結日が平成31年4月1日から令和2年3月15日までの間にあり、住宅用の家屋の増改築等に係る工事に要する費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	【特別住宅資金非課税限度額】 はい⇒3,000万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒2,500万円 (上記以外の住宅)

(注) 次の場合に該当する場合には、このチェックシートの「No.13」の「非課税限度額」と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。  
 ・平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合  
 ・同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約が2以上あるとき

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和元年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください(「No.1~13」は、45ページのチェックシートA-2の番号に対応しています。)。なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ <b>受贈者の戸籍の謄本</b> などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ <b>源泉徴収票</b> など令和元年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類(令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。)	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。 (注) 添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5 13	○ 住宅用の家屋の <b>増改築等に係る工事の請負契約書の写し</b> などで次の内容を明らかにする書類 ① 増改築等に係る工事の契約の相手方(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。) ② 増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日 ③ 増改築等に係る対価等の額及びこれらの額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(増改築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合のみ必要となります。)	<input type="checkbox"/>
7 8	【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ <b>住宅用の家屋に関する登記事項証明書</b> (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取付したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。	<input type="checkbox"/>
9	【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる <b>いずれか</b> の書類 a <b>確認済証の写し</b> b <b>検査済証の写し</b> c <b>増改築等工事証明書(注)</b> (注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	<input type="checkbox"/>
10	【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ <b>増改築等に係る工事の請負契約書の写し</b> などでその増改築等に係る工事が完了した年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

12	【令和2年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

13	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる <b>いずれか</b> の書類 a <b>住宅性能証明書</b> b <b>建設住宅性能評価書の写し</b> c <b>増改築等工事証明書</b> (注) 「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限り、適用されます。	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

令和 年 月 日

受贈者の住所： \_\_\_\_\_ 受贈者の氏名： \_\_\_\_\_ フリガナ

令和元年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート⑥-1 **新築又は取得用**

このチェックシートは、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、51ページの「令和元年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)』のチェックシート⑥-1 **新築又は取得用**」を併せてご使用ください。

- ① 令和2年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
- ② 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。)をした場合

※ 上記①に該当する人は、『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成11年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)又は取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。)又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注)1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和2年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。)ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限(240㎡以下)がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	<b>【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】</b> 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの (注) 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして48ページの「添付書類一覧⑥-1」の「No.5・6・7」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき48ページの「添付書類一覧⑥-1」の「No.5・6・7」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和2年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、48ページの「添付書類一覧⑥-1」の「No.5・6・7」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和2年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか)。	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和元年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 ㊟-1 **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください(「No.1~9」は、47ページのチェックシート㊟-1の番号に対応しています。)

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ <b>受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本</b> などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の <b>新築に係る工事の請負契約書の写し</b> や <b>売買契約書の写し</b> など、新築に係る契約又は取得の相手方(新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。)を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>																						
5	<p>【令和2年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>① <b>住宅用の家屋に関する登記事項証明書</b> (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取 得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p> <p>② 次に掲げる<b>いずれか</b>の書類(取得した家屋が、チェックシート㊟-1の「7」の③に該当する場合のみ必要となります。)</p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td><b>耐震基準適合証明書</b></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td><b>建設住宅性能評価書の写し</b></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td><b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b></td> </tr> </table> <p>(注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。 3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前2年以内に締結されたものに限ります。</p> <p>③ 次に掲げる<b>いずれか</b>の申請書等の写し(住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類)及びその申請書等に応じた証明書等(取得した家屋が、チェックシート㊟-1の「7」の④に該当する場合のみ必要となります。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請書等</th> <th>証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td><b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b></td> <td><b>耐震基準適合証明書</b></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td><b>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</b></td> <td><b>耐震基準適合証明書</b></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td><b>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</b></td> <td><b>建設住宅性能評価書の写し</b></td> </tr> <tr> <td>d</td> <td><b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b></td> <td><b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限ります。 2 証明書等は、令和2年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。 3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。</p>	a	<b>耐震基準適合証明書</b>	b	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>	c	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>		申請書等	証明書等	a	<b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>	b	<b>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>	c	<b>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</b>	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>	d	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b>	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>	<p>【令和2年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>① <b>新築に係る工事の請負契約書の写し</b>などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類</p> <p>② <b>新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類</b>(工事の完了予定年月の記載があるものに限ります。)</p> <p>③ <b>新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</b></p>	<input type="checkbox"/>
a	<b>耐震基準適合証明書</b>																							
b	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>																							
c	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>																							
	申請書等	証明書等																						
a	<b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>																						
b	<b>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>																						
c	<b>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</b>	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>																						
d	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b>	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>																						

○「受贈者の居住」に関する事項

9	【令和2年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

10	○ <b>相続時精算課税選択届出書</b>	<input type="checkbox"/>
11	○ <b>受贈者の戸籍の附票の写し</b> などで、受贈者が20歳に達した時以後又は受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
12	○ <b>贈与者の住民票の写し</b> などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 (注)1 添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。 2 上記「No.1・2」に掲げる書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
13	○ <b>贈与者の戸籍の附票の写し</b> などで、贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 上記「No.12」に掲げる書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成15年1月1日以後、贈与者の住所に変更がないときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所:

フリガナ  
受贈者の氏名:

このチェックシートは、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、53ページの「令和元年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)』のチェックシート㉔-2増改築等用」を併せてご使用ください。

- ① 令和2年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
- ② 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含みます。)をした場合

※ 上記①に該当する人は、『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に代えて確認してください。

該当する回答を○  
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成11年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了(増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。)していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根(その骨組みを含みます。)を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限(240㎡以下)がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、50ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.7」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
8	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
10	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和2年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。)	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください(「No.1~10」は、49ページのチェックシート⑤-2の番号に対応しています。)

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○ 「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ <b>受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本</b> などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日	<input type="checkbox"/>
2	② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	

○ 「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の <b>増改築等に係る工事の請負契約書の写し</b> など増改築等に係る契約の相手方(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。)を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>						
5 6	<p>【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ <b>住宅用の家屋に関する登記事項証明書</b> (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取付したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>						
7	<p>【令和2年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>① 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類(工事の完了予定日の記載があるものに限り。) ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>							
7	<p>【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 次に掲げる<b>いずれか</b>の書類</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>a</td> <td>確認済証の写し</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>検査済証の写し</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>増改築等工事証明書(注)</td> </tr> </table> <p>(注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。</p>	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書(注)	<input type="checkbox"/>
a	確認済証の写し							
b	検査済証の写し							
c	増改築等工事証明書(注)							
8	<p>【令和2年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>○ <b>増改築等に係る工事の請負契約書の写し</b>などでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの</p> <p>【令和2年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>						

○ 「受贈者の居住」に関する事項

10	<p>【令和2年3月15日までに居住していないのみチェックしてください。】</p> <p>① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

11	○ <b>相続時精算課税選択届出書</b>	<input type="checkbox"/>
12	○ <b>受贈者の戸籍の附票の写し</b> などで、受贈者が20歳に達した時以後又は受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
13	○ <b>贈与者の住民票の写し</b> などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 (注)1 添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、 <u>マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。</u> なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。 2 上記「No.1・2」に掲げる書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
14	○ <b>贈与者の戸籍の附票の写し</b> などで、贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 上記「No.13」に掲げる書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成15年1月1日以後、贈与者の住所に変更がないときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所:

フリガナ  
受贈者の氏名:

このチェックシートは、「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」（以下、これらの3つの特例を「住宅取得等資金の贈与税の特例」といいます。）の適用を受ける人が、住宅取得等資金の贈与税の特例の災害に関する税制上の措置を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。ただし、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人が過去に災害に関する税制上の措置の適用を受けている場合には、要件が異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、このチェックシートは**住宅用の家屋の新築又は取得をした人又はする人**を対象としています。

**(1) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合**

43ページの「令和元年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート①-1」（以下「チェックシート①-1」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、6、7、9、11、12」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「6」のチェック項目は除きます。）には、原則として「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

**(2) 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合**

47ページの「令和元年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート②-1」（以下「チェックシート②-1」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、5、7、9」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けることができます。

**(3) 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合**

「令和元年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート③-1」（以下「チェックシート③-1」といいます。）及び「チェックシート①-1」（「チェックシート③-1」において確認した項目に限ります。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「チェックシート①-1」の「6、7、11」及び「チェックシート③-1」の「7、8、9」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

※ 「チェックシート③-1」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】でご確認ください。

該当する回答を○で囲んでください

**○「受贈者」に関する事項**

1	<b>【「チェックシート①-1」の「4」で「はい」と回答した人のみ記入してください。】</b> 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害 <sup>(注1)</sup> により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしていますか。	はい	いいえ

**○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項**

2	<b>【「チェックシート①-1」の「6」又は「チェックシート②-1」の「4」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】</b> あなたは、災害 <sup>(注2)</sup> に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）又は取得（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）をし贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てることはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てる見込みですか。	はい	いいえ
3	<b>【「チェックシート①-1」の「7」又は「チェックシート②-1」の「5」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】</b> あなたは、災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。以下同じです。）又は住宅用の家屋を取得することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得する見込みですか。 (注) 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
4	<b>【「チェックシート①-1」の「9」、「チェックシート②-1」の「7」又は「チェックシート③-1」の「8」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】</b> 次のいずれかに該当しますか。 ① 取得をする住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもので、耐震基準に適合するものとして44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.7・8・9」の②、48ページの「添付書類一覧②-1」の「No.5・6・7」の②又は「添付書類一覧③-1」の「No.7・8」の①の書類により証明がされる見込みですか。 ② 取得をする住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもの（上記①に該当しないものに限り）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.7・8・9」の③、48ページの「添付書類一覧②-1」の「No.5・6・7」の③又は「添付書類一覧③-1」の「No.7・8」の②の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和3年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.7・8・9」の③、48ページの「添付書類一覧②-1」の「No.5・6・7」の③又は「添付書類一覧③-1」の「No.7・8」の②の証明書等により証明がされる見込みですか。	はい	いいえ

**○「受贈者の居住」に関する事項**

5	<b>【「チェックシート①-1」の「11」又は「チェックシート②-1」の「9」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】</b> 次のいずれかに該当しますか。 ① 災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得する見込みであり、かつ、同日までに居住する見込みですか（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住する見込みですか。）。 ② 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、災害によりその住宅用の家屋が滅失をしたことにより居住することができませんでしたか。	はい	いいえ

**○「非課税限度額」に関する事項**

平成21年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした人のみ記入します。

なお、平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている人が次のイに該当する場合の非課税限度額は、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の種類（省エネ等住宅又は左記以外の住宅）ごとに、最初のこの特例の適用に係る住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

6	<b>イ 次の口以外の場合（平成28年1月1日から令和2年3月15日までの間に住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人）に限ります。</b> あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。次の口において同じです。）ですか。 (注) 平成27年12月31日までに住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人は、非課税限度額が異なりますので、66ページの表をご覧ください。	<b>【住宅資金非課税限度額】</b> はい⇒1,200万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒700万円 (上記以外の住宅)
	<b>ロ 住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約の締結日が平成31年4月1日から令和2年3月15日までの間にあり、住宅用の家屋の新築又は取得に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合</b> あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	<b>【特別住宅資金非課税限度額】</b> はい⇒3,000万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒2,500万円 (上記以外の住宅)

(注) 1 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページ【[http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya\\_jyukyoku.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya_jyukyoku.html)】をご覧ください。  
2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～6」は、51ページのチェックシート㉟-1の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は**住宅用の家屋の新築又は取得をした人又はする人**を対象としています。

また、申告に際しては、下記の添付書類に加え、44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1・2、3、5・12」（チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する人は「No. 7・8・9、12」を含み、チェックシート㉟-1の「6」を記入した人は「No. 7・8・9、11」を含みます。）、48ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1・2、3、10、11、12、13」（チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する人は「No. 5・6・7」を含みます。）、又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1」（チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する人は「No. 7・8」を含みます。）に掲げる書類を提出する必要があります。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしたことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

2 ・ 3	<p><b>【災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</b></p> <p>① 災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得ができなかったことを明らかにする書類</p> <p>② 住宅用の家屋の新築又は取得をしたときは遅滞なく新築又は取得をした住宅用の家屋に関する44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の①又は48ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の①の書類を提出することを約する書類で、新築又は取得の予定時期の記載のあるもの</p> <p>③ 新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類（住宅用の家屋の新築をする場合又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋を取得する場合に限ります。）</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p><b>【チェックシート㉟-1の「4」の①に該当する場合】</b> 住宅用の家屋の取得をしたときは遅滞なく取得をした住宅用の家屋に関する44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の②、48ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の②又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8」の①の書類の提出をすることを約する書類</p> <p><b>【チェックシート㉟-1の「4」の②に該当する場合】</b> 住宅用の家屋の取得をしたときは遅滞なく取得をした住宅用の家屋に関する44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の③、48ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の③又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8」の②に掲げる申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等の提出を約する書類</p>	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

5	<p><b>【チェックシート㉟-1の「5」の①に該当する場合】</b> 新築又は取得をする住宅用の家屋を居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p><b>【チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する場合】</b> 市町村長又は特別区の区長の証明書などで新築又は取得をした住宅用の家屋が災害により滅失をしたことにより令和2年3月15日までに居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類</p>	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

2 ・ 3 ・ 4 ・ 5①	<p><b>【災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</b></p> <p>○ 新築又は取得をする住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する見込みである場合には、住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得をしたときは遅滞なく44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」の「【令和2年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】」の書類を提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p><b>【平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</b></p> <p>○ 新築又は取得をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>【平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</b></p> <p>① 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をしたことを明らかにするもの</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所： \_\_\_\_\_ フリガナ 受贈者の氏名： \_\_\_\_\_

このチェックシートは、「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」（以下、これらの3つの特例を「住宅取得等資金の贈与税の特例」といいます。）の適用を受ける人が、住宅取得等資金の贈与税の特例の災害に関する税制上の措置を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。ただし、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人が過去に災害に関する税制上の措置の適用を受けている場合には、要件が異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、このチェックシートは**住宅用の家屋の増改築等をした人又はする人**を対象としています。

(1) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

45ページの「令和元年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート①-2」（以下「チェックシート①-2」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、6、7、9、12、13」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「6」のチェック項目は除きます。）には、原則として「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

(2) 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用を受ける場合

49ページの「令和元年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例』のチェックシート②-2」（以下「チェックシート②-2」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、5、7、10」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用を受けることができます。

(3) 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

「令和元年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート③-2」（以下「チェックシート③-2」といいます。）及び「チェックシート①-2」（「チェックシート③-2」において確認した項目に限ります。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「チェックシート①-2」の「6、7、9、12」及び「チェックシート③-2」の「7」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

※ 「チェックシート③-2」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】でご確認ください。

該当する回答を○で囲んでください

○ 「受贈者」に関する事項

1	【「チェックシート①-2」の「4」で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害 <sup>(注1)</sup> により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしていますか。	はい	いいえ

○ 「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

2	【「チェックシート①-2」の「6」又は「チェックシート②-2」の「4」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害 <sup>(注2)</sup> に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）をし贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てることはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てる見込みですか。	はい	いいえ
3	【「チェックシート①-2」の「7」又は「チェックシート②-2」の「5」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。以下同じです。）することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みですか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
4	【「チェックシート①-2」の「9」又は「チェックシート②-2」の「7」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行うもので、一定の工事に該当することにつき、令和3年3月15日までに46ページの「添付書類一覧①-2」の「No.9」又は50ページの「添付書類一覧②-2」の「No.7」に掲げる書類により証明がされる見込みですか。	はい	いいえ

○ 「受贈者の居住」に関する事項

5	【「チェックシート①-2」の「12」又は「チェックシート②-2」の「10」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 次のいずれかに該当しますか。 ① 災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住する見込みですか（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住する見込みですか。）。 ② 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、災害によりその住宅用の家屋が滅失をしたことにより居住することができませんでしたか。	はい	いいえ

○ 「非課税限度額」に関する事項

平成21年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした人のみ記入します。

なお、平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている人が次のイに該当する場合の非課税限度額は、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の種類（省エネ等住宅又は左記以外の住宅）ごとに、最初のこの特例の適用に係る住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

6	イ 次のロ以外の場合（平成28年1月1日から令和2年3月15日までの間に住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人に限ります。） あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、46ページの「添付書類一覧①-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。次のロにおいて同じです。）ですか。	【住宅資金非課税限度額】 はい⇒1,200万円 (省エネ等住宅)
	ロ 住宅用の家屋の増改築等に係る契約の締結日が平成31年4月1日から令和2年3月15日までの間にあり、住宅用の家屋の増改築等に係る工事に要する費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	【特別住宅資金非課税限度額】 はい⇒3,000万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒2,500万円 (上記以外の住宅)

(注) 1 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページ【[http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensa\\_youkyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensa_youkyou.html)】をご覧ください。  
2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和元年分「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の添付書類一覧 ㉔-2 増改築等用

この添付書類一覧は、「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～6」は、53ページのチェックシート㉔-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は**住宅用の家屋の増改築等をした人又はする人**を対象としています。

また、申告に際しては、下記の添付書類に加え、46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.1・2、3、5・13」（チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する人は「No.7・8、9、10、13」を含み、チェックシート㉔-2の「6」を記入した人は「No.7・8、9、10、12」を含みます。）、50ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.1・2、3、11、12、13、14」（チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する人は「No.5・6、7、8」を含みます。）、又は「添付書類一覧㉔-2」に掲げる書類を提出する必要があります。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしたことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

2 ・ 3	【災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】 ① 災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等ができなかったことを明らかにする書類 ② 住宅用の家屋の増改築等の工事が完了したときは遅滞なく46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.7・8」の「【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」又は50ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.5・6」の「【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類及びその増改築等に係る工事が完了した年月日及び増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにする書類を提出することを約する書類で、工事の完了予定日の記載のあるもの ③ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
4	住宅用の家屋の増改築等の工事が完了したときは遅滞なく46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.9」の「【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」又は50ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.7」の「【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類を提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

5	【チェックシート㉔-2の「5」の①に該当する場合】 増改築等後の住宅用の家屋を居住の用に供する予定時期を記載した書類 【チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する場合】 市町村長又は特別区の区長の証明書などで増改築等をした住宅用の家屋が災害により滅失をしたことにより令和2年3月15日までに居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

2 ・ 3 ・ 4 ・ 50	【災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】 ○ 増改築等をする住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する見込みである場合には、増改築等をする住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」の「【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類を提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>
6	【平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】 ○ 増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類	<input type="checkbox"/>
	【平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】 ① 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をしたことを明らかにするもの ② 増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所： \_\_\_\_\_ フリガナ 受贈者の氏名： \_\_\_\_\_

【事例7】農地等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、父が農業の用に供していた田と現金300万円の贈与を受けました。私は、従来から農業を営んでおり、今後も引き続き農業経営をする予定ですので、農地等についての納税猶予の特例（注1）の適用を受けます。父は直系尊属であり、平成31年1月1日において、私は20歳以上ですので、「特例税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、父（関信太郎）からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。  
 （注）1 特例の概要については、75ページを参照してください。  
 2 「特例税率」については、2ページを参照してください。

長野 税務署長 令和01年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 8  
 2年2月7日提出

提出用 住 所 長野市〇〇町××番地  
 フリガナ カンシン サブ ロー  
 氏 名 関信 三郎  
 個人番号又は法人番号  
 生 年 月 日 3 3 3 . 0 5 . 0 3 職業 農業

第一表 (令和元年分以降用) (住所取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

取得した財産の明細  
 種類 数量 単価 取得した年月日  
 土地 田 自用地 平成 01 年 0 8 月 2 1 日  
 取得価額 15200450  
 取得した年月日 平成 01 年 0 8 月 2 1 日  
 取得価額 3000000

特例税率の特例適用  
 私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。  
 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日  
 住所 長野市〇〇町××番地  
 フリガナ カンシン タロウ  
 氏名 関信 太郎  
 生年月日 3 0 5 . 0 6 . 2 8  
 続柄 1 (直系尊属)  
 特例税率の特例適用(措置法第70条の4第1項適用分) 別添計算書のとおりに記入してください。

暦年課税分  
 ii 一般贈与財産分  
 住所 長野市〇〇町××番地  
 フリガナ カンシン タロウ  
 氏名 関信 太郎  
 生年月日 3 0 5 . 0 6 . 2 8  
 続柄 1 (直系尊属)  
 一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 18200450

iii 配偶者控除額  
 右の事実該当する場合には、私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。  
 配偶者控除額 ③ 0

【合計欄】  
 暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③) ④ 18200450  
 基礎控除額 ⑤ 11000000  
 ⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥ 17100000  
 ⑥に対する税額 ⑦ 5045000  
 外国国税額の控除額 ⑧ 0  
 医療法人持分税額控除額 ⑨ 0  
 差引税額 ⑩ 5045000  
 相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の全額の合計額) ⑪ 0  
 相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の全額の合計額) ⑫ 0

課税価格の合計額(①+②+③) ⑬ 18200450  
 差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫) ⑭ 5045000  
 農地等納税猶予税額 ⑮ 4855000  
 株式等納税猶予税額 ⑯ 0  
 特例株式等納税猶予税額 ⑰ 0  
 医療法人持分納税猶予税額 ⑱ 0  
 事業用資産納税猶予税額 ⑲ 0  
 申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑰-⑱-⑲) ⑳ 190000  
 この申告書が修正申告書である場合  
 差引税額の合計額(納付すべき税額の増加額) ㉑ 0  
 申告期限までに納付すべき税額の増加額 ㉒ 0

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号  
 税理士法第30条の書面提出有  
 税理士法第33条の2の書面提出有  
 通信日付印  
 確認者印  
 (資5-10-1-1-A4統一)(令和10)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等については、「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の「納税猶予の適用を受ける農地等の明細」欄にその明細を記入し、この「所在場所等」欄には「(措置法第70条の4第1項適用分別添計算書のとおりに)」と記入します。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、103、104ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」を活用ください。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑤(56ページ参照)に転記します。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑧(56ページ参照)から転記します。

事例7

農地等の所在場所を登記事項証明書等の表示に従って、地番まで記入します。

「面積」欄には、田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの面積を記入します。  
 なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、「合計」欄には、それらの合計面積を記入します。  
 「固定資産税評価額」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、固定資産税評価額を記入します。

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名 関信太郎

受贈者の氏名 関信三郎

生年月日(明・大・昭・平) 5年6月28日

私(受贈者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けず。

提出用

○農地等の明細についてはこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権利、 賃借権(耕作権)の場合のその別	所在場所	面積		単価	評価額
			固定資産税 評価額	単価		
田		長野市〇〇町101番	1,012 126,500	m <sup>2</sup> 円	13 倍	1,644,500 円
"		" 102番	1,012 126,500	m <sup>2</sup> 円	13	1,644,500
"		" 103番	1,012 126,500	m <sup>2</sup> 円	13	1,644,500
"		" 104番	744 93,000	m <sup>2</sup> 円	13	1,209,000
"		" 105番	858 107,250	m <sup>2</sup> 円	13	1,394,250
"		" 106番	1,012 126,500	m <sup>2</sup> 円	13	1,644,500
"		" △△町201番	1,058 69,828	m <sup>2</sup> 円	19	1,326,732
"		" 202番	1,058 69,828	m <sup>2</sup> 円	19	1,326,732
"		" 203番	1,042 68,772	m <sup>2</sup> 円	19	1,306,668
"		" 204番	1,642 108,372	m <sup>2</sup> 円	19	2,059,068
合計			10,450	m <sup>2</sup>	④	15,200,450

(平成27年分以降用)

「倍数」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、その固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。  
 「単価」欄には、固定資産税評価額を基として評価することになっていない農地等について、その1平方メートル当たりの価額を記入します。

田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの価額を記入します。  
 なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、④の「合計」欄にそれらの合計額を記入します。

II 納税猶予税額の計算(農地等以外の財産に対する贈与税額の計算)						
A 農地等以外の財産として、一般贈与財産又は特例贈与財産のどちらか一方のみを贈与により取得している場合						
農地等以外の財産の課税価格(申告書第一表の④の金額-上欄の⑤の金額)	①	3,000,000	円	差引税額の合計額(申告書第一表の⑩の金額)	⑤	5,045,000
基礎控除額	②	1,100,000	円	相対時精算課税分の差引税額の合計額(申告書第一表の⑫の金額)	⑥	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格(①-②)(1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	③	1,900,000	円	農地等以外の財産に対する贈与税額(④+⑥)	⑦	190,000
③に対する税額(申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。)	④	190,000	円	納税猶予税額(⑤-⑦)	⑧	4,855,000
B 農地等以外の財産として、一般贈与財産及び特例贈与財産の両方を贈与により取得している場合						
農地等以外の財産(特例贈与財産)の価額の合計額(納税猶予の適用を受ける農地等が特例贈与財産である場合には、「申告書第一表の①の金額」から「上欄の④の金額」を差し引いた金額となります。)	⑨		円	農地等以外の財産(特例贈与財産)に対応する税額(⑩×⑨/⑫)	⑬	
農地等以外の財産(一般贈与財産)の価額の合計額(納税猶予の適用を受ける農地等が一般贈与財産である場合には、「申告書第一表の②の金額」から「上欄の④の金額」を差し引いた金額となります。)	⑩		円	⑬の金額に「一般税率」を適用した税額(申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使用して、一般税率により計算します。)	⑭	
配偶者控除額(申告書第一表の③の金額)	⑪		円	農地等以外の財産(一般贈与財産)に対応する税額(⑭×(⑩-⑪)/⑫)	⑮	
農地等以外の財産の課税価格の合計額(⑨+⑩-⑪)	⑫		円	差引税額の合計額(申告書第一表の⑩の金額)	⑯	00
基礎控除額	⑬	1,100,000	円	相対時精算課税分の差引税額の合計額(申告書第一表の⑫の金額)	⑰	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格(⑫-⑬)(1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	⑭	,000	円	農地等以外の財産に対する贈与税額(⑯+⑰+⑱)	⑲	00
⑭の金額に「特例税率」を適用した税額(申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使用して、特例税率により計算します。)	⑱		円	納税猶予税額(⑲-⑳)	⑳	00

申告書第一表の⑭(55ページ参照)から転記します。

申告書第一表の⑱(55ページ参照)に転記します。

## 令和 元 年分 農地等の贈与に関する確認書

（令和元年

### 1 農地等の受贈者

住所	長野市〇〇町××番地	氏名	関信三郎
----	------------	----	------

### 2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定（相続時精算課税）の適用を受けるものではありません。

平成30年12月31日以前の農地等の贈与の状況について、該当する区分に応じて□にレ印を記入します。

### 3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

### 4 採草放牧地に関する事項（今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。）

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①		㎡
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②		㎡
①の面積と②の面積の合計（①+②）	③		㎡
③の面積の $\frac{2}{3}$ （③× $\frac{2}{3}$ ）	④		㎡
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。）	⑤		㎡
<b>上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。</b>			

今回の贈与以前に「採草放牧地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

### 5 準農地に関する事項（今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。）

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①		㎡
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②		㎡
①の面積と②の面積の合計（①+②）	③		㎡
③の面積の $\frac{2}{3}$ （③× $\frac{2}{3}$ ）	④		㎡
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。）	⑤		㎡
<b>上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。</b>			

今回の贈与以前に「準農地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

上記の事実と相違ありません。

令和 2 年 2 月 6 日

農地等の贈与者

住所 長野市〇〇町××番地 氏名 関信太郎 関

**農地等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の添付書類**

この農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類													
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける農地等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類（「 <b>農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書</b> 」（56ページ参照）に必要な事項を記載してください。）												
2	農地等の贈与者及び受贈者がこの特例の適用を受ける要件に該当している旨の <b>農業委員会の証明書</b>												
3	受贈者が贈与者の推定相続人であることを証する書類（例えば、 <b>戸籍の抄本</b> など）												
4	農地等のうちに都市営農農地等がある場合には、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨の <b>市長（区長）の証明書</b>												
5	準農地についてこの特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の <b>市町村長の証明書</b>												
6	担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類												
7	贈与の事実を証する書類（例えば、 <b>贈与契約書</b> など）												
8	農地等のうちに、農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合には、その農地が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の <b>農業委員会の証明書</b>												
9	<p>贈与者が租税特別措置法施行令第40条の6第1項に規定する個人に該当する旨を明らかにする贈与者の書類で次に掲げる事項の記載のあるもの（「<b>令和 年分 農地等の贈与に関する確認書</b>」（57ページ参照）など）</p> <p>① 贈与者が今回の贈与の前年以前にその農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に対し相続時精算課税の適用に係る贈与をしていないこと。</p> <p>② 今回の贈与の年中に今回の贈与以外の贈与により、農地及び採草放牧地並びに準農地を贈与していないこと。</p> <p>③ 次に掲げる採草放牧地及び準農地の面積</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>贈与者が今回贈与をした採草放牧地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td>贈与者が今回贈与をした準農地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">E</td> <td>贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F</td> <td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td> </tr> </table> <p>④ Aの面積が、Bの面積及びCの面積の合計の3分の2以上となること。</p> <p>⑤ Dの面積が、Eの面積及びFの面積の合計の3分の2以上となること。</p>	A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地	B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地	C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの	D	贈与者が今回贈与をした準農地	E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地	F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの
A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地												
B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地												
C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												
D	贈与者が今回贈与をした準農地												
E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地												
F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												

【事例8】非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合

私は、父から、非上場株式である甲株式会社の株式 50,000 株と現金 500 万円の贈与を受けました。私は、贈与を受けた株式について、非上場株式等についての納税猶予の特例措置<sup>(注1)</sup>の適用を受けます。父は直系尊属であり、平成 31 年 1 月 1 日において、私は 20 歳以上ですので、「特例税率」<sup>(注2)</sup>を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、父（高松一夫）からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

- (注) 1 制度のあらましについては、79ページを参照してください。  
2 「特例税率」については、2ページを参照してください。

高松 税務署長 令和 01 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) FD 4 7 2 8

提出用 2 年 2 月 13 日提出

住所 高松市〇〇△丁目×番×号

フリガナ タカマツ シロウ

氏名 高松 次郎

個人番号又は法人番号

生年月日 3 5 1 . 1 1 . 2 1 職業 会社役員

税務署整理欄(記入しないでください)

整理番号

補完

申告書提出年月日

財産細目コード

短期処理訂正作成枚数

第一表 (令和元年分以降用) (任意取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。)

私は、租税特別措置法第70条の2の第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日

住所 高松市〇〇△丁目×番×号

フリガナ タカマツ カズオ

氏名 高松 一夫

生年月日 3 2 3 . 1 0 . 2 0

住所 高松市〇〇△丁目×番×号

フリガナ タカマツ カズオ

氏名 高松 一夫

生年月日 3 2 3 . 1 0 . 2 0

種類 取得した財産の明細

株券 株式 甲 株式会社 50,000株 1,400

現金・預貯金等 現金 高松市〇〇△丁目×番×号

平成令和 01 年 11 月 1 6 日

平成令和 01 年 11 月 1 6 日

特例贈与財産分

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 7 5 0 0 0 0 0 0

暦年課税分

住所

フリガナ

氏名

生年月日

住所

フリガナ

氏名

生年月日

住所

フリガナ

氏名

生年月日

一般贈与財産分

一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高2,000万円) ③

【合計欄】 暦年課税分(③の控除後の課税価格)

暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③) ④ 7 5 0 0 0 0 0 0

基礎控除額 ⑤ 1 1 0 0 0 0 0 0

⑤の控除後の課税価格 ⑥ 7 3 9 0 0 0 0 0

⑥に対する税額 ⑦ 3 4 2 4 5 0 0 0

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額 ⑩ 3 4 2 4 5 0 0 0

相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額) ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額) ⑫

課税価格の合計額(①+②+⑩) ⑬ 7 5 0 0 0 0 0 0

差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫) ⑭ 3 4 2 4 5 0 0 0

農地等納税猶予税額 ⑮

株式等納税猶予税額 ⑯

特例株式等納税猶予税額 ⑰ 3 1 4 9 5 0 0 0

医療法人持分納税猶予税額 ⑱

事業用資産納税猶予税額 ⑲

申告期限までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑯-⑰-⑱) ⑳ 2 7 5 0 0 0 0

この申告書が修正申告書である場合 ㉑

申告期限までに納付すべき税額の増加額 ㉒

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

印

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者印

(資5-10-1-1-A4統一) (令和10)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、103、104ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」を活用ください。

「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[暦年課税]」の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の④(60ページ参照)から転記します。なお、特例措置(⑰欄)と一般措置(⑱欄)では記入欄が異なりますので、注意してください。

事例8

- 相続時精算課税の適用を受ける場合には「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。  
また、本事例の制度（特例措置）ではなく「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（一般措置）の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

【特例措置用】

特例経営承継受贈者の氏名		高松 次郎		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)		高松 一夫	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。							
1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社							
① 会社名	甲 株式会社			⑨ 特例承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日	令和元年 9月 25日	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	××××××（高松 署）				確認年月日	令和元年 10月 25日	
③ 事業種目	金属加工機械製造業			確認番号	××××		
④ 贈与の時ににおける資本金の額	25,000,000円			⑩ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	令和元年 12月 12日	
⑤ 贈与の時ににおける資本準備金の額	5,000,000円				認定番号	××××	
⑥ 贈与の時ににおける従業員数	20人			⑪ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無	
⑦ 贈与の時ににおける特例経営承継受贈者の役職名	代表取締役						
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成16年 4月 1日						
2 特例対象贈与の判定							
受贈年月日	元・11・16			① 贈与の時ににおける発行済株式等の総数等	60,000 (株)・口・円		
				② 贈与により取得した株式等の数等	50,000 (株)・口・円		
③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合） ※ 同一の贈与者から、同一一年中に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。							
a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	b 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	c 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	d 基準となる株式等の数等 (i) a > b + c の場合 ⇒ b (ii) a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c) ※ (a - c) が赤字の場合は「0」	e 判定 d(i)の場合 ⇒ ②=d d(ii)の場合 ⇒ ②≥d	適 ・ 否		
40,000 (株)・口・円	50,000 (株)・口・円	10,000 (株)・口・円	30,000 (株)・口・円				
3 特例対象受贈非上場株式等の明細							
① 上記2の②欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	50,000 (株)・口・円			② 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3(2)」参照)	1,400円 A		
				③ 価額 (①×②)	70,000,000円		
4 特例株式等納税猶予税額の計算							
① 上記3の③欄「A」の価額	70,000,000円			② 基礎控除額	1,100,000円		
				③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)	68,900,000円		
				④ ③に対する税額 (特例株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)	31,495,000円		

（令和元年分以降用）

特例経営承継受贈者が2人又は3人の場合は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」を使用します。この場合、③のa～e欄の記入は不要です。

贈与により取得した株式等のうち、納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等を①欄の株式等の数等に記入します。

申告書第一表の⑰（59ページ参照）に転記します。

5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等 この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、上記3の①欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。				
贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等	
イ	.	.	株・口・円	
ロ	.	.	株・口・円	
ハ	.	.	株・口・円	
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）			株・口・円	
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3の①欄の数等と一致します。				

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項 この欄は、特例経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	署

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特別経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日							
所在地				会社名			
				代表者氏名 印			

※ 税務署整理欄	法人管轄番号	-	入力	確認			
----------	--------	---	----	----	--	--	--

※欄には記入しないでください。

(資5-11-1-13-A4統一)(令和.10)

- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合には、「(令和元年分用)非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(特例措置)の適用要件チェックシート」等(61~63ページ参照)で適用要件及び添付書類をご確認ください。  
なお、これらのチェックシートは申告書を提出する際に併せて提出してください。

(令和元年分用) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けるため(注)の適用要件を確認する際に使用してください。
2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

(注) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除』(一般措置)の適用要件チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称: 贈与者氏名:

受贈者(特例適用者)

住所
氏名
電話 ( )

Table with 4 columns: 関与税理士, 所在地, 氏名, 電話

Main table with columns: 項目, 確認内容(適用要件), 確認結果, 確認の基となる資料. Rows include 贈与者 and 後継者(受贈者) sections.

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

※ 2面に続きます。

(1面からの続きです。)

項目	確認内容 (適用要件)	確認結果		確認の基となる資料	
後継者 (受贈者)	申告期限 まで	① その会社の非上場株式会社等について、租税特別措置法第70条の7第1項、第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項の規定の適用を受けていませんか。 ② 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第1号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第1項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けた会社の特例後継者ですか。(注7)・(注8)	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など ○ 確認書の写し
会社	贈与の時	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注7) ② 中小企業者ですか。 ③ 非上場会社ですか。 ④ 風俗営業会社には該当していませんか。(注9) ⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注10) ⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注11)・(注12) ⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注13) ⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注14) ⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者その他の者のみが保有していますか。(注15) ⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	○ 認定書の写し     ○ 従業員数証明書   ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など

- (注) 1 代表権を有していた贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。  
なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。
- 4 「特例経営贈与承継期間」とは、この特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの特例の適用を受ける特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。  
(1) 後継者の最初のこの特例の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日  
(2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- 5 ⑤のイ又はロのいずれかの場合に該当するかは、その贈与者から同一年中にその会社の非上場株式会社等を贈与により取得した後継者の数によります。
- 6 「特例対象受贈非上場株式会社等」とは、租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する株式等をいいます。
- 7 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
- 8 「特例後継者」とは、円滑化省令第16条第1号ロに規定する者のことをいいます。なお、円滑化省令第17条第1項の確認は、令和5年3月31日までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、その確認を受けることとされています。
- 9 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 10 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第7項において準用する同令第40条の8第8項に規定する会社をいいます。
- 11 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項において準用する同令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。
- 12 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。
- 13 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 14 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第9項において準用する同令第40条の8第10項第1号の総収入金額をいいます。
- 15 「後継者その他の者」とは、その会社の非上場株式会社等につき特例措置の適用を受けている者など、租税特別措置法施行令第40条の8の5第1項第2号に掲げる者をいいます。

(令和元年分用)

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けるため(注)の提出書類を確認する際に使用してください。

2 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

(注) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除』(一般措置)の提出書類チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称: \_\_\_\_\_ 贈与者氏名: \_\_\_\_\_

受贈者等(特例適用者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_  
電話 ( ) \_\_\_\_\_

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

	提出書類	チェック欄
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける非上場株式等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類(「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」に必要な事項を記載してください。)	<input type="checkbox"/>
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りません。)	<input type="checkbox"/>
3	贈与の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
4	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の認定書(円滑化省令第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限りません。)の写し及び円滑化省令第7条第6項(同条第8項において準用する場合を含みます。)の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
5	円滑化省令第17条第5項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
6	会社が租税特別措置法第70条の7の5第2項第8号イに規定する外国会社又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項に規定する法人の株式等を有する場合には、贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	<input type="checkbox"/>

(注) 1 担保提供書及び担保関係書類が別途必要となります。

2 この制度の適用に係る贈与者から贈与を受けた非上場株式等について相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」及びその添付書類の提出が別途必要となります。なお、当該贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前に「相続時精算課税選択届出書」を提出している場合には、再度提出する必要はありません。

(参考) 相続時精算課税の適用要件

- ・贈与者…その年の1月1日において60歳以上である者
- ・受贈者…その年の1月1日において20歳以上である者で、次に掲げる者
  - ① 贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫
  - ② ①以外の者で、租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受ける者

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。



### Ⅲ 各種特例の概要等

#### 1 贈与税の配偶者控除の特例

##### (1) 特例の概要

婚姻期間が20年以上である配偶者から、①居住用不動産（信託財産が居住用不動産である場合の信託に関する一定の権利を含みます。）の贈与を受けた場合又は②金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合（贈与を受けた金銭を信託し、その信託の受託者が信託財産として居住用不動産を取得した場合の信託に関する一定の権利を含みます。）で、①及び②の場合ともそれぞれの贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110万円）のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から2,000万円（その合計額が2,000万円に満たないときにはその合計額）を控除することができます。

(注) 1 「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。

2 店舗兼住宅などのように居住の用とそれ以外の用に供されている不動産である場合は、居住の用に供している部分のみについて配偶者控除の特例が適用されます。

##### (2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

##### イ 贈与者及び贈与を受けた財産等の要件

要 件	
1	贈与者は、婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間が20年以上である（受贈者の）配偶者であること。
2	贈与を受けた財産は、国内にある居住用不動産又は国内にある居住用不動産の取得に充てるための金銭であること。
3	2の居住用不動産に現在居住している又は贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住する見込みであり、かつ、今後引き続きこの居住用不動産に居住する予定であること。
4	過去に今回の贈与者からの贈与について、この特例の適用を受けたことがないこと。

##### ロ 申告等の手続

この特例は、贈与税の申告書等に、この特例の適用により控除を受ける金額（配偶者控除額）その他必要な事項を記載するとともに、31ページの表に掲げる添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

## 2 住宅取得等資金の非課税

### (1) 特例の概要

平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次のイ又はロの表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

#### ○ 受贈者ごとの非課税限度額（注1）

##### イ 下記ロ以外の場合〔住宅資金非課税限度額〕

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日（注3）	省エネ等住宅 （67ページ参照）	左記以外の住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日から 令和2年3月31日まで	1,200万円	700万円
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	1,000万円	500万円
令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	800万円	300万円

##### ロ 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合（注2） 〔特別住宅資金非課税限度額〕

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日（注3）	省エネ等住宅 （67ページ参照）	左記以外の住宅
平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	3,000万円	2,500万円
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	1,500万円	1,000万円
令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	1,200万円	700万円

(注)1 受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初にこの特例の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

なお、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。ただし、上記ロの表における非課税限度額は、平成31年3月31日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結し、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合でも、その金額を控除する必要はありません。

また、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結してこの特例の適用を受ける場合の受贈者ごとの非課税限度額は、上記イ及びロの表の金額のうちいずれか多い金額となります。

#### ○ 住宅取得等資金の非課税（災害に関する税制上の措置）

##### 【住宅取得等資金の非課税の再適用（72ページ参照）】

1 平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告でこの特例の適用を受けた受贈者について、その適用を受けて新築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害<sup>(※)</sup>により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合で、その受贈者が新たに贈与を受けた金銭を住宅用の家屋の新築等の対価に充てて住宅用の家屋の新築等をするときは、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合であっても、非課税限度額の算定に当たっては、その金額を控除する必要はありません。

※ 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページをご覧ください。

内閣府ホームページ【[http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya\\_jyoukyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya_jyoukyou.html)】  
2 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた受贈者について、その適用を受けて新築等をした住宅用の家屋が上記1の被災者生活再建支援法の自然災害により滅失をした場合で、一定の要件を満たすときは、この特例の適用を受けることができます。

(注) 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」以外の災害の場合は、この措置（住宅取得等資金の非課税の再適用）の適用がありませんので、ご注意ください。

2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記ロの表には該当しません。

3 この特例の適用を受けるためには、令和3年12月31日までに贈与により住宅取得等資金を取得するだけでなく、住宅用の家屋の新築等に係る契約を同日までに締結している必要があります（住宅用の家屋の新築等の日及び入居日などの要件については67ページ以降をご参照ください。）。



8	<p>贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること。</p> <p>(※) 下記の災害に基因するやむを得ない事情がある場合を除き、贈与を受けた年の翌年12月31日までにその家屋に居住していないときは、この特例の適用を受けることはできませんので修正申告が必要となります(71ページの「適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について」参照)。</p>
	<p>○ 災害に関する税制上の措置</p> <p>【取得期限及び居住期限の1年延長(72ページ参照)】</p> <p>災害に基因するやむを得ない事情により、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用の家屋の新築等ができなかった場合には、上記の要件は、「贈与を受けた年の翌々年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること」となります。</p> <p>【居住要件の免除(72ページ参照)】</p> <p>新築等をした住宅用の家屋が災害によって滅失をしたことにより、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住できなかったときであっても、この特例の適用を受けることができます。</p>

- (注)1 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。
- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
- ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。
- 2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

A 新築又は取得の場合の要件

		要	件																										
1	<p>新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積(マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)が50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。</p>																												
2	<p>取得した住宅が次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋</p> <p>② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの</p> <p>(注) 耐火建築物とは、登記簿に記録された家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。</p> <p>③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき、次に掲げるいずれかの書類により証明されたもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">c</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> </tr> </table> <p>(注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前日2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前日2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前日2年以内に締結されたものに限り、</p> <p>④ 上記②及び③のいずれにも該当しない建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき次に掲げる申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、かつ、令和2年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき次に掲げる証明書等により証明がされたもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">申請書等</th> <th style="text-align: center;">証明書等</th> <th style="text-align: center;">(参考) 耐震改修を行うことについての申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</td> <td>耐震基準適合証明書</td> <td>都道府県知事等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</td> <td>耐震基準適合証明書</td> <td>建築士、指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">c</td> <td>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> <td>登録住宅性能評価機関</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> <td>住宅瑕疵担保責任保険法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、2 証明書等は、令和2年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り、3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、4 申請や証明などの詳細については、国土交通省又は地方整備局にお尋ねください。</p>	a	耐震基準適合証明書	b	建設住宅性能評価書の写し	c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類		申請書等	証明書等	(参考) 耐震改修を行うことについての申請先	a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	都道府県知事等	b	耐震基準適合証明申請書(仮申請書)	耐震基準適合証明書	建築士、指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人	c	建設住宅性能評価申請書(仮申請書)	建設住宅性能評価書の写し	登録住宅性能評価機関	d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	住宅瑕疵担保責任保険法人		
a	耐震基準適合証明書																												
b	建設住宅性能評価書の写し																												
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																												
	申請書等	証明書等	(参考) 耐震改修を行うことについての申請先																										
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	都道府県知事等																										
b	耐震基準適合証明申請書(仮申請書)	耐震基準適合証明書	建築士、指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人																										
c	建設住宅性能評価申請書(仮申請書)	建設住宅性能評価書の写し	登録住宅性能評価機関																										
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	住宅瑕疵担保責任保険法人																										

## B 増改築等の場合の要件

要件	
1	増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>50㎡以上 240㎡以下</u> で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
2	増改築等に係る工事が、自己が所有し、かつ居住している家屋に対して行われたもので、一定の工事に該当することについて次のいずれかの書類により証明されたものであること。
	a 確認済証の写し
	b 検査済証の写し
	c 増改築等工事証明書（注）
	（注） 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。
3	増改築等に係る工事に要した費用の額が 100 万円以上であること。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、自己の居住の用に供される部分の工事に要したものであること。

- （注）1 「新築」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 2 「増改築等」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 3 「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその引渡しを受けていなければ、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

### ○ 災害に関する税制上の措置【取得期限及び居住期限の1年延長（72ページ参照）】

災害に基因するやむを得ない事情により、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用の家屋の取得ができなかった場合には、68ページのAの2の④のうち「令和2年3月15日」とあるのは、「令和3年3月15日」となります。

## ハ 申告の手続

この特例は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

### Q & A 父と祖父から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の「住宅取得等資金の非課税」の適用

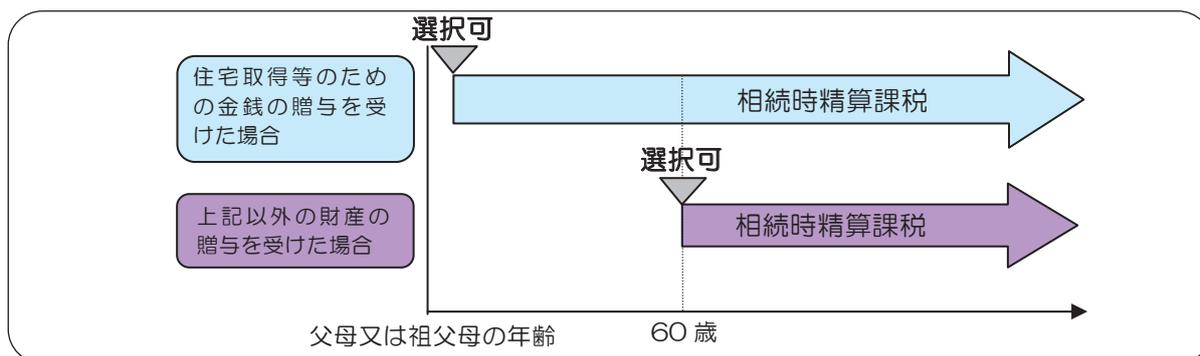
問： 私は令和元年5月に父と祖父から住宅取得のための資金として2,000万円ずつ贈与を受け、その資金で同月中に省エネ等住宅（67ページ参照）の取得に係る契約を締結し、同年中に居住を開始しました。贈与者ごとに「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられますか。  
なお、この家屋の取得の対価の額に含まれる消費税等の税率は10%でした。

答： この場合の非課税限度額（特別住宅資金非課税限度額）は、受贈者1人について3,000万円が限度となります（66ページの「○ 受贈者ごとの非課税限度額」の口参照）ので、あなたが贈与を受けた4,000万円（2,000万円×2）のうち3,000万円について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。  
なお、「住宅取得等資金の非課税」の適用に当たって、誰からの贈与について、いくらの適用を受けるかは、受贈者の選択となります。

## 3 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例

### (1) 特例の概要

平成15年1月1日から令和3年12月31日までの間に、父母又は祖父母からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の1月1日において60歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。



## (2) 適用要件

この特例の適用を受けるには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

### イ 受贈者等の要件

次の要件のいずれかに該当するほか「住宅取得等資金の非課税」の「イ 受贈者等の要件」(67、68ページ参照)の2、5、6、7及び8の要件のいずれにも該当する必要があります。

要件	
1	贈与を受けた時に贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人であること。
2	贈与を受けた時に贈与者の孫であること。

○ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(災害に関する税制上の措置)  
一定の場合には、67、68ページの【取得期限及び居住期限の1年延長】又は68ページの【居住要件の免除】の措置の適用を受けることができます。

### ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

#### A 新築又は取得の場合の要件

次の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「A 新築又は取得の場合の要件」(68ページ参照)の2の要件に該当する必要があります。

要件	
新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積(マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)が50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。	

#### B 増改築等の場合の要件

次の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「B 増改築等の場合の要件」(69ページ参照)の2及び3の要件に該当する必要があります。

要件	
増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積(マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)が50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。	

### ハ 申告の手続

この特例は、贈与税の申告書の提出期間内(6ページ参照)に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

#### Q & A 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問： 私は、平成30年中に父(満57歳)から住宅取得のための資金として2,000万円の贈与を受け、平成30年分の贈与税の申告では「住宅取得等資金の非課税」と「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けています。

令和元年(平成31年)中に父から、自動車の購入資金として300万円の贈与を受けました。  
私の令和元年分の贈与税はどのような申告になりますか。

答： 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が60歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、全て相続時精算課税の適用を受けることとなります。

したがって、あなたが贈与を受けた自動車の購入資金は、相続時精算課税を適用して申告することになります。

## 《所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用する場合》

「住宅取得等資金の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（以下、この欄においてこれらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受ける人が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合において、次の1の金額が2の金額を超えるときには、その超える部分に相当する金額については、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用はありませんのでご注意ください。

- 1 住宅借入金等の年末残高の合計額
  - 2 住宅用の家屋の新築、取得若しくは増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）又は住宅用家屋の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、（特定）断熱改修工事等を含む増改築等若しくは特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等（以下「住宅の増改築等」といいます。）の対価の額又は費用の額（注1）から、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた部分の金額を差し引いた額（注2）
- （注）1 1の住宅借入金等のうちにその住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得に係るものがある場合には、その土地の対価を含みます。  
2 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額も差し引きます。

## 《適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について》

「住宅取得等資金の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けて令和元年分の贈与税の申告をした人で、次の1から3のいずれかに該当する人が、**令和2年12月31日までに**その住宅用の家屋に居住していない場合には、これらの特例の適用を受けることはできませんので、令和3年3月1日（月）まで（下記の災害に関する税制上の措置の適用がある場合には、令和4年2月28日（月）まで）に、令和元年分の贈与税について修正申告書の提出及びその修正申告書の提出により納付することとなる税額の納付をしなければなりません。

なお、令和元年分の贈与税の申告で、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けていた人の場合には、相続時精算課税選択届出書の提出はなかったものとみなされます。

- 1 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたが居住していない人
- 2 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築に係る工事が完了（その工事が屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているもの）に限り、していない人
- 3 令和2年3月15日までに増改築等に係る工事が完了（増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているもの）に限り、していない人

### ○ 災害に関する税制上の措置

#### 【居住期限の1年延長（72ページ参照）】

災害に基因するやむを得ない事情により、令和2年12月31日までにその住宅用の家屋に居住できなかった場合には、上記の令和2年12月31日の期限は、令和3年12月31日まで延長されます。

#### 【取得期限及び居住期限の1年延長（72ページ参照）】

災害に基因するやむを得ない事情により、取得期限及び居住期限を1年延長し、「住宅取得等資金の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けて令和元年分の贈与税の申告をした場合（67、68ページ参照）には、上記の令和2年12月31日の期限は、令和3年12月31日まで延長されます。

## 4 震災に係る住宅取得等資金の非課税

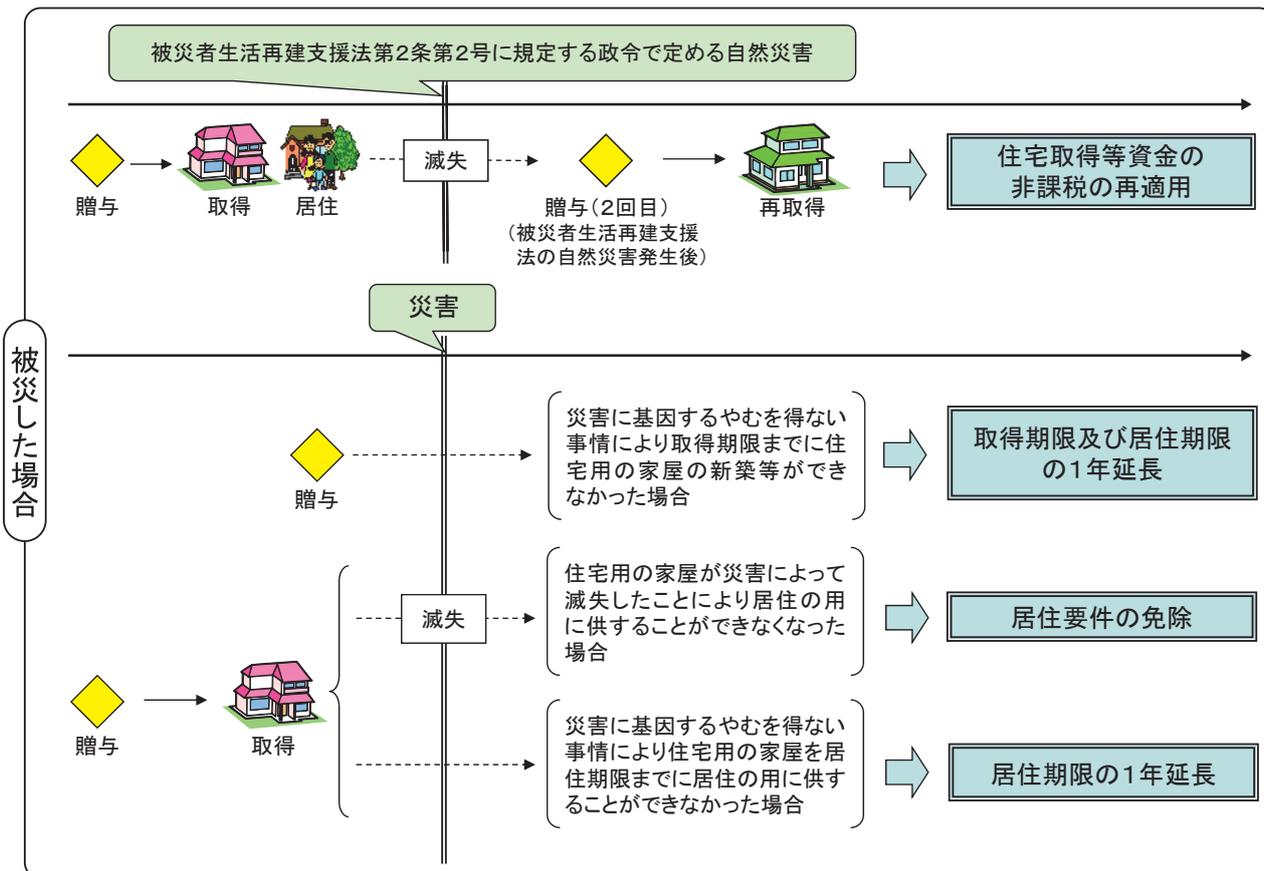
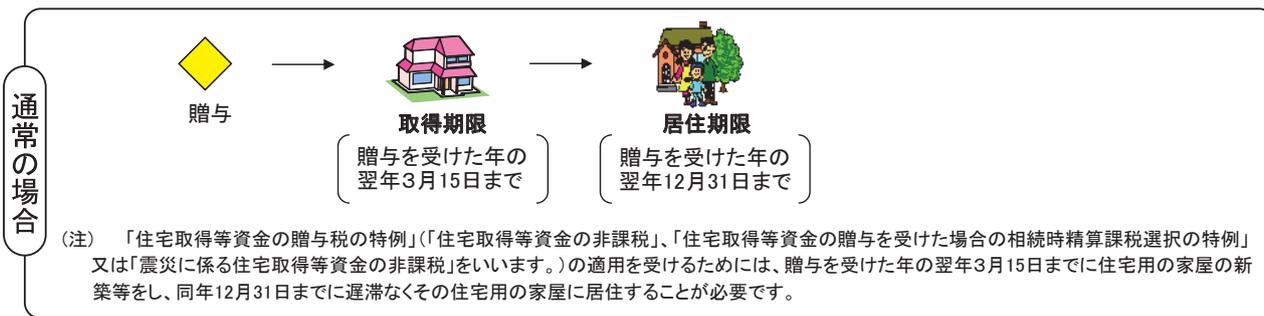
### ○ 特例の概要

①東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。）が、平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金（66ページ参照）の贈与を受けた場合又は②警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。）が、その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後1年を経過する日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、一定の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

（注）一定の要件及び一定の非課税限度額については、国税庁ホームページに掲載されている「令和元年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート①-1」又は「令和元年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート①-2」をご覧ください。

- 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災で被災された皆様への支援制度情報等については、首相官邸ホームページ【<https://www.kantei.go.jp/saigai>】をご覧ください。

○ 住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）の適用のイメージ図



## 5 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）

### ○ 制度の概要

平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下この5において「受贈者」といいます。）が、教育資金(注1)に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下この5において「贈与者」といいます。）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等（以下この5において「信託受益権又は金銭等」といいます。）の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります(注2)。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則として(注3)、その死亡日における非課税抛出現(注4)から教育資金支出額(注5)（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とします。以下この5において同じです。）を控除した残額のうち、その死亡前3年以内にその贈与者から取得した信託受益権又は金銭等の価額でこの特例の適用を受けたものに対応する金額（以下この5において「管理残額」といいます。）を、贈与者から相続等により取得したこととされます。

また、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税抛出現から教育資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

(注)1 教育資金とは、次の(1)及び(2)に掲げる金銭をいいます。

- (1) 学校等に対して直接支払われる入学金、授業料など一定の金銭
- (2) 学校等以外の者（学習塾や水泳教室など）に対して直接支払われる一定の金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるもの
- 2 信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この特例の適用を受けることができません（平成31年4月1日以後に取得する信託受益権又は金銭等に係る贈与税について適用されます。）。
- 3 贈与者の死亡日において受贈者が23歳未満である場合や平成31年4月1日以後に非課税抛出がない場合など、一定の場合には相続等により取得したこととされません。
- 4 非課税抛出現とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの特例の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,500万円を限度とします。）をいいます。
- 5 教育資金支出額とは、金融機関等の営業所等において、教育資金の支払の事実を証する書類等（領収書等）により教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」をご覧ください。

なお、教育資金及び学校等の範囲については、文部科学省ホームページ【<http://www.mext.go.jp>】（教育資金及び学校等の範囲に関する情報が掲載されています。）をご確認ください。



### Q & A 「教育資金の非課税」の特例の適用

問： 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、どのような手続を行えばよいのですか。

答： 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、教育資金非課税申告書をその申告書に記載された取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに教育資金非課税申告書の提出がない場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

(注) 教育資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。

したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。

## 6 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）

### ○ 制度の概要

平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に、個人（20歳以上50歳未満の方に限ります。以下この6において「受贈者」といいます。）が、結婚・子育て資金（注1）に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下この6において「贈与者」といいます。）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等（以下この6において「信託受益権又は金銭等」といいます。）の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります（注2）。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、その死亡日における非課税拋出額（注3）から結婚・子育て資金支出額（注4）（結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とします。以下この6において同じです。）を控除した残額（以下この6において「管理残額」といいます。）を、贈与者から相続等により取得したこととされます。

また、受贈者が50歳に達することなどにより、結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

（注）1 結婚・子育て資金とは、次の(1)及び(2)に掲げる金銭をいいます。

(1) 結婚に際して支払う次のような金銭（300万円限度）をいいます。

- ① 挙式費用、衣装代等の婚礼（結婚披露）費用（婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの）
  - ② 家賃、敷金等の新居費用、転居費用（一定の期間内に支払われるもの）
- (2) 妊娠、出産又は育児に要する次のような金銭をいいます。
- ③ 不妊治療・妊婦健診に要する費用
  - ④ 分べん費等・産後ケアに要する費用
  - ⑤ 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など

2 信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この特例の適用を受けることができません（平成31年4月1日以後に取得する信託受益権又は金銭等に係る贈与税について適用されます。）。

3 非課税拋出額とは、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書にこの特例の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,000万円を限度とします。）をいいます。

4 結婚・子育て資金支出額とは、金融機関等の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」をご覧ください。

なお、結婚・子育て資金の範囲については、内閣府ホームページ【<https://www.cao.go.jp>】（結婚・子育て資金の範囲に関する情報が掲載されています。）をご確認ください。



### Q & A 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用

問： 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、どのような手続きを行えばよいのですか。

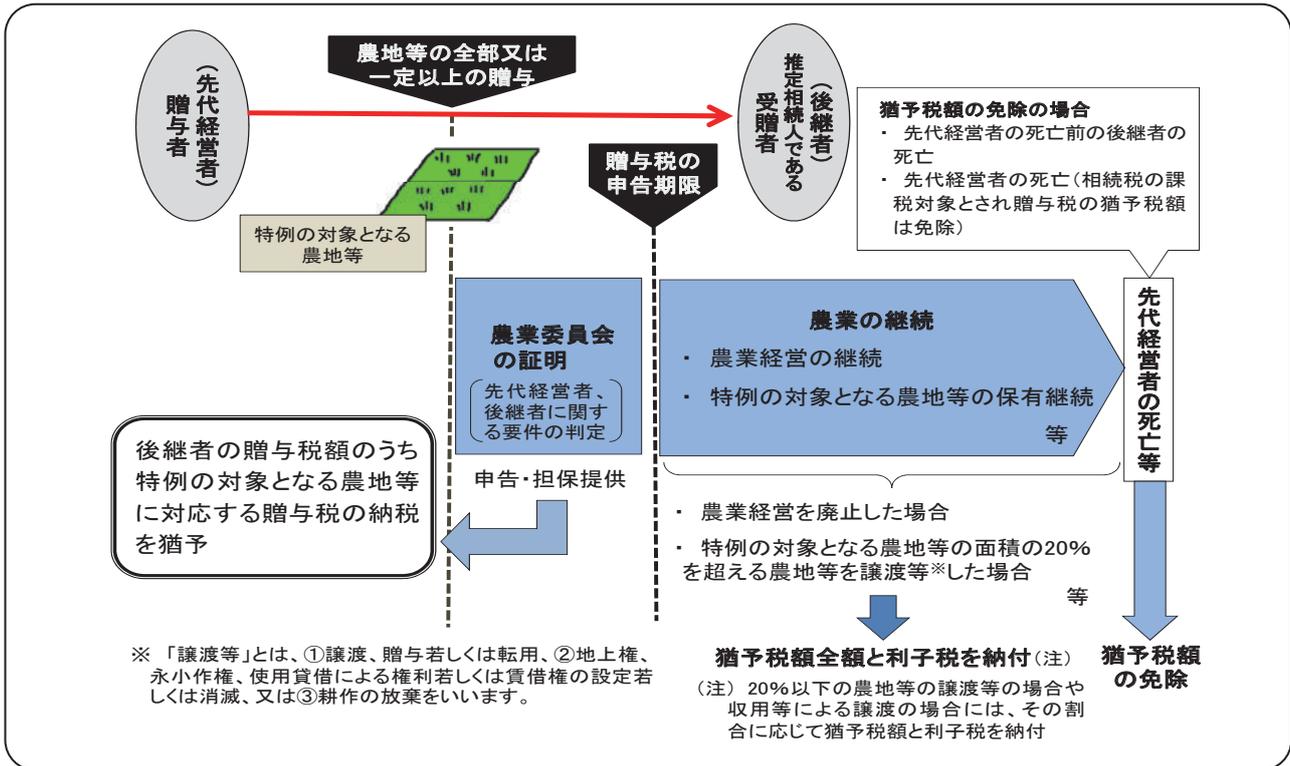
答： 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、結婚・子育て資金非課税申告書をその申告書に記載された取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、結婚・子育て資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに結婚・子育て資金非課税申告書の提出がない場合には、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

（注） 結婚・子育て資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。

## 7 農地等についての納税猶予及び免除の特例

### (1) 特例の概要



農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等(注1参照)の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、その農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます(猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます)。

この納税猶予の特例の適用を受けた農地等(「特例農地等」といいます)は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に農地等納税猶予税額は免除されます。

また、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の死亡の時に農地等納税猶予税額は免除されます。

贈与者又は受贈者の死亡の日前に、この特例農地等について一定の事由が生じた場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません(77ページの(3)参照)。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(注) 1 農地等とは、農地(特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号に該当するとき(同項各号に該当することについて正当の事由があるときを除きます)におけるその農地を除きます)及び採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除きます)並びに準農地をいいます。

2 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市(首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます))をいいます。以下同じです。)の区域内に所在するもの(都市営農農地等に該当するものを除きます)をいいます。

3 都市営農農地等とは、次の(1)及び(2)に掲げる農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するものをいいます。

(1) 都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地(次に掲げるものを除きます。)

イ 生産緑地法第10条(同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます)又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの

ロ 生産緑地法第10条第1項に規定する申出基準日までに同法第10条の2第1項の特定生産緑地(以下「特定生産緑地」といいます)の指定がされなかったもの

ハ 生産緑地法第10条の3第2項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの

ニ 生産緑地法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされたもの

- (2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる田園住居地域内にある農地（(1)に掲げる農地を除きます。）  
 4 準農地とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

## (2) 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

### イ 贈与者の要件

贈与の日まで3年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、次の表に掲げる場合に該当しない人であること。

要 件	
1	贈与をした日の属する年（「対象年」といいます。）の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき。 （注）過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者の全ての推定相続人がこの特例を受けられないこととなります。
2	対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合
3	過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与を行っている場合

### ロ 受贈者の要件

贈与者の推定相続人のうちの1人で、次に掲げる要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であること。

要 件	
1	贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること。
2	贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと。
3	贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと。
4	農業委員会の証明の時に、効率的かつ安定的な農業経営の基準として、次のいずれかに該当する農業経営を行っていること。 ① 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けていること。 ② 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けていること。 ③ 農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想に定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たしていること。

（注）贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

### ハ 農地等の要件

贈与者の農業の用に供している農地等のうち「農地の全部」、「採草放牧地の3分の2以上の面積のもの」及び「準農地の3分の2以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

（注）今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地又は準農地のうち相続時精算課税の適用を受けたものがある場合には、一括して贈与しなければならない採草放牧地又は準農地の面積が上記と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

## 二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、58ページの表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に提出するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

なお、担保は必ずしも特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、9ページのハを参照してください。

## ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

（注）継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切られ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

### (3) 農地等納税猶予税額の納付

#### イ 農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限については、税務署にお尋ねください。

農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合	
1	贈与を受けた農地等について、譲渡等があった場合 （注）譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定（農地等に民法第269条の2第1項の地上権の設定があった場合でその農地等において受贈者が引き続き耕作等を行うときや、農用地利用集積計画に基づくもの等で一定の要件を満たすものを除きます。）又はこれらの権利の消滅若しくは耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。）も含まれます。
2	贈与を受けた農地等に係る農業経営を廃止した場合
3	受贈者が贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合
4	継続届出書の提出がなかった場合
5	担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合
6	都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合（生産緑地法の規定による特定生産緑地の指定の解除があった場合を含みます。）
7	特例農地等が都市計画の変更等により特定市街化区域農地等に該当することとなった場合（当該変更により田園住居地域内にある農地でなくなり、特定市街化区域農地等に該当することとなった場合を除きます。）
8	準農地について、この特例の適用を受けた場合で、申告期限後10年を経過する日までに、農業の用に供されていない準農地がある場合

## ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合（※）が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

$$\text{(算式)} \quad 3.6\% \quad \times \quad \frac{\text{特例基準割合(※)}}{7.3\%}$$

#### ※ 特例基準割合

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

## ハ 特例農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例

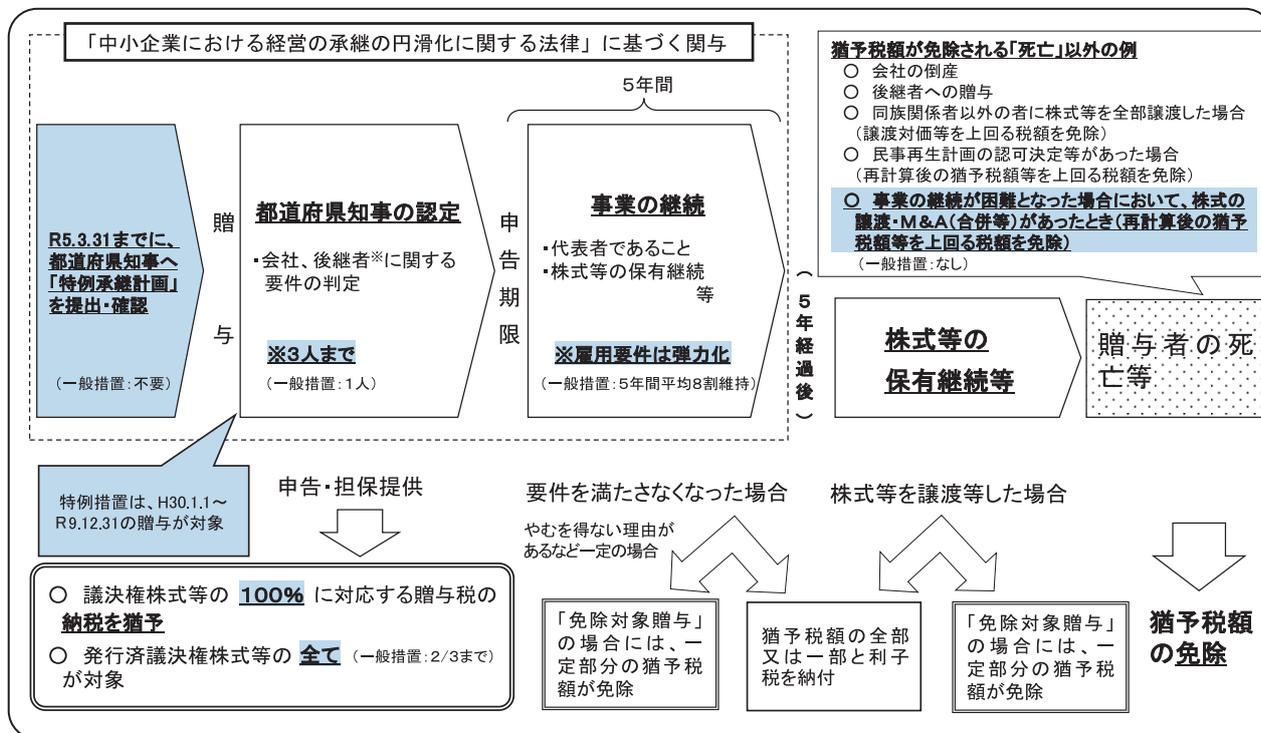
平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間に、特例農地等について収用交換等による譲渡をした場合には、利子税の額が0（零）に軽減されます。

なお、利子税の特例の適用を受けるためには、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出する必要があります。

## 8 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等

この特例等には、租税特別措置法第70条の7の5から第70条の7の8までの各規定による措置（「特例措置」といいます。）と租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4までの各規定による措置（「一般措置」といいます。）の2つの制度があり、その概要は、次の図のとおりです。

なお、特例措置については、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの10年間の制度とされています。



### (参考) 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 【平成30年4月1日から令和5年3月31日まで】	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 【平成30年1月1日から令和9年12月31日まで】	なし
対象株数 <sup>(注1)</sup>	全株式 <sup>(注1)</sup>	総株式数 <sup>(注1)</sup> の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与: 100%、相続等: 80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 <sup>(注2)</sup>	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額を免除	なし (猶予税額を納付)
相続時精算課税の適用	60歳以上の贈与者から20歳以上の者への贈与 (租税特別措置法第70条の2の7等)	60歳以上の贈与者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与 (相続税法第21条の9・租税特別措置法第70条の2の6)

(注) 1 議決権に制限のない株式等に限りです。

2 雇用確保要件を満たさなかった場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「円滑化省令」といいます。)第20条第3項に基づき、要件を満たさなかった理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、その確認を受ける必要があります。

なお、この報告書及び確認書の写しは、継続届出書(84ページの1(2)へ参照)の添付書類とされており、これらの書類の提出がなかった場合には、納税の猶予に係る期限が確定することになりますので、ご注意ください。

# 1 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）

## 【特例措置】

### (1) 制度の概要

円滑化法の認定<sup>(注1、2)</sup>を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である受贈者（以下「特例経営承継受贈者」といいます。）が、贈与者から非上場会社の株式又は出資（以下「非上場株式等」といいます。）を贈与により取得（平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初のこの制度の適用に係る贈与による取得<sup>(注3)</sup>及びその取得の日から特例経営贈与承継期間<sup>(注4)</sup>の末日までの間に贈与税の申告期限が到来する贈与による取得に限ります。）をし、その会社を運営していく場合には、特例経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、特例対象受贈非上場株式等<sup>(注5)</sup>に係る課税価格に対応する贈与税の納税が猶予され（猶予される贈与税額を「特例株式等納税猶予税額」といいます。）、贈与者が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます（免除される主な場合については、次の「特例株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」を参照してください。）。

ただし、免除されるまでに、特例対象受贈非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、特例株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

(注) 1 特例措置における「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第1項第11号又は第13号の事由に限ります。）をいいます。なお、円滑化法の認定を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年1月15日までにその申請を都道府県知事に対して行う必要があります。

また、円滑化法の認定を受けるに当たっては、平成30年4月1日から令和5年3月31日までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、円滑化省令第17条第1項第1号の規定に基づく都道府県知事の確認を受ける必要があります。

2 円滑化法の認定、特例承継計画の提出・確認のための具体的な要件や手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、パンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし」などでご確認ください。

3 特例経営承継受贈者が、その会社の非上場株式等について、最初に「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている場合には、その適用に係る相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）による取得となります。

4 「特例経営贈与承継期間」とは、この制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける特例経営承継受贈者若しくは特例経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

① 特例経営承継受贈者の最初のこの制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

② 特例経営承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

5 「特例対象受贈非上場株式等」とは、贈与により取得した非上場株式等（議決権に制限のないものに限り。）で贈与税の申告書にこの制度の適用を受けようとする旨の記載があるものをいいます。

### ◎ 特例株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合

①	贈与者の死亡の時以前に特例経営承継受贈者が死亡した場合
②	贈与者が死亡した場合（ただし、特例対象受贈非上場株式等は、その贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされます。なお、その際、一定の要件を満たす場合には、その相続税についても納税の猶予の特例措置（租税特別措置法第70条の7の8）の適用が受けられます。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。）
③	特例経営贈与承継期間内に、特例経営承継受贈者が、身体障害等のやむを得ない理由により、特例対象受贈非上場株式等に係る会社の代表権を有しなくなった場合において、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定に基づき、特例対象受贈非上場株式等を会社の後継者に贈与した場合
④	特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、特例経営承継受贈者が特例対象受贈非上場株式等を租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定に基づき会社の後継者に贈与をした場合
⑤	特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、次に掲げる場合のいずれかに該当した場合 イ 特例経営承継受贈者が特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式又は出資（以下「株式等」といいます。）の全部を譲渡又は贈与（以下「譲渡等」といいます。）した場合（その特例経営承継受贈者と特別の関係がある者 <sup>(注2)</sup> 以外の一定の者に対して行う場合や民事再生法又は会社更生法の規定による認可を受けた計画（再生計画の認可の決定に準ずる一定の計画を含みます。）に基づき株式等を消却するために行う場合に限ります。）で、その譲渡等があった時における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額 <sup>(注3)</sup> と一定の配当等の額との合計額が譲渡等の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき

	<p>ロ 特例対象受贈非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が特例経営承継受贈者と特別の関係がある者以外のものであり、かつ、その合併に際し、吸収合併存続会社等の株式等の交付がない場合に限り。）で、その合併が効力を生ずる直前における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額<sup>(注3)</sup>と一定の配当等の額との合計額が合併の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき</p> <p>ハ 特例対象受贈非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合（他の会社が特例経営承継受贈者と特別の関係がある者以外のものであり、かつ、その株式交換等に際し、他の会社の株式等の交付がない場合に限り。）で、その株式交換等が効力を生ずる直前における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額<sup>(注3)</sup>と一定の配当等の額との合計額が株式交換等の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき</p>
⑥	特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、特例対象受贈非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合
⑦	<p>特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、次に掲げる場合のいずれかに該当した場合（会社の事業の継続が困難な事由<sup>(注4)</sup>が生じた場合に限り。）（次ページの（参考）参照）<sup>(注5)</sup></p> <p>イ 特例経営承継受贈者が特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部の譲渡等をした場合（特例経営承継受贈者と特別の関係がある者以外の者に対して行う場合に限り。）において、譲渡等の対価の額をこの制度の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の贈与の時ににおける価額とみなして猶予税額を計算した金額と一定の配当等の額との合計額が譲渡等の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき</p> <p>ロ 特例対象受贈非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が特例経営承継受贈者と特別の関係がある者以外のものである場合に限り。）において、合併対価の額をこの制度の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の贈与の時ににおける価額とみなして猶予税額を計算した金額と一定の配当等の額との合計額が合併の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき</p> <p>ハ 特例対象受贈非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合（当該他の会社が特例経営承継受贈者と特別の関係がある者以外のものである場合に限り。）において、交換等対価の額をこの制度の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の贈与の時ににおける価額とみなして猶予税額を計算した金額と一定の配当等の額との合計額が株式交換等の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき</p> <p>ニ 特例対象受贈非上場株式等に係る会社が解散をした場合において、解散の直前における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額をこの制度の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の贈与の時ににおける価額とみなして猶予税額を計算した金額と一定の配当等の額との合計額が解散の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき</p>
⑧	特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、特例対象受贈非上場株式等に係る会社について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において会社の有する資産につき一定の評定が行われた場合

- (注) 1 免除に際しては、①に該当することとなった日から6か月以内、②に該当することとなった日から10か月以内、③又は④に該当することとなった場合には、特例対象受贈非上場株式等の贈与を受けた会社の後継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の期限内申告書を提出した日から6か月以内、⑤から⑦までのいずれかに該当することとなった日から2か月以内、⑧に該当することとなった場合には、認可の決定があった日から2か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。なお、特例経営贈与承継期間内にこれらの事由に該当した場合には、円滑化法の報告が必要な場合もありますので、詳しくは会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。
- 2 「特別の関係がある者」とは、その者の親族などその者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます（以下①において同じです。）。
- 3 ⑤のイからハまでに掲げる場合における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額が、その譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額より小さい金額である場合には、その対価の額になります。
- 4 「会社の事業の継続が困難な事由」とは、次に掲げるものをいいます。
- (1) 直前事業年度（⑦イからニまでのいずれかに掲げる場合に該当することとなった日の属する事業年度の前事業年度をいいます。）及びその直前の3事業年度（直前事業年度の終了の日の翌日以後6か月を経過する日後にこれらの場合に該当することとなった場合には、2事業年度。②において同じです。）のうち2以上の事業年度において、その会社の経常損益金額がマイナスであること。
- (2) 直前事業年度及びその直前の3事業年度のうち2以上の事業年度において、各事業年度の平均総収入金額<sup>\*</sup>が、その各事業年度の前事業年度の平均総収入金額を下回ること。
- ※ 「平均総収入金額」とは、総収入金額（総収入金額のうち営業外収益及び特別利益以外のものをいいます。）をその総収入金額に係る事業年度の月数で除して計算した金額をいいます（以下③において同じです。）。
- (3) 次に掲げる事由のいずれか（直前事業年度の終了の日の翌日以後6か月を経過する日後に⑦イからニまでに掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合には、イに掲げる事由）に該当すること。

- イ その会社の直前事業年度の終了の日における負債の帳簿価額  $\geq$  直前事業年度の平均総収入金額  $\times 6$
- ロ その会社の直前事業年度の前事業年度の終了の日における負債の帳簿価額  $\geq$  直前事業年度の 前事業年度の平均総収入金額  $\times 6$

(4) 次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

- イ 判定期間<sup>※</sup>における業種平均株価 < 前判定期間における業種平均株価
- ロ 前判定期間における業種平均株価 < 前々判定期間における業種平均株価

※ 「判定期間」とは、その会社の直前事業年度の終了の日の1年前の日の属する月から同月以後1年を経過する月までの期間をいいます。

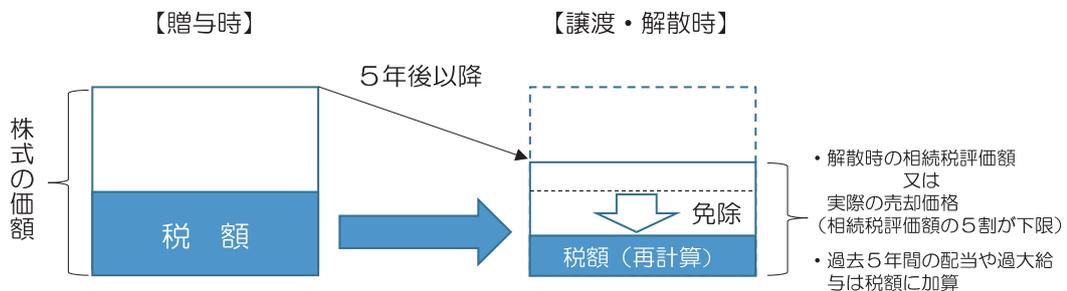
(5) 特例経営承継受贈者が心身の故障その他の事由により会社の業務に従事することができなくなったこと。

5 ⑦のイからハまでに掲げる場合における譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額が、その時の特例対象受贈非上場株式等の価額の2分の1以下である場合には、その2分の1の金額が限度となります。なお、この場合には、譲渡等の時から2年を経過する日において譲渡等の時に雇用されていた者の半数以上の雇用が維持されているなど、その譲渡等に係る会社の事業が継続されているときには、その経過する日から2か月以内に一定の書類を税務署に提出することにより、実際の対価の額に基づき計算した猶予税額との差額が、追加で免除される措置があります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

6 一定の災害により被害を受けた一定の特例対象受贈非上場株式等に係る会社等については、特例株式等納税猶予税額が免除される措置があります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

## (参考) 事業の継続が困難な事由が生じた場合の特例株式等納税猶予税額の免除について

特例経営贈与承継期間の経過後に、会社の事業の継続が困難な事由（前ページの(注)4参照）が生じた場合において「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る非上場株式等の譲渡等をしたとき（前ページの表⑦欄のイからニ参照）は、その対価の額（原則として譲渡等の時の価額の2分の1が下限になります。上記(注)5参照）等を基に猶予税額を再計算し、再計算した税額と一定の配当等の金額との合計額が直前の特例株式等納税猶予税額に満たない場合には、その差額は免除されます（再計算した税額は納付）。



## (2) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、次の要件などを満たす必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

### イ 贈与者の要件

次の区分に応じ、それぞれの要件に該当する人であること。

①	下記②以外の場合
要件	<p>イからニまでの要件を全て満たすこと</p> <p>イ 贈与の直前のいずれかの日において会社の代表権を有していたことがあること</p> <p>ロ 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総株主等議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、特例経営承継受贈者となる者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと</p> <p>ハ 贈与者が贈与の直前に代表権を有していなかった場合には、ロのほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、ロと同様の保有状況であったこと</p> <p>ニ 贈与の時に代表権を有していないこと</p>

②	贈与の直前において、次に掲げる者のいずれかに該当する者がいる場合 イ 会社の非上場株式等について、この制度、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている者 ロ 上記①の要件を満たす者からこの制度の適用に係る贈与により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。） ハ 租税特別措置法施行令第40条の8の6第1項第1号に定める者から「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続等により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。）
	要件

- (注) 1 「代表権」には、制限が加えられたものを除きます（次のロにおいて同じです）。  
2 「総株主等議決権数」及び「議決権数」には、会社の有する自己の株式など株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数などは含まれません（次のロ及びハにおいて同じです）。

#### ロ 特例経営承継受贈者の要件

特例経営承継受贈者は、贈与者からこの制度の適用に係る贈与により会社の非上場株式等を取得した人で、次のいずれにも該当する人<sup>(注1)</sup>であること。

①	贈与の日において20歳以上であること
②	贈与の時ににおいて会社の代表権を有していること
③	贈与の時ににおいて、その者及びその者と特別の関係がある者が会社の総株主等議決権数の50%超の議決権数を保有していること
④	次のイ又はロの場合に応じ、それぞれの要件を満たすこと <sup>(注2)</sup> イ その非上場株式等を取得した者が1人の場合 贈与の時ににおいて、その者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権の数が、その者と特別の関係がある者（その者以外のこの制度、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける者を除きます。ロにおいて同じです。）のうちいずれの者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと ロ その非上場株式等を取得した者が2人又は3人の場合 贈与の時ににおいて、その者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権の数が、会社の総株主等議決権数の10%以上であること及びその者と特別の関係がある者のうちいずれの者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと
	⑤
⑥	贈与の日まで引き続き3年以上、会社の役員 <sup>(注3)</sup> であること
⑦	会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けていないこと
⑧	円滑化省令第17条第1項の確認（同項第1号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第1項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの）を受けた会社のその確認に係る円滑化省令第16条第1号ロに規定する特例後継者であること

- (注) 1 該当する人が2人又は3人以上ある場合には、その会社が定めた2人又は3人までに限ります。  
2 ④のイ又はロのいずれの場合に該当するかは、同一の贈与者から同一年中に同一の会社の非上場株式等を贈与により取得した者の数によります。  
3 「会社の役員」とは、会社法第329条第1項に規定する役員又は業務を執行する社員をいいます。

#### ハ 会社の要件

制度の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

①	「円滑化法の認定」を受けていること
②	贈与の時ににおいて常時使用する従業員の数が1人以上であること なお、この制度の対象となる会社の特別関係会社 <sup>(注1)</sup> が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合 <sup>(注2)</sup> には、常時使用する従業員の数が5人以上であること
③	資産管理会社 <sup>(注3)</sup> に該当しないこと
④	風俗営業会社 <sup>(注4)</sup> に該当しないこと
⑤	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）が零を超えること <sup>(注5)</sup>
⑥	租税特別措置法施行令第40条の8の5第1項第2号イからハまでに掲げる者（上記イ②に掲げる者）以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと
⑦	中小企業者 <sup>(注6)</sup> であること

⑧	贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得をした資産がある場合において、贈与の時ににおけるその資産の価額 <sup>(注7)</sup> の合計額が会社の資産の価額の合計額の70%以上とならないこと
⑨	会社の特定特別関係会社 <sup>(注8)</sup> が非上場会社に該当すること
⑩	会社の特定特別関係会社が風俗営業会社に該当しないこと
⑪	会社の特定特別関係会社が中小企業者であること

- (注) 1 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項において準用する同令第40条の8第7項に規定する会社をいい、特例対象受贈非上場株式等に係る会社、その会社の代表権を有する者やその会社の代表権を有する者の親族などが、総株主等議決権数の50%を超える議決権数を保有する場合の会社（会社法第2条第2号に規定する外国会社を含みます。）をいいます。
- 2 その会社又はその会社との間に支配関係（その会社が他の法人の発行済株式又は出資（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に定める関係をいいます。）がある法人がその特別関係会社の株式等を有する場合に限りません。
- 3 「資産管理会社」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第3号又は第4号において準用する同法第70条の7第2項第8号又は第9号に規定する会社をいい、贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間内<sup>\*1</sup>に有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限ります。）、現金・預貯金等（特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）の特定の資産の保有割合が会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額の70%以上の会社や贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から納税の猶予に係る期限が確定する日までに終了する事業年度の末日までの期間内<sup>\*2</sup>のいずれかの事業年度におけるこれら特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社などをいいます。
- なお、⑦贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、商品の販売や資産の貸付け（特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付けを除きます。）などの業務を行っていること、⑧贈与の時に特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と生計を一にする親族以外の常時使用する従業員の数が5人以上であること、⑨贈与の時にその会社が⑩の常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有し又は賃借していること、など一定の要件を満たす場合には、資産管理会社に該当しません（下記(3)において同じです。）。
- ※ 1 平成31年4月1日以後に事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことなど一定の事由が生じたことにより当該期間内のいずれかの日において会社に係る特定の資産の保有割合が70%以上となった場合には、その事由が生じた日から同日以後6か月を経過する日までの期間は、除かれます。
- 2 平成31年4月1日以後に事業活動のために必要な資金を調達するために特定の資産を譲渡したことなど一定の事由が生じたことによりその期間内に終了するいずれかの事業年度における会社に係る特定の資産の運用収入の割合が75%以上となった場合には、その事業年度の開始の日からその事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間は、除かれます。
- 4 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 5 贈与の日がその贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、その贈与の日の属する事業年度及びその事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超える必要があります。
- 6 「中小企業者」とは、円滑化法第2条各号のいずれかに該当する会社をいいます。
- 7 その会社が贈与の時に現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合には、その贈与の時に有していたものとしたときにおけるその資産の価額をいいます。
- 8 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第7項において準用する同令第40条の8第8項に規定する会社をいい、特例対象受贈非上場株式等に係る会社、その会社の代表権を有する者やその会社の代表権を有する者と生計を一にする親族などが、総株主等議決権数の50%を超える議決権数を保有する場合の会社（会社法第2条第2号に規定する外国会社を含みます。）をいいます。

## 二 特例対象贈与の要件

この特例の適用を受けるためには、次表の区分に応じた一定数以上の非上場株式等の贈与を受けていることが要件となります。

①	要件	特例経営承継受贈者が1人の場合	
		次のイ又はロの区分に応じ、それぞれの数の贈与	
		イ $a \geq b \times \frac{2}{3} - c$ の場合	「 $b \times \frac{2}{3} - c$ 」以上の数の贈与
		ロ $a < b \times \frac{2}{3} - c$ の場合	「a」の全ての贈与
②	要件	特例経営承継受贈者が2人又は3人の場合	
		次のイ及びロを満たす数の非上場株式等の贈与	
		イ $d \geq b \times \frac{1}{10}$	
		ロ $d > e$	

- (注) 1 ①又は②のいずれの場合に該当するかは、同一の贈与者から同一年中に同一の会社の非上場株式等を贈与により取得した者の数によります。
- 2 上記の表の算式中の符号は次のとおりです。  
「a」… 贈与者が贈与の直前に保有する会社の非上場株式等の数  
「b」… 贈与の時における会社の発行済株式等の総数  
「c」… 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有する会社の非上場株式等の数  
「d」… 贈与直後におけるそれぞれの特例経営承継受贈者の保有する会社の非上場株式等の数  
「e」… 贈与直後における贈与者の保有する会社の非上場株式等の数
- 3 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、持分会社の場合も上記に準じます。

## ホ 申告の手続

この制度の適用を受けるためには、**贈与税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出するとともに特例株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保**（特例対象受贈非上場株式等でなくても差し支えありません。）**を提供**する必要があります。

- (注) 1 申告に当たっては、61～63ページに掲載されているチェックシートを使用してください。
- 2 特例対象受贈非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、特例株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。
- 3 非上場会社の株式を担保として提供する場合には、その株式の株券を法務局（供託所）に供託し、法務局（供託所）から交付を受けた「供託書正本」を税務署に提出します。  
なお、株券が発行されていない場合には、次に掲げる書類を提出することにより、株券を発行することなく非上場会社の株式を担保として提供することができます。詳しくは税務署にお尋ねください。

株券が発行されていない場合の担保関係書類	
・	受贈者が所有する非上場株式についての質権設定の承諾書
・	印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの）
※	質権設定後に、会社法第149条第1項の書面を提出する必要があります。

## へ 納税猶予期間中の手続

この制度の適用を受けている特例経営承継受贈者は、特例株式等納税猶予税額が免除されるまで又は特例株式等納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、**特例経営贈与承継期間内は毎年、特例経営贈与承継期間の経過後は3年ごとに**、引き続いてこの制度の適用を受ける旨及び特例対象受贈非上場株式等に係る会社の状況等に関する事項を記載した**届出書**（この届出書を「**継続届出書**」といいます。）に、**一定の書類を添付して提出しなければなりません。**

なお、**継続届出書の提出がない場合には、原則として、この制度の適用が打ち切れ、特例株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。**

## (3) 特例株式等納税猶予税額の納付

### イ 特例株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税は、特例株式等納税猶予税額の免除事由に該当する場合等を除き、原則として次の表に掲げる場合等に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で特例株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については税務署にお尋ねください。

(主な場合)

a	特例対象受贈非上場株式等について譲渡等があった場合
b	特例経営贈与承継期間内に特例経営承継受贈者が代表者でなくなった場合
c	会社が資産管理会社に該当した場合
d	担保の全部又は一部に変更があったことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合

## ロ 利子税

前ページのイにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合<sup>(※)</sup>が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）が適用されます。

(算式)

$$3.6\% \times \frac{\text{特例基準割合}^{(※)}}{7.3\%}$$

※ 特例基準割合

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

## ハ 特例経営贈与承継期間の経過後に特例株式等納税猶予税額を納付する場合の利子税の特例

特例経営贈与承継期間の経過後に、前ページのイに該当（一定の事由に限り）し、特例株式等納税猶予税額の全部又は一部を納付するときには、特例経営贈与承継期間の利子税の割合が年零パーセントに軽減されます。

## 2 納税猶予の特例措置の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例

1の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける特例経営承継受贈者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）については、その贈与を受けた時において贈与者（同日において60歳以上の者に限ります。）の「直系卑属（子や孫など）である推定相続人」又は「孫」以外の者であっても、相続時精算課税の適用を受けることができます。なお、相続時精算課税の適用を受ける場合の手続については5ページを参照してください。

(注) 特例経営承継受贈者が贈与者からの贈与により特例対象受贈非上場株式等を取得した場合において、当該特例対象受贈非上場株式等の取得の時に当該贈与者からの贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

## 3 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7)【一般措置】

### (1) 制度の概要

円滑化法の認定<sup>(注1)</sup>を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である受贈者（「経営承継受贈者」といいます。）が、贈与者から当該非上場会社の非上場株式等を贈与により取得（経営贈与承継期間<sup>(注2)</sup>の末日までに贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与に限ります。）をし、その会社を運営していく場合には、経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、対象受贈非上場株式等<sup>(注3)</sup>に係る課税価格に対応する贈与税の納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「株式等納税猶予税額」といいます。）。

この株式等納税猶予税額は、贈与者が死亡した場合等に該当したときには、その全部又は一部が免除されます。

ただし、免除されるまでに、対象受贈非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

なお、この制度は、贈与者から贈与により取得をした対象受贈非上場株式等に係る会社の株式等について、この制度の適用を受けている他の経営承継受贈者又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている経営承継相続人等若しくは「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている経営相続承継受贈者がある場合（この制度の適用を受けようとする人が、経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者又は租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限ります。）若しくは同法第70条の7の2第16項（第2号に係る部分に限ります。）の規定の適用に係る贈与により会社の株式等の取得をした人である場合を除きます。）には、適用を受けることはできません。

(注) 1 一般措置における「円滑化法の認定」とは、円滑化法第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第1項第7号又は第9号の事由に限ります。）をいいます。

なお、都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年1月15日までにその申請を行う必要があります。この認定を受けるための具体的な要件や手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、パンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし」などでご確認ください。

2 「経営贈与承継期間」とは、この制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける経営承継受贈者若しくは

経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

- ① 経営承継受贈者の最初のこの制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- ② 経営承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- 3 「対象受贈非上場株式等」とは、贈与により取得した非上場株式等（議決権に制限のないものに限ります。）で贈与税の申告書にこの制度の適用を受けようとする旨の記載があるもの（一定の部分に限られます。87ページの(2)ニ参照）をいいます。

### ◎ 株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合

この制度に係る株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合については、会社の事業の継続が困難な事由が生じた場合に係る免除事由（80ページの⑦）を除いて、原則として「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」に係る免除事由（79ページの「特例株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」参照）と同様です。

ただし、贈与者が死亡した場合において一定の要件を満たしたときに適用される相続税の納税猶予制度は、一般措置（租税特別措置法第70条の7の4）となります。詳しくは税務署にお尋ねください。

## (2) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、次の要件などを満たす必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

### イ 贈与者の要件

次の区分に応じ、それぞれの要件に該当する人であること。

①	下記②以外の場合
要件	<p>イからニまでの要件を全て満たすこと</p> <p>イ 贈与の時のいずれかの日において会社の代表権を有していたことがあること</p> <p>ロ 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総株主等議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、経営承継受贈者となる者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと</p> <p>ハ 贈与者が贈与の直前に代表権を有していなかった場合には、ロのほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、ロと同様の保有状況であったこと</p> <p>ニ 贈与の時ににおいて会社の代表権を有していないこと</p>
②	<p>この制度の適用を受けようとする者が、次に掲げる者のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 会社の非上場株式等について、この制度、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている者</p> <p>ロ 上記①の要件を満たす者からこの制度の適用に係る贈与により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。）</p> <p>ハ 租税特別措置法施行令第40条の8の2第1項第1号に定める者から「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続等により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。）</p>
要件	贈与の時ににおいて会社の代表権を有していないこと

- (注) 1 「代表権」には、制限が加えられたものを除きます。
- 2 「特別の関係がある者」とは、その者の親族などその者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます（次のロにおいて同じです。）
- 3 「総株主等議決権数」及び「議決権数」には、会社の有する自己の株式など株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数などは含まれません（次のロにおいて同じです。）。

### ロ 経営承継受贈者の要件

経営承継受贈者は、贈与者からこの制度の適用に係る贈与により会社の非上場株式等を取  
得した人で、次のいずれにも該当する人<sup>(注)</sup>であること。

①	82ページの①(2)ロ（「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」に係る特例経営承継受贈者の要件）①～③、⑤及び⑥
②	贈与の時ににおいて、その者が保有する会社の議決権数が、その者及びその者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していること
③	会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けていないこと

(注) 該当する人が2人以上ある場合には、その会社が定めた1人に限ります。

## ハ 会社の要件

制度の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

①	82、83ページの①(2)ハ（「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」に係る会社の要件）①～⑤及び⑦～⑩
②	経営承継受贈者以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと

## ニ 対象贈与の要件等

この制度の適用を受けるには、次表の区分に応じ、それぞれ一定数以上の非上場株式等の贈与を受けていることが要件となります。

なお、この制度の対象となる非上場株式等の数については、次表の区分に応じた数が、それぞれ限度となります。

	区分	贈与を受ける数の要件	対象となる非上場株式等の限度数
①	$a \geq b \times \frac{2}{3} - c$ の場合	「 $b \times \frac{2}{3} - c$ 」以上の数の贈与	$b \times \frac{2}{3} - c$
②	$a < b \times \frac{2}{3} - c$ の場合	「a」の全ての贈与	a

- (注) 1 上記の表の算式中の符号は次のとおりです。  
「a」… 贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数  
「b」… 贈与の時に会社の発行済株式等の総数  
「c」… 経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数  
2 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、ます。  
3  $b \times \frac{2}{3}$  の計算において1株（円）未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。  
4 持分会社の場合も、上記に準じます。

## ホ 申告の手続

この制度の適用を受けるためには、**贈与税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出**するとともに株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保**（対象受贈非上場株式等でなくても差し支えありません。）**を提供**する必要があります。

- (注) 1 申告に当たっては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（一般措置）に係る適用要件チェックシート及び提出書類チェックシートを使用してください。  
2 対象受贈非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。  
3 非上場会社の株式を担保として提供する場合の手続等については84ページの①(2)ホを参照してください。

## ヘ 納税猶予期間中の手続

この制度の適用を受けている経営承継受贈者についても、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」と同様に**継続届出書の提出が必要**となります。詳しくは84ページの①(2)へを参照してください。

## (3) 株式等納税猶予税額の納付

### イ 株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

株式等納税猶予税額を納付しなければならない主な場合は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」に係る場合（84ページの①(3)イ）と同様のもののほか、「従業員数確認期間<sup>(注1)</sup>の末日において、当該期間の平均で、この制度又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る最初の贈与又は相続開始時の雇用の8割<sup>(注2)</sup>を維持できなかった場合<sup>(注3)</sup>」が該当します。

なお、これらの場合の納付期限及びその他の株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については、税務署にお尋ねください。

- (注) 1 「従業員数確認期間」とは、対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等についてこの制度又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるために提出する最初の贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます。  
2 8割の計算に当たり1人未満の端数があるときは、これを切り捨てた数とし、その贈与又は相続開始時の常時使用する従業員の数が1人であるときは、1人とされます。  
3 この場合に該当することによってその贈与税額を納付することとなった場合において、納税猶予の期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由があるなど、一定の要件を満たしているときには、申請により、延納が認められます。詳しくは税務署にお尋ねください。

### ロ 利子税

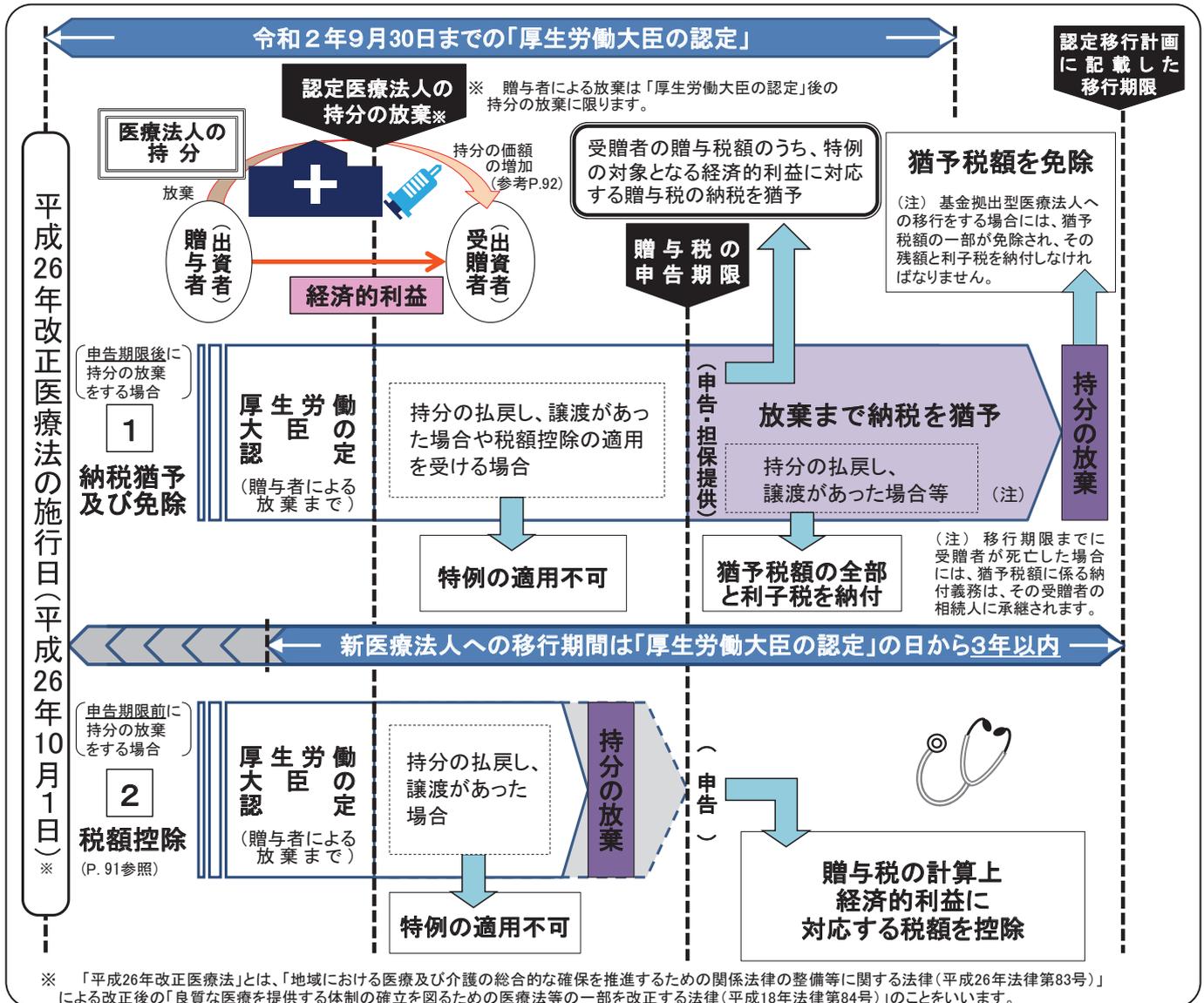
85ページの①(3)ロを参照してください。

## ハ 経営贈与承継期間の経過後に株式等納税猶予税額を納付する場合の利子税の特例

85ページの①(3)ハを参照してください。

## 9 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例

特例の概要は、次の図のとおりです。



### 1 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例

#### (1) 特例の概要

認定医療法人の持分を有する人(贈与者)がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人(受贈者)に贈与税が課される場合には、納付すべき贈与税のうち、その放棄により受けた経済的利益(11ページの「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」の「6」の利益をいいます。)の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます(猶予される贈与税額を「医療法人持分納税猶予税額」といいます。)

この医療法人持分納税猶予税額は、次に掲げる場合に該当したときには、その全部又は一部が免除されます。

#### ◎ 医療法人持分納税猶予税額が免除される場合

認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、次の①又は②に掲げる場合に該当することとなったとき(一定の場合を除きます。)には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額に相当する贈与税は、届出書を提出することにより、免除されます。

区分	届出により免除される額
① 認定医療法人の持分の全てを放棄 <sup>※1</sup> した場合	医療法人持分納税猶予税額(全額)
② 認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄 <sup>※1</sup> し、その残余の部分をもその基金拠出型医療法人の基金として拠出 <sup>※2</sup> したとき	医療法人持分納税猶予税額から基金として拠出した額に対応する部分の金額を控除した残額

※1 厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄届出書」(医療法施行規則附則様式7)を認定医療法人に提出することにより放棄しなければなりません。

2 基金として拠出した額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額と利子税は免除されません。

また、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、この特例の適用を受けることはできません。

①	認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
②	認定医療法人の持分の譲渡をした場合
③	認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄し、「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」(91ページ参照)の適用を受ける場合

(注)1 「認定医療法人」とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。)附則第10条の4第1項に規定する認定医療法人をいい、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平成26年10月1日)から令和2年9月30日までの間に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人に限ります。

「厚生労働大臣の認定」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定をいい、「医療法人」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する経過措置医療法人(平成19年4月1日前に設立された社団たる医療法人又は同日前に医療法第44条第1項の規定による認可の申請をし、同日以後に設立の認可を受けた社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第5項に規定する国若しくは地方公共団体又は厚生労働省令で定める一定の者以外の者を規定しているものをいいます。)をいいます。

2 「認定移行計画」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の4第2項に規定する認定移行計画をいいます。

なお、認定移行計画に記載する平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する新医療法人(社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者として医療法第44条第5項に規定する国若しくは地方公共団体又は厚生労働省令で定める一定の者を規定しているものをいいます。)への移行期限は、厚生労働大臣の認定の日から起算して3年を超えない範囲内のものであることが認定の要件となっています。

3 「基金拠出型医療法人」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の3第2項第1号ハに規定する基金拠出型医療法人をいいます。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

## (2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

### イ 贈与者の要件

認定医療法人(贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。ロ及びハにおいて同じです。)の持分を有していた人であること。

### ロ 受贈者の要件

認定医療法人の持分を有していた人(贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益について贈与税が課される人に限ります。)であること。

### ハ 特例の対象となる経済的利益の要件

贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益で、贈与税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

## 二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、次の表に掲げる書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期間内**(6ページ参照)に提出するとともに、医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保**(この特例の適用に係る認定医療法人の持分でなくても差し支えありません。)を提供する必要があります。

添付書類	
1	認定医療法人の定款の写し(厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類)
2	認定医療法人の認定移行計画の写し
3	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時における認定医療法人の出資者名簿の写し

(注) 受贈者が、担保を提供する時において有している認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合には、医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。その際の提出書類は次に掲げるとおりです。詳しくは税務署（管理運営担当）にお尋ねください。

認定医療法人の持分の全てを担保とする場合の担保提供関係書類	
・	受贈者が有する認定医療法人の持分についての質権設定の承諾書
・	印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの）
・	特例の適用に係る認定医療法人が、受贈者が有する持分に質権を設定されることについて承諾した旨が記載された公正証書など、租税特別措置法施行規則第23条の12の6第1項第3号に規定する書類

### (3) 医療法人持分納税猶予税額の納付

#### イ 医療法人持分納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限については、税務署にお尋ねください。

##### ◎ 医療法人持分納税猶予税額の全部確定

a	贈与税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に、認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
b	贈与税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に、認定医療法人の持分の譲渡をした場合
c	認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、新医療法人への移行をしなかった場合
d	認定医療法人の認定移行計画について、厚生労働大臣の認定が取り消された場合
e	認定医療法人が解散をした場合（合併により消滅をする場合を除きます。）
f	認定医療法人が合併により消滅をした場合（合併により医療法人を設立する場合において受贈者が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときなど一定の場合を除きます。）

##### ◎ 医療法人持分納税猶予税額の一部確定

認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに、基金拋出型医療法人への移行をする場合において、受贈者が認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拋出型医療法人の基金として拋出したとき

#### ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年6.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合※が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

(算式)

$$6.6\% \quad \times \quad \frac{\text{特例基準割合} (\%) }{7.3\%}$$

※ 特例基準割合

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

#### (4) 納付義務の承継

認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、この特例の適用を受ける受贈者が死亡した場合には、その受贈者に係る医療法人持分納税猶予税額の納付義務は、その受贈者の相続人が承継することになります（死亡した受贈者に係る医療法人持分納税猶予税額は、免除されません。）。

## 2 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例

### (1) 特例の概要

認定医療法人の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人（受贈者）に贈与税が課される場合において、その受贈者がその放棄の時からその放棄による経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄（(注)※1参照）したときには、その受贈者の贈与税額から放棄相当贈与税額を控除します（贈与税額から控除する放棄相当贈与税額を「医療法人持分税額控除額」といいます。）。

なお、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、この特例の適用を受けることはできません。

①	認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
②	認定医療法人の持分の譲渡をした場合

(注) 「医療法人持分税額控除額」とは、贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を受贈者に係る贈与税の課税価格とみなして計算した金額のうち、その受贈者による認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額をいいます。

区 分		税額控除額
①	認定医療法人の持分の全てを放棄 <sup>※1</sup> した場合	医療法人持分納税猶予税額に相当する金額
②	認定医療法人が基金拋出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄 <sup>※1</sup> し、その残余の部分 <sup>※2</sup> をその基金拋出型医療法人の基金として拋出 <sup>※2</sup> したとき	医療法人持分納税猶予税額に相当する金額から基金として拋出した額に対応する部分の金額を控除した残額

※1 厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則附則様式7）を認定医療法人に提出することにより放棄をしなければなりません。

2 基金として拋出した額に対応する部分の贈与税額は税額控除の対象となりません。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

### (2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

#### イ 贈与者の要件

認定医療法人（贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限り、口及びハにおいて同じです。）の持分を有していた人であること。

#### ロ 受贈者の要件

認定医療法人の持分を有していた人（贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益について贈与税が課される人に限ります。）で、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄（上記(1)の(注)※1参照）した人であること。

#### ハ 特例の対象となる経済的利益の要件

贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益で、贈与税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

### 二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に下表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に提出する必要があります。

添 付 書 類	
1	認定医療法人の定款の写し（厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類）
2	認定医療法人の認定移行計画の写し
3	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時における認定医療法人の出資者名簿の写し
4	受贈者が認定医療法人の持分の放棄をする際に認定医療法人に提出した厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（認定医療法人が受理した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
5	受贈者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時における認定医療法人の出資者名簿の写し
6	(1)の(注)②の場合（認定医療法人が基金拋出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、その残余の部分 <sup>※2</sup> を基金として拋出したとき）に限ります。 基金拋出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拋出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

## 10 医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例

### (1) 特例の概要

医療法人の持分を有する人の死亡に伴い、その医療法人の持分を有する他の人の持分の価額が増加し、その持分の価額の増加による経済的利益について、相続税法第9条（11ページの「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」の「6」の利益を受けた時に、その利益を贈与（又は遺贈）により取得したものとみなす規定をいいます。）の適用がある場合において、9の①医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（88ページ）又は②医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（91ページ）のいずれかの特例の適用を選択したときは、その経済的利益については、贈与（遺言により持分が放棄された場合であっても贈与）により受けたものとみなされ、贈与税の課税価格に算入されます。

なお、その経済的利益については、相続税法第19条第1項の規定（相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額の規定をいいます。）は適用されず、相続税の課税価格に加算されません。

(注)1 この特例は、受贈者が、上記9の①又は②のいずれかの特例の適用を受けることを選択した場合に限り、適用されます。

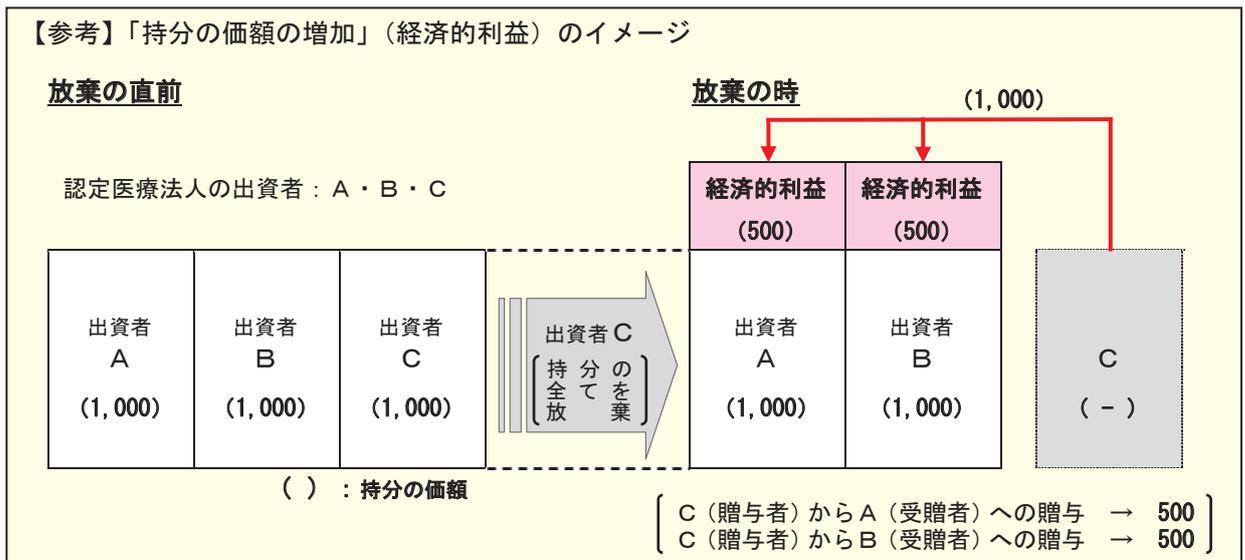
なお、受贈者が上記9の①の特例を選択する場合には、特例の適用に係る医療法人が贈与税の申告期限において、認定医療法人でなければなりません。また、受贈者が上記9の②の特例を選択する場合には、受贈者がその医療法人の持分の放棄をするときにおいて、その医療法人が認定医療法人でなければなりません。

2 この特例の適用を受ける場合には、遺言により持分が放棄され、医療法人の持分に係る経済的利益を遺贈で取得したとみなされる場合であっても、その経済的利益は贈与により受けたものとみなされ、死亡した「医療法人の持分を有する人」は「贈与者」と、その経済的利益を受けた「医療法人の持分を有する他の人」は「受贈者」として、上記9の①又は②の特例の適用を受けることになります。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

### (2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、上記9の①又は②の特例の適用を選択する旨を記載の上、その特例の適用に必要な書類（89ページ又は91ページの申告の手続をご参照ください。）を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に提出する必要があります。上記のほか、この特例の適用要件の詳細については、税務署にお尋ねください。



## 11 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例

### ○ 特例の概要

認定医療法人（医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成29年10月1日）から令和2年9月30日までの間に厚生労働大臣の認定（89ページの（注1）参照）を受けた医療法人に限ります。）の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄（認定移行計画に記載された移行期限までに新医療法人（89ページの（注2）参照）への移行をする場合におけるその移行の基因となる放棄に限り、遺言による放棄を除きます。）をしたことにより、その認定医療法人が経済的利益（11ページの「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」の「6」の利益をいいます。）を受けた場合であっても、**贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に、贈与税の申告書に下表に掲げる書類を添付して提出したときは、その経済的利益について、贈与税は課税されません。**

添付書類	
1	医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書
2	認定医療法人の定款の写し（厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類）
3	認定医療法人の認定移行計画の写し
4	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前におけるその認定医療法人の出資者名簿の写し
5	厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」の写しなどで、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があったことを明らかにする書類

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

### 《厚生労働大臣の認定が取り消された場合の修正申告等について》

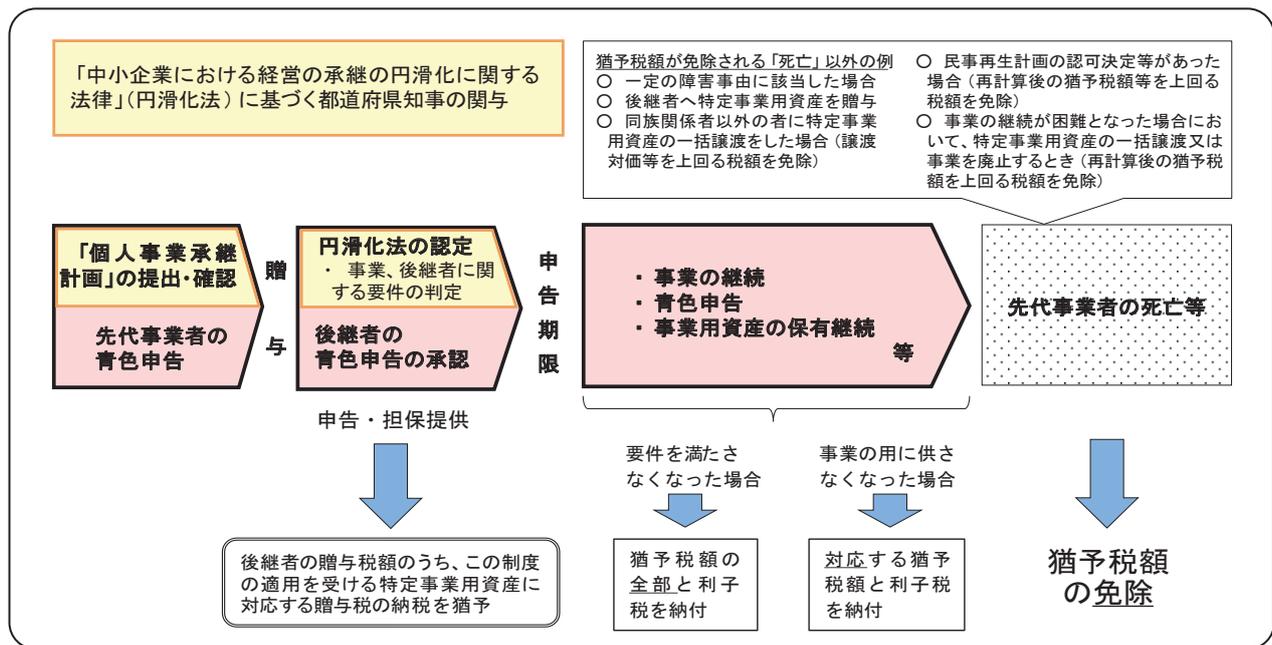
この特例の適用を受けて令和元年分の贈与税の申告をした認定医療法人（その認定医療法人が合併により消滅した場合には、その合併によりその認定医療法人の権利義務の全てを承継した医療法人）が、贈与税の申告書の提出期限（6ページ参照）からその認定医療法人が新医療法人への移行をした日から起算して6年を経過する日までの間に、平成18年医療法等改正法附則第10条の4第2項又は第3項の規定により厚生労働大臣の認定が取り消された場合には、その認定医療法人を個人とみなして、その経済的利益について贈与税が課税されます。

この場合において、その認定医療法人は、その厚生労働大臣の認定が取り消された日の翌日から2か月以内に、令和元年分の贈与税についての修正申告書を提出し、かつ、その期限内にその修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければなりません。

なお、この場合における認定医療法人の納付すべき贈与税額は、その放棄により受けた経済的利益について、その放棄をした人の異なるごとに、その放棄をした人の各一人のみから経済的利益を受けたものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額となります。

## 12 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等

この特例の概要は、次の図のとおりです。なお、この特例については、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの10年間の特例とされています。



### 1 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除

#### (1) 特例の概要

円滑化法の認定<sup>(注1、2)</sup>を都道府県知事から受ける後継者である受贈者（「特例事業受贈者」といいます。）が、青色申告（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限り、以下この12において同じです。）に係る事業（不動産貸付業を除きます。以下この12において同じです。）を行っていた贈与者からその事業に係る特定事業用資産<sup>(注3)</sup>の全てを贈与により取得（①平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の取得で最初のこの特例の適用に係る贈与による取得及び②その期間内の取得で①の取得の日<sup>(注4)</sup>から1年を経過する日までの間の贈与による取得に限り、）をし、その事業を営んでいく場合には、特例事業受贈者が納付すべき贈与税のうち、特例受贈事業用資産<sup>(注5)</sup>に係る課税価格に対応する贈与税の納税が猶予され（猶予される贈与税額を「事業用資産納税猶予税額」といいます。）、特例事業受贈者が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます（免除される主な場合については、次の「事業用資産納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」を参照してください。）。

ただし、免除されるまでに、特例受贈事業用資産を特例事業受贈者の事業の用に供さなくなった場合など一定の場合には、事業用資産納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

(注) 1 「円滑化法の認定」とは、円滑化法第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第16項第7号又は第9号の事由に限り、）をいいます。なお、円滑化法の認定を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

また、円滑化法の認定を受けるに当たっては、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに円滑化省令第16条第3号に規定する個人事業承継計画を都道府県知事に提出し、円滑化省令第17条第1項第3号の規定に基づく都道府県知事の確認を受ける必要があります。

2 円滑化法の認定に係る申請書の提出に関する窓口は特例事業受贈者の主たる事務所が所在する都道府県です。また、個人事業承継計画の提出に関する窓口については贈与者の主たる事務所が所在する都道府県になります。担当課については、パンフレット「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（個人版事業承継税制）のあらまし」などでご確認ください。

3 「特定事業用資産」については、98～99ページを参照してください

4 特例事業受贈者が、その事業に係る特定事業用資産について、最初に「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、「①の取得の日」は、その適用に係る相続又は遺贈による取得の日となります。

5 「特例受贈事業用資産」とは、贈与により取得した特定事業用資産で贈与税の申告書にこの特例の適用を受けようとする旨の記載があるものをいいます。

◎ 事業用資産納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合

①	贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合
②	贈与者が死亡した場合（ただし、特例受贈事業用資産は、その贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象となります。なお、その際、一定の要件を満たす場合には、その相続税についても納税の猶予が受けられます。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。） <sup>(注2)</sup>
③	特定申告期限 <sup>(注3)</sup> の翌日から5年を経過する日後に、特例事業受贈者が特例受贈事業用資産の全てにつき租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与をした場合
④	特例事業受贈者がその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについてやむを得ない理由 <sup>(注4)</sup> がある場合に限り。）
⑤	次に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合 イ 特例事業受贈者が特例受贈事業用資産の全てについて、特例事業受贈者の特別関係者 <sup>(注5)</sup> 以外の一定の者に対して譲渡若しくは贈与（以下この⑤及び⑥において「譲渡等」といいます。）をした場合又は民事再生法の規定による認可を受けた一定の再生計画の認可の決定に基づきその再生計画（再生計画の認可の決定に準ずる一定の計画を含みます。）を遂行するために譲渡等をした場合において、譲渡等があった時におけるその譲渡等をした特例受贈事業用資産の時価に相当する金額（その金額が譲渡等をした特例受贈事業用資産の譲渡等の対価の額より低い金額である場合には、その譲渡等の対価の額）と特別関係者が特例事業受贈者から受けた一定の必要経費不算入対価等 <sup>(注6)</sup> との合計額がその譲渡等の直前における事業用資産納税猶予税額に満たないとき ロ 特例事業受贈者について破産手続開始の決定があった場合
⑥	次に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合（特例事業受贈者の特例受贈事業用資産に係る事業の継続が困難な事由 <sup>(注7)</sup> が生じた場合に限り。96ページの（参考）参照。） イ 特例事業受贈者が特例事業受贈者の特別関係者以外の者に対して特例受贈事業用資産の全ての譲渡等をした場合において、譲渡等の対価の額（その額がその時における特例受贈事業用資産の時価に相当する金額の2分の1以下である場合には、その2分の1に相当する金額）をこの特例の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産の贈与の時における価額とみなして猶予税額を計算した金額と特別関係者が特例事業受贈者から受けた一定の必要経費不算入対価等との合計額が譲渡等の直前における事業用資産納税猶予税額に満たないとき ロ 特例受贈事業用資産に係る事業の廃止をした場合において、廃止の直前における特例受贈事業用資産の時価に相当する金額をこの特例の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産のその贈与の時における価額とみなして猶予税額を計算した金額と特別関係者が特例事業受贈者から受けた一定の必要経費不算入対価等との合計額がその廃止の直前における事業用資産納税猶予税額に満たないとき
⑦	特例事業受贈者について民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、特例事業受贈者の有する資産につき一定の評定が行われた場合

- (注) 1 免除に際しては、①、②又は④に該当することとなった日から6か月以内、③に該当することとなった場合には、特例受贈事業用資産の贈与を受けた者が特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の期限内申告書を提出した日から6か月以内、⑤又は⑥に該当することとなった日から2か月以内、⑦に該当することとなった場合には、認可の決定があった日から2か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。
- 2 その贈与者の死亡に係る相続税については、その贈与者から相続又は遺贈により租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等を取得した者は、当該宅地等について同条第1項の小規模宅地等の特例の適用を受けることはできません。



## (2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件等を満たす必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

### イ 贈与者の要件

次の区分に応じ、それぞれの要件に該当する人であること。

①	特定事業用資産を有していた者が贈与の時前において特定事業用資産に係る事業を行っていた者である場合
要件	イからハマまでの要件を全て満たすこと イ その贈与の時において所得税の納税地の所轄税務署長にその事業を廃止した旨の届出書を提出していること又はこの特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出する見込みであること ロ その事業について、贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により所得税の納税地の所轄税務署長に提出していること ハ 既にこの特例の適用に係る贈与をしている者 <sup>(注)</sup> に該当しないこと
②	上記①以外の場合
要件	イからハマまでの要件を全て満たすこと イ 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与又は相続開始の直前において、その者と生計を一にする親族であること ロ イの贈与の時又は相続開始の時に贈与をした贈与者であること ハ 既にこの特例の適用に係る贈与をしている者 <sup>(注)</sup> に該当しないこと

(注) 同一年中に他の特例事業受贈者に特定事業用資産の贈与をしている者は含まれません。

### ロ 特例事業受贈者の要件

贈与者からこの特例の適用に係る贈与により特定事業用資産を取得した人で、次のいずれにも該当する人であること。

①	贈与の日において20歳以上であること
②	「円滑化法の認定」を受けていること
③	贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特定事業用資産に係る事業(その事業に準ずるものとして一定のものを含みます。)に従事していたこと
④	贈与の時から申告期限までの間に特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、その申告期限まで引き続きその特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していること
⑤	申告期限において、特定事業用資産に係る事業について開業の届出書を提出していること及び青色申告の承認を受けていること <sup>(注1)</sup>
⑥	特定事業用資産に係る事業が、贈与の時において、資産保有型事業 <sup>(注2)</sup> 、資産運用型事業 <sup>(注3)</sup> 及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれにも該当しないこと
⑦	円滑化省令第17条第1項の都道府県知事の確認(同項第3号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第7項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けた者であること

(注) 1 青色申告の承認を受けるためには、業務を開始した日(贈与の日)から2か月以内に、税務署長に申請を行う必要があります。ただし、後継者が、贈与前から他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに申請を行うことが必要です。

2 「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号に規定する事業をいい、この特例の適用に係る贈与の日の属する年の前年1月1日から事業用資産納税猶予税額の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間内において、特定資産<sup>\*</sup>の保有割合が、その事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額の70%以上の事業をいいます。

ただし、特例事業受贈者の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことなど一定の事由が

生じたことにより、その保有割合が70%以上となった場合には、その事由が生じた日から同日以後6か月を経過する日までの期間は、上記の期間から除かれます。

※ 「特定資産」とは、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限ります。）、現金・預貯金等（特別関係者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）の一定の資産をいいます。

- 3 「資産運用型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の8第2項第5号に規定する事業をいい、この特例の適用に係る贈与の日の属する年の前年1月1日から事業用資産納税猶予税額の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日の属する年の前年12月31日までの期間内のいずれかの年において、特定資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の事業をいいます。

ただし、特例事業受贈者の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことなど一定の事由が生じたことにより、その運用収入の割合が75%以上となった場合には、その事由が生じた年の1月1日からその翌年の12月31日までの期間は、上記の期間から除かれます。

## ハ 特例の対象となる特定事業用資産

特例の対象となる特定事業用資産は、贈与者の事業の用に供されていた次に掲げる資産（贈与者のこの特例の適用に係る贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表※に計上されているものに限ります。）の区分に応じそれぞれ次に定めるものをいいます。

※ 贈与者が97ページのイ②の者に該当する場合には、特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る贈与の日又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続開始の日の属する年の前年分のその事業を行っていた者の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表となります。

- (イ) 宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいい、一定の宅地等に限ります。） その宅地等の面積の合計のうち400㎡以下の部分

(注) 1 「一定の宅地等」とは、建物又は構築物の敷地の用に供されている宅地等（農地又は採草放牧地は除きます。）をいい、棚卸資産を除きます。なお、宅地等のうちにその事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、その事業の用に供されていた部分に限られます。

2 その贈与者から贈与を受けた後継者が2人以上いる場合には、各後継者が取得した宅地等の面積の合計で400㎡以下の部分に限ります。

- (ロ) 建物（一定の建物に限ります。） その建物の床面積の合計のうち800㎡以下の部分

(注) 1 「一定の建物」とは、この特例の適用に係る贈与の直前において贈与者の事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しない建物をいい、建物のうちにその事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、その事業の用に供されていた部分に限られます。

2 その贈与者から贈与を受けた後継者が2人以上いる場合には、各後継者が取得した建物の床面積の合計で800㎡以下の部分に限ります。

- (ハ) 減価償却資産（(ロ)に掲げるものを除きます。） 次に掲げるもの

A 固定資産税の課税対象とされる地方税法第341条第4号に規定する償却資産（機械装置など）

B 自動車 次に掲げるもの

(A) 自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用される自動車

(B) (A)に掲げる自動車以外の自動車で次に掲げるもの

a 自動車登録規則別表第二の自動車の範囲欄の1、2、4及び6に掲げるもの

b 道路運送車両法施行規則別表第二の四の自動車の用途による区分欄の1及び3に掲げるもの

(参考) 具体的な用途及び分類番号

	用途	分類番号(ナンバー)
普通・小型自動車	貨物の運送の用に供する普通自動車	1、10～19、100～199、10A～19Z、1A0～1Z9、1AA～1ZZ
	人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車	2、20～29、200～299、20A～29Z、2A0～2Z9、2AA～2ZZ
	貨物の運送の用に供する小型自動車	4、6、40～49、60～69、400～499、600～699、40A～49Z、60A～69Z、4A0～4Z9、6A0～6Z9、4AA～4ZZ、6AA～6ZZ
	散水自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車	8、80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ

軽自動車	貨物の運送の用に供する軽自動車	40～49、400～499、600～699、40A～49Z、60A～69Z、4A0～4Z9、6A0～6Z9、4AA～4ZZ、6AA～6ZZ
	散水自動車その他特種の用途に供する軽自動車	80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ

(注) 上記の「自動車」には、二輪のものは含まれません。

(C) 原動機付自転車並びに軽自動車（二輪のものに限ります。）及び小型特殊自動車（四輪以上のものうち、乗用のもの及び営業用の標準税率が適用される貨物用のものを除きます。）

C 特許権など所得税法施行令第6条第8号に掲げる資産及び牛、果樹など同条第9号に掲げる資産

(注) 上記B(A)～(C)及びCに掲げる資産は、主として趣味又は娯楽の用に供する目的で保有するものは除かれ、事業の用に供されていた以外の部分がある場合には、事業の用に供されていた部分に限られます。

## 二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、**贈与税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出するとともに事業用資産納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。**

なお、この特例の適用に係る贈与により宅地等又は建物である特定事業用資産を取得した日の属する年中においてその贈与者から贈与により宅地等又は建物である特定事業用資産を取得した他のこの特例を受けようとする者がいる場合には、その特例事業受贈者がこの特例を受けるものの選択についてのその他の者の同意が必要です。

(注) 申告に当たっては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る適用要件チェックシート及び提出書類チェックシートを使用してください。

## ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けている特例事業受贈者は、事業用資産納税猶予税額が免除されるまで又は事業用資産納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、**3年ごとに、引き続きこの特例の適用を受ける旨及び特例受贈事業用資産に係る事業の状況等に関する事項を記載した届出書（この届出書を「継続届出書」といいます。）に、一定の書類を添付して提出しなければなりません。**

なお、**継続届出書の提出がない場合には、原則として、この特例の適用が打ち切られ、事業用資産納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。**

## へ 事業用資産納税猶予税額の納付

(イ) **事業用資産納税猶予税額の全部を納付しなければならない場合**

納税猶予を受けている贈与税は、事業用資産納税猶予税額の免除事由に該当する場合等を除き、原則として次の表に掲げる場合等に該当することとなったときは、その贈与税の全部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で事業用資産納税猶予税額を納付しなければならない場合については税務署にお尋ねください。

(主な場合)

①	その特例事業受贈者が事業を廃止した場合 <sup>(注)</sup>
②	その事業が資産保有型事業、資産運用型事業又は性風俗関連特殊営業のいずれかに該当することとなった場合
③	特例事業受贈者が青色申告の承認を取り消された場合又は青色申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した場合

(注) 一定の障害等やむを得ない理由がある場合（95ページの④参照）や破産手続開始の決定があった場合（95ページの⑤参照）には、事業用資産納税猶予税額の免除事由に該当します。

(ロ) 事業用資産納税猶予税額の一部を納付しなければならない場合

特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合には、事業用資産納税猶予税額のうち、その事業の用に供されなくなった部分に対応する事業用資産納税猶予税額を納付しなければなりません。

ただし、次に掲げる場合には納税猶予は継続されます。

- 1 特例受贈事業用資産を陳腐化等の事由により廃棄した場合において、その廃棄をした日から2か月以内に税務署にその旨の届出書等を提出したとき
- 2 特例受贈事業用資産を譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得する見込みであることにつきその譲渡があった日から1か月以内に税務署長に申請をし、その承認を受けたとき（取得に充てられた対価に相当する部分に限ります。）
- 3 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資により全ての特例受贈事業用資産を移転した場合において、その移転につきその移転があった日から1か月以内に税務署長に申請をし、その承認を受けたとき

(注) 3の承認を受けた後における事業用資産納税猶予税額を納付しなければならない場合は、原則として、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」における経営承継期間後の納付事由（84ページの(3)イ参照）と同様となります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

(ハ) 利子税

上記(イ)及び(ロ)により納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合<sup>(※)</sup>が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）が適用されます。

(算式)

$$3.6\% \times \frac{\text{特例基準割合}^{(※)}}{7.3\%}$$

※ 特例基準割合

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

2 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例

①の「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特例事業受贈者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）については、その贈与を受けた時において贈与者（同日において60歳以上の者に限ります。）の「直系卑属（子や孫など）である推定相続人」又は「孫」以外の者であっても、相続時精算課税の適用を受けることができます。

なお、相続時精算課税の適用を受ける場合の手続については5ページを参照してください。

(注) 特例事業受贈者が贈与者からの贈与により特例受贈事業用資産を取得した場合において、当該特例受贈事業用資産の取得の時に当該贈与者からの贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

## 13 相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置

### (1) 特例の概要

特定贈与者（6ページの3（注2）参照）から相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、その特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続税の課税価格の軽減措置（租税特別措置法第69条の5の特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例：相続税の課税価格を一定の特定受贈森林経営計画対象山林について5%減額する特例です。）を受けるためには、**贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に、贈与税の申告書に(3)の「添付書類」を添付して、受贈者の住所地の所轄税務署長に届け出なければなりません。**

また、この届出をすることができる人は、その贈与を受けた時からその特定受贈森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施業を行っている人に限られます。

この制度の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

### (2) 特定受贈森林経営計画対象山林の要件

贈与の直前に特定贈与者が有していた立木又は土地等のうち、贈与の前に森林法第11条第5項（同法第12条第3項において読み替えて準用する場合並びに木材の安定供給の確保に関する特別措置法第8条の規定により読み替えて適用される場合及び同法第9条第2項又は第3項において読み替えて適用される森林法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含みます。）の規定による市町村長等の認定を受けた同法第11条第1項に規定する森林経営計画<sup>(注)</sup>が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、森林法施行規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林に限ります。）であること。

(注) 森林経営計画には、森林法第11条第5項第2号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための同条第1項に規定する森林経営計画のうち森林法施行規則第39条第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（その特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限ります。）及び森林法第16条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第9条第4項の規定による認定の取消しがあったものは含まれません。

### (3) 届出等の手続

この届出をするためには、**贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に贈与税の申告書に次に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。**

なお、次の表に掲げる書類のほかに、「相続時精算課税選択届出書」（105ページ参照）と35ページの「添付書類」に掲げる書類も必要となります。

(注) 「相続時精算課税選択届出書」及び35ページの「添付書類」は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成30年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません。

添 付 書 類	
1	令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書
2	特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し
3	2の森林経営計画に係る認定書の写し及びその他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合の書類の提出先及び添付書類については、税務署にお尋ねください。

## 14 災害により被害を受けた場合

### (1) 課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木（以下「動産等」といいます。）の価額のうちその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

### (2) 課税価格の計算の特例（特定土地等・特定株式等の特例）

特定非常災害発生日<sup>(注)</sup>の属する年（その特定非常災害発生日が1月1日から贈与税の申告書の提出期限までの間にある場合には、その前年。（3）において同じです。）の1月1日からその特定非常災害発生日の前日までの間に贈与を受けた財産でその特定非常災害発生日において所有していたもののうちに、次の表に掲げる特定土地等又は特定株式等がある場合には、贈与税額の計算におけるそれらの価額は、その特定非常災害発生日に係る特定非常災害の発生直後の価額とすることができます。

(注)1 「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいい、「特定非常災害発生日」とは、同項の特定非常災害発生日をいいます（(3)において同じです。）。

2 「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用がありませんので、ご注意ください。

特定土地等	特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域（同項の規定の適用がない場合には、特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域。以下「特定地域」といいます。）内にある土地又は土地の上に存する権利
特定株式等	特定地域内にあった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木の価額の合計額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等（金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。）

### (3) 贈与税の申告書の提出期限の特例

特定非常災害発生日の属する年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受け、上記(2)の適用を受けることができる人の贈与税の申告書の提出期限が特定日（特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定により延長された申告に関する期限と特定非常災害発生日の翌日から10か月を経過する日とのいずれか遅い日をいいます。）の前日以前である場合には、その贈与税の申告書の提出期限は、その特定日となります。

(注) 「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用がありませんので、ご注意ください。

○ 「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用に係る災害に関する税制上の措置については、それぞれの特例の概要を参照してください。

## 贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

### ● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㉑	円
基礎控除額	㉒	1,100,000円
㉒の控除後の課税価格【㉑-㉒】	㉓	,000円
㉓に対する税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㉔	円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額の合計額(㉑)から基礎控除額(㉒)を控除した課税価格(㉓)に【速算表（特例贈与財産用）】を使用して税額(㉔)を計算します。〕

㉑6,000,000円 - ㉒1,100,000円 = ㉓4,900,000円  
㉓4,900,000円 × 20% (特例税率) - 300,000円 (控除額) = ㉔680,000円

#### 【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください！> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

- ①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100千円）を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
  - ②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100千円）を差し引いた後の課税価格\*が3,000千円を超えるとき
- ※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額（1,100千円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

### ● 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合）

「特例税率」の適用がない贈与により取得した財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	㉑	円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	㉒	円
基礎控除額	㉓	1,100,000円
㉒及び㉓の控除後の課税価格【㉑-㉒-㉓】	㉔	,000円
㉔に対する税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㉕	円

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合  
(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)

〔一般贈与財産の価額の合計額(㉑)から配偶者控除額(㉒)及び基礎控除額(㉓)を控除した課税価格(㉔)に【速算表（一般贈与財産用）】を使用して税額(㉕)を計算します。〕

㉑14,000,000円 - ㉒10,000,000円 - ㉓1,100,000円 = ㉔2,900,000円  
㉔2,900,000円 × 15% (一般税率) - 100,000円 (控除額) = ㉕335,000円

#### 【速算表（一般贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

平成28年分以降用

(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)

## 贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

平成28年分以降用

（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取付した場合用）

### ● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の①の金額）	㉑	円
一般贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の②の金額）	㉒	円
配偶者控除額 （申告書第一表の③の金額）	㉓	円
暦年課税分の課税価格の合計額【㉑+㉒-㉓】 （申告書第一表の④の金額）	㉔	円
基礎控除額	㉕	1,100,000円
㉔の控除後の課税価格【㉔-㉕】 （申告書第一表の⑥の金額）	㉖	,000円
㉖の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	㉗	円
特例贈与財産に対応する税額 【㉗×㉑/㉖】	㉘	円
㉖の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	㉙	円
一般贈与財産に対応する税額 【㉙×（㉒-㉓）/㉖】	㉚	円
税額（㉘+㉚） （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	㉛	円

（例）特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額（㉑）と一般贈与財産の価額（㉒）の合計額（㉔）から基礎控除額（㉕）を控除した課税価格（㉖）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額（㉗・㉙）について、それぞれ（1）及び（2）のとおり按分計算し、その合計額（㉛）を計算します。〕

#### (1) 特例贈与財産に対応する税額（㉗及び㉘欄の計算）

㉑13,900,000円×40%（特例税率）－1,900,000円（控除額）＝㉗3,660,000円

㉗3,660,000円×（㉑5,000,000円／㉖15,000,000円）＝㉘1,220,000円（注）1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

#### (2) 一般贈与財産に対応する税額（㉙及び㉚欄の計算）

㉖13,900,000円×45%（一般税率）－1,750,000円（控除額）＝㉙4,505,000円

㉙4,505,000円×（（㉒10,000,000円－㉓0円）／㉖15,000,000円）＝㉚3,003,333円（注）1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

#### (3) 贈与税額の計算（㉛欄の計算）

㉘1,220,000円＋㉚3,003,333円＝㉛4,223,333円

#### 【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください！> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100千円）を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100千円）を差し引いた後の課税価格\*が3,000千円を超えるとき

\* 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額（1,100千円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

#### 【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

相続時精算課税選択届出書

税務署受付印



令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長

受贈者

住所 又は 居所	〒	電話( - - )
フリガナ		
氏名 (生年月日)	(大・昭・平	年 月 日) ㊞
特定贈与者との続柄		

(令和元年分用)

私は、下記の特定贈与者から令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成・令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

(1)  受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

① 受贈者の氏名、生年月日

② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注) 次の場合の②の書類については、裏面の6をご覧ください。

- ・ 租税特別措置法第70条の6の8(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合
- ・ 租税特別措置法第70条の7の5(非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合

(2)  受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。

(3)  特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類

(注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。

2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。

(4)  特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 1 租税特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。

2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	㊞	電話番号	
-------	---	------	--

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿		確認
---	--------	------	---	----	--	----

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(令元.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

## 書 き か た 等

1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。

なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第 70 条の 2 の 6 第 1 項の規定の適用により、相続税法第 21 条の 9 第 1 項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の 1 月 1 日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。

また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第 70 条の 2 の 6 第 1 項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。

6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

なお、(1) ②の添付書類については、特例事業受贈者が租税特別措置法第 70 条の 2 の 7 の適用を受ける場合は、「特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により同法第 70 条の 6 の 8 第 1 項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となり、特例経営承継受贈者が同法第 70 条の 2 の 8 の適用を受ける場合は、「特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により同法第 70 条の 7 の 5 第 1 項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

また、(3) の添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。また、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。

7 その他

(1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

(2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から 10 か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

# 本人確認書類 (写) 添付台紙

住所 又は 事業所 事務所 居所など		フリガナ 氏名	
--------------------------------	--	------------	--

※ 本人確認書類の写しの添付は、申告書等の提出の都度必要です。

## のりしろ

### ◆ マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

(マイナンバーカード表面)



(マイナンバーカード裏面)



### ◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「①番号確認書類」の写しと「②身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

#### ① 番号確認書類

《本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

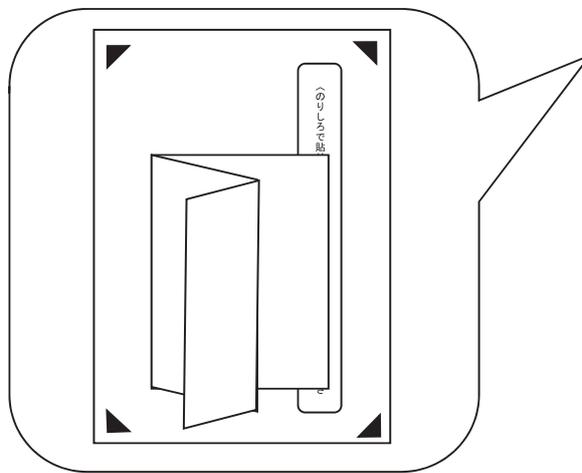
#### ② 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

※ のりしろに貼りきれない大きな書類の写しを本人確認書類として提出する場合は、この台紙の裏面部分に貼ってください。



へのりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。く

取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領

種類	細目	利用区分・銘柄等		
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別		
	畑			
	宅地	自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別		
	山林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）		
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）		
家屋	家屋（構造及び用途）、構築物	家屋については自家用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別		
事業(農業) 用財産	機械、器具、農機具その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「財産の価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。		
	売掛金			
	その他の財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号		
有価証券	株式、出資	上場株式等	その銘柄	
		取引相場のない株式、出資		配当還元方式によるもの
				その他の方式によるもの
	公債、社債			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券			
現金、預貯金等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別及び贈与の目的		
家庭用財産		その名称と銘柄		
その他の財産 (利益)	生命保険金等			
	立木	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）		
	その他	1 事業に関係ない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権については、その加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容		

(参考)「取引相場のない株式、出資」の「細目」欄への記載については、例えば、「株式 配当還元方式」や「出資 その他の方式」と記載していただいで差し支えありません。

# 贈与税の申告書は、 国税庁ホームページで作成！



STEP

## 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



◎ 税務署に行く手間がかかりません！

◎ 確定申告期間中は 24 時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Taxホームページでご確認ください。

STEP

## 2 申告書を作成

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

## 3 申告書を提出 申告書の提出は e-Tax（データ送信）または郵送等で！

### e-Tax で送信して提出



#### マイナンバーカードを使って送信 (マイナンバーカード方式)

用意するものは、次の2つ

① マイナンバーカード



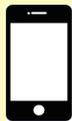
取得方法は表面  
を見てね！



② ICカードリーダライタ又は  
マイナンバーカード対応のスマートフォン



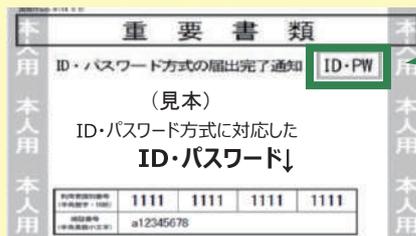
又は



一部の端末のみ

(注) 詳しくは、e-taxホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

#### IDとパスワードで送信 (ID・パスワード方式) (注)



ID・PW  
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。  
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

### 印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。



#### ●添付書類のイメージデータによる提出について

贈与税の申告書作成コーナーから、e-Tax で贈与税の申告書を送信する場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある特定の添付書類（例：戸籍の謄本など）について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。